

第2次呉市地域福祉計画

素案

令和8年7月

呉市福祉保健部福祉保健課

目 次

第1章 本計画の策定に当たって.....	1
(1) 本計画策定の背景.....	1
(2) 本計画の位置付け.....	3
(3) 本計画の期間.....	7
(4) 本計画の策定方法.....	7
(5) 地域福祉に関する様々な圏域.....	7
(6) 地域福祉を推進するための役割.....	8
第2章 本市の現状と課題.....	10
1 統計データから見る現状.....	10
(1) 人口及び世帯数の推移.....	10
(2) 高齢者の状況.....	12
(3) 障害者の状況.....	13
(4) ひとり親世帯、生活困窮者等の状況.....	15
(5) 成年後見制度の利用状況.....	18
(6) 再犯者等の現状.....	19
2 個別計画アンケート及び関係団体ヒアリングから見える地域の共通課題.....	21
(1) 個別計画アンケート結果.....	21
(2) 関係団体ヒアリング結果.....	22
(3) 地域の共通課題.....	23
3 第1次計画の振返りと本計画において取り組むべき課題.....	25
(1) 第1次計画の振り返り.....	25
(2) 本計画において取り組むべき課題.....	28
第3章 本計画の基本的な考え方.....	30
(1) 基本理念.....	30
(2) 基本目標.....	30
(3) SDGsの取組について.....	32
(4) 施策体系.....	33
第4章 施策の展開	34
基本目標1 地域福祉の意識醸成と支え合いによる地域づくりの促進.....	34
(1) 地域福祉の意識醸成.....	34
(2) 自ら取り組む健康づくりの推進.....	38
(3) 地域活動の活性化.....	41
(4) 地域住民が関わり合う交流の促進.....	44
(5) 地域における支え合いの推進.....	47

基本目標 2 地域福祉を支える体制の充実.....	50
(1) 包括的な支援体制の充実.....	50
ア 包括的な相談支援体制の充実と多様な機関との連携強化.....	50
(ア) 高齢者福祉施策の推進.....	56
(イ) 障害者福祉施策の推進.....	59
(ウ) 妊産婦とこども施策の推進.....	61
(エ) ケアラー支援の推進.....	67
(オ) 生活困窮者への支援.....	70
(カ) 孤独・孤立対策の推進.....	75
イ 訪問支援等による継続的サポート.....	79
ウ 社会参加の支援.....	82
エ 地域づくりに向けた支援体制の充実.....	86
基本目標 3 尊厳を守り、安心して暮らせる環境整備（権利擁護・安全・防災）.....	91
(1) 権利擁護の取組の支援.....	91
ア 虐待防止に関する取組の支援.....	91
イ 呉市成年後見制度利用促進基本計画の推進.....	96
(2) 再犯防止に関する取組の支援.....	100
ア 呉市再犯防止推進計画の推進.....	100
(3) 安全・安心に暮らす体制づくり.....	104
ア 地域防災の取組.....	104
イ 地域福祉サービスの充実.....	104
基本目標 4 地域福祉を担う基盤づくり（持続可能性）.....	110
(1) 地域福祉を担う人材の育成と確保.....	110
基本目標 5 心のバリアフリーの促進.....	116
(1) 他者に対する思いやりの心の醸成.....	116
(2) ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）※の促進.....	119
(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの促進.....	121
第 5 章 本計画の推進体制.....	123
(1) 関係機関との連携.....	123
(2) P D C A サイクルに基づく計画推進.....	123
(3) 数値目標・成果指標の設定.....	124
資料編	126
(1) 用語解説.....	126
(2) 呉市保健福祉審議会について.....	126

第1章 本計画の策定に当たって

(1) 本計画策定の背景

ア 国及び県の動き

国においては、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、国民の誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を掲げ、社会福祉制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）や社会的孤立・社会的排除に対応できるよう、地域の「つながり」や持続可能な地域づくりに向けた基本方針が打ち出されました。

また、令和3年4月に施行された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」といいます。）の改正では、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、複合的な課題の解決に向けた取組として「重層的支援体制整備事業」が創設され、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、福祉制度を活用した包括的な支援体制の構築が求められました。

令和4年3月に法第107条第1項の規定による「市町村地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」といいます。）として呉市地域福祉計画（以下「第1次計画」といいます。）を策定後、国においては、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）の制定（令和6年4月1日施行）や高齢者・障害者の虐待防止に係る運営基準の改正（高齢者は令和6年4月1日、障害者は令和4年4月1日から義務化）及び児童虐待防止に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の改正（令和7年10月1日施行）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」といいます。）の改正による「合理的配慮の提供」の義務化（令和6年4月1日施行）、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）等の改正による「居住支援の強化」や「子どもの貧困」への対応（「居住支援の強化」は令和7年4月1日に、「子どもの貧困」は令和6年10月1日に施行）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の改正による「ヤングケアラー」の法律上の明記（令和6年10月1日施行）など、地域共生社会の実現に向けた法改正等が行われました。

さらに、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号。令和9年4月1日施行予定）が令和8年6月25日に公布されたことに伴い、地域福祉計画に記載すべき事項として「地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項」（法第107条第1項第6号）が追加されることとなりました。

こうした国の動きを受けて、広島県では、これまでの福祉制度では対応できない複合的な課題や制度の狭間の課題に向き合いながら、地域共生社会の実現に向けて取組を進めるため、令和6年3月に「第2期広島県地域福祉支援計画」を策定し、

「重層的なセーフティネットの構築」に向け、「地域共生社会に対する理解の促進」，「多様な主体による支え合いの促進」，「まるごと相談支援体制の構築」，「つなぎ・つながる機能の充実・強化」，「支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ」及び「総合的な権利擁護体制の構築」の六つの施策の柱が設定されています。

イ 呉市の動き

呉市（以下「本市」といいます。）では、令和４年３月に「第１次計画」を策定し、「誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち」を基本理念として、地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進してきました。

この度、第１次計画の計画期間が令和８年度で満了するため、令和９年度から令和１３年度までの５年間を計画期間とする第２次呉市地域福祉計画（以下「本計画」といいます。）を策定します。

なお、本計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である「第５次呉市長期総合計画」（令和３年３月策定）や、令和７年３月に策定した「呉市こども計画」，令和８年度に策定予定の「呉市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画」，「第６次呉市障害者基本計画」などの分野ごとの個別計画，広域的な観点から地域福祉計画の実施を支援するための「第２期広島県地域福祉支援計画」など、関係のある他計画との整合を図ります。

また、第１次計画と同様に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）第１４条第１項に規定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成２８年法律第１０４号）第８条第１項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含した計画として、これらと一体的に策定します。

※本計画における「こども」の表記について

こども基本法（令和４年法律第７７号）において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義され、こども大綱（令和５年１２月策定）では、「こども」をライフステージごとに「乳幼児」（義務教育年齢に達するまで），「学童期」（小学生年代），「思春期」（中学生年代からおおむね１８歳まで），「青年期」（おおむね１８歳以降からおおむね３０歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示されています。

基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記とされています。

このことを踏まえ、内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和４年９月１５日付け事務連絡「「こども」表記の推奨について（依頼）」で、各府省庁に通

知し、次の特別な場合を除き、行政文書においても「こども」表記を活用されることがされています。

【特別な場合】

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

上記主旨を踏まえ、本計画においても、原則として「こども」表記としつつ、場面に応じて「子供」、「子ども」を併用しています。

(2) 本計画の位置付け

地域福祉計画の策定については、平成12年に法の一部改正により地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられ、地域福祉計画の策定に各地方公共団体が主体的に取り組むことが定められました。

その後、平成29年6月の法の一部改正により、策定について任意とされていたものが努力義務とされるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

本市の地域福祉計画は、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、福祉保健部を中心とする市の関係部局はもとより、呉市社会福祉協議会をはじめとする多様な関係機関が協議の上、計画的に整備していくものです。

■本計画の法令根拠

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し，又は変更しようとするときは，あらかじめ，地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに，その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は，定期的に，その策定した市町村地域福祉計画について，調査，分析及び評価を行うよう努めるとともに，必要があると認めるときは，当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、法第4条では、地域福祉の推進について地域住民及び社会福祉事業者等が相互に協力しながら、地域共生社会の実現を目指すこととされています。呉市のみでなく、地域におけるあらゆる主体が自分事として地域の課題解決に取り組み、協働して地域福祉を推進していく必要があります。

■地域福祉を推進する主体について

社会福祉法（抜粋）

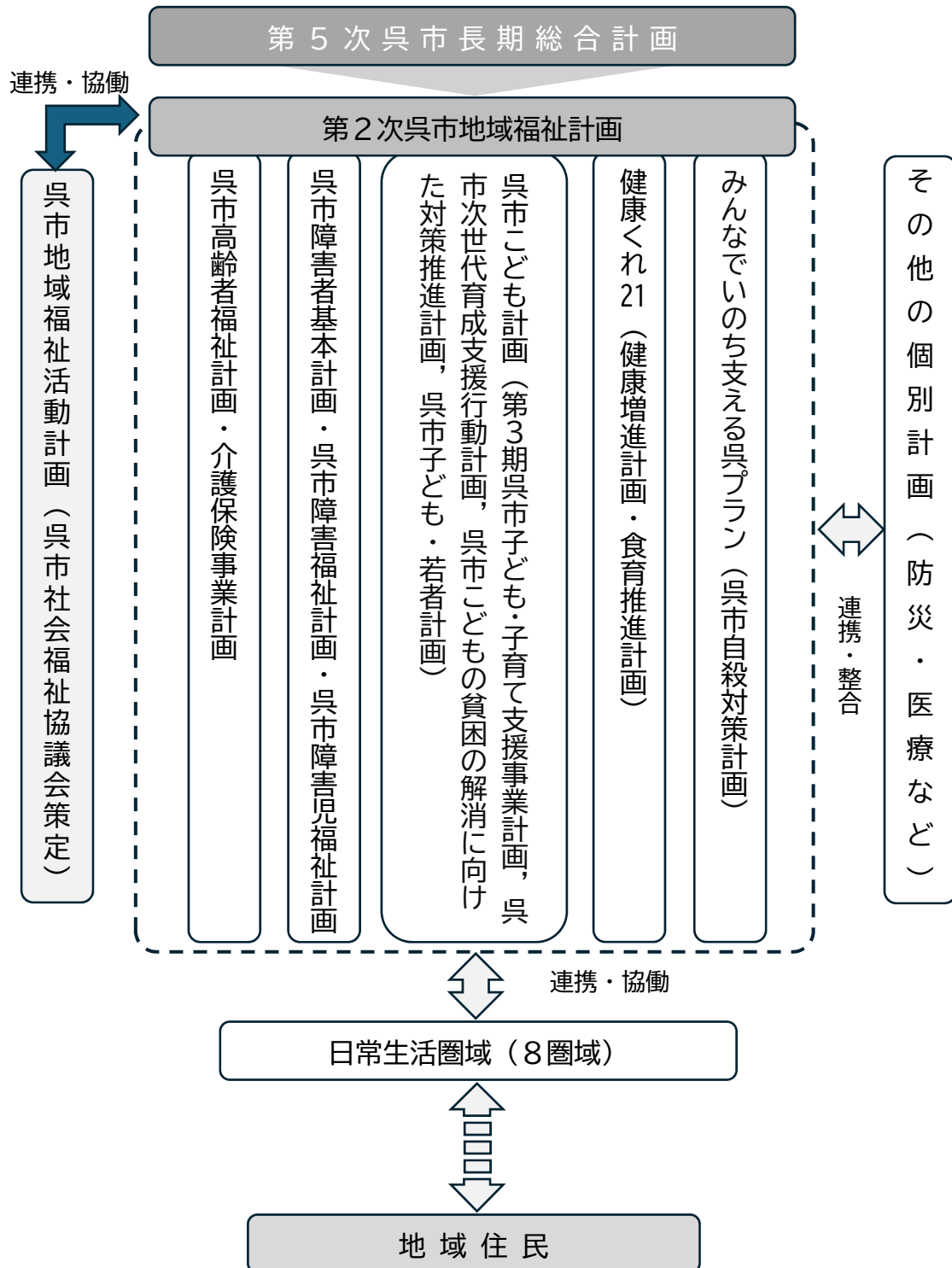
（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■本計画の位置付け



(3) 本計画の期間

計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

(4) 本計画の策定方法

ア 呉市保健福祉審議会

呉市社会福祉協議会をはじめ福祉分野で活躍する地域活動団体や社会福祉事業者、医療機関関係者等から成る「呉市保健福祉審議会」において、様々な立場から幅広く意見や助言を頂きながら、本計画を策定しました。

イ パブリックコメント

本計画の素案を公開し、広く市民の皆様の意見を募集しました。

(5) 地域福祉に関する様々な圏域

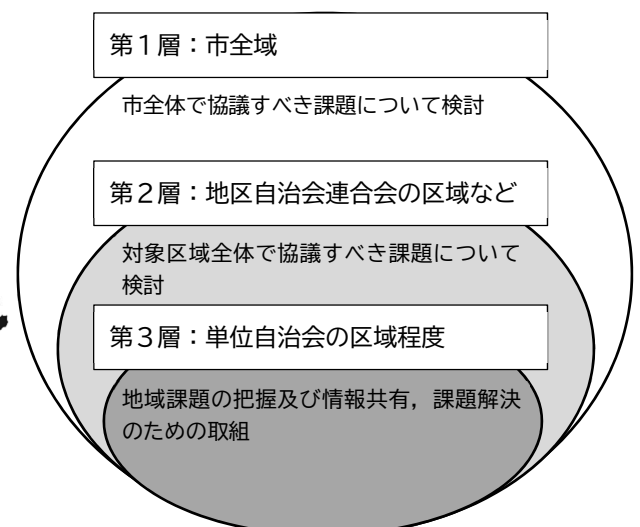
本市の地域福祉を推進していくためには、本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標の達成のために掲げる取組について、住民一人ひとりの取組から隣近所や自治会での取組まで様々なレベルで、また、個々の圏域から市内全域まで様々な圏域で、重層的に進めていくことが大切です。

本市では、各個別計画に基づき様々な圏域で福祉に関する活動が行われています。本計画では、基本的な地域の圏域としては、地域包括ケアシステムの基礎となる日常生活圏域（8圏域）を中心として捉え、各個別計画における圏域（自治会・各地区社会福祉協議会28圏域、25中学校区など）での活動と連携して取組を進めます。

■呉市の日常生活圏域（8圏域）



■呉市における重層的な圏域設定



呉市高齢者福祉計画・第9期呉市介護保険事業計画より

(6) 地域福祉を推進するための役割

地域福祉を推進するためには、本市や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

本市では、「個人」、「地域」及び「呉市」が一体となって地域福祉の推進に努めることとします。これを踏まえ、それぞれが役割を持って、互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

■地域福祉を推進するそれぞれの主体の役割

【個人】 地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域生活課題を「自分事」として捉え、主体的に地域との関わりを持つことが重要です。

日頃から近隣住民との挨拶や声掛け、見守り、地域行事への参加などを通じて、地域とのつながりを深め、支え合い・助け合いの関係づくりに取り組むことが求められます。

また、困りごとを抱えた際には一人で抱え込まず、相談窓口や関係機関につながることを求められます。

【地域】 地域には、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人住民など、多様な人々が暮らしており、誰もが地域の中で安心して自分らしく暮らせる地域づくりを進めることが重要です。

近年は、地域住民が抱える課題の複雑化・複合化や、孤独・孤立の深刻化が進んでいることから、自治会、各地区公衆衛生推進協議会、地区社会福祉協議会、単位民生委員児童委員協議会、高齢者相談室（地域包括支援センター）、福祉関係団体、NPO、ボランティア団体等が相互に連携しながら、支援を必要とする人の早期把握や見守り、地域での支え合い活動などを通じて、地域生活課題の解決に取り組むことが求められます。

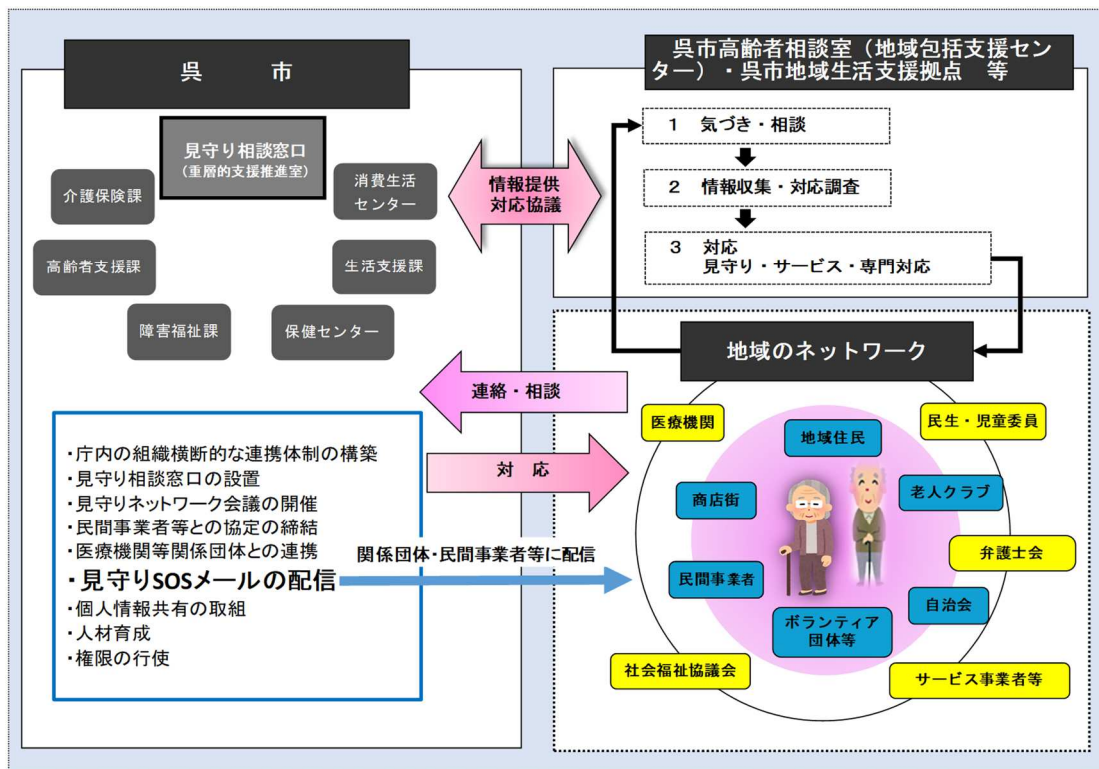
また、地域の実情に応じた居場所づくりや交流活動を進め、多様な主体が参加しやすい地域福祉活動を推進していくことが求められます。

【呉市】 地域住民が抱える課題の複雑化・複合化に伴い、既存の制度や分野別の支援だけでは対応が困難なケースが増加しています。

このため、本市には、地域住民や関係機関、呉市社会福祉協議会、地域活動団体等と連携しながら、「重層的支援体制整備事業」を基盤とした包括的な支援体制の充実を図ることが求められます。

また、地域福祉活動やボランティア活動への支援、人材育成、情報提供、関係機関の連携強化などを通じて、地域全体で支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められます。

■呉市見守りネットワークの仕組み



第2章 本市の現状と課題

1 統計データから見る現状

(1) 人口及び世帯数の推移

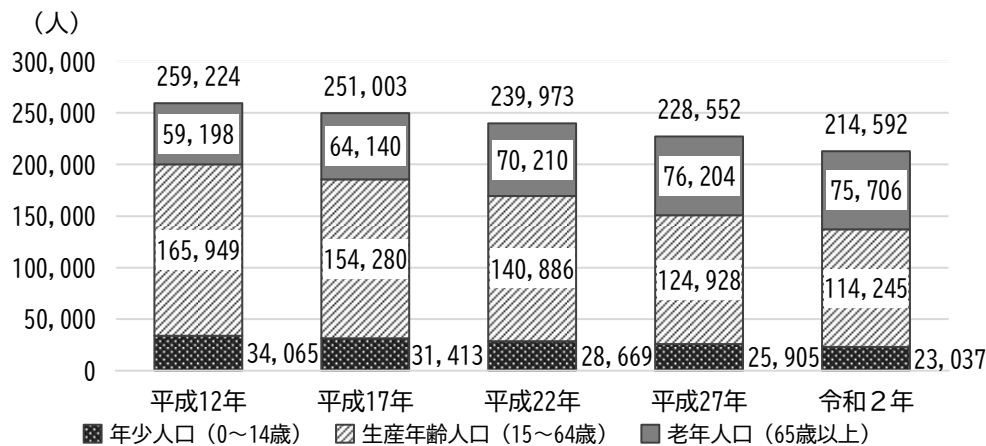
令和2年の本市の人口（214,592人）は、平成12年の本市の人口（259,224人）に比べて17.2パーセント減少しており、また、令和2年の本市の生産年齢人口（114,245人）も平成12年の本市の生産年齢人口（165,949人）に比べて31.2パーセント減少しています。

さらに、人口動態の推移をみると、出生数が死亡数を下回る「自然減」と転出が転入を上回る「社会減」が続いていることから、今後も人口減少が続くことが見込まれます。

また、少子高齢化の進行については、令和2年の本市の人口に占める年少人口の割合（10.7パーセント）は、平成12年の本市の人口に占める年少人口の割合（13.1パーセント）と比べて2.4ポイント減少した一方、令和2年の本市の人口に占める老年人口の割合（35.3パーセント）は、平成12年の本市の人口に占める老年人口の割合（22.8パーセント）と比べて12.5ポイント上昇しており、今後も少子高齢化の進行が見込まれます。

さらに、世帯数及び平均世帯人員は、減少傾向で推移しており、後述する高齢単身世帯の増加と併せると、本市では世帯の小規模化が進んでいると考えられます。

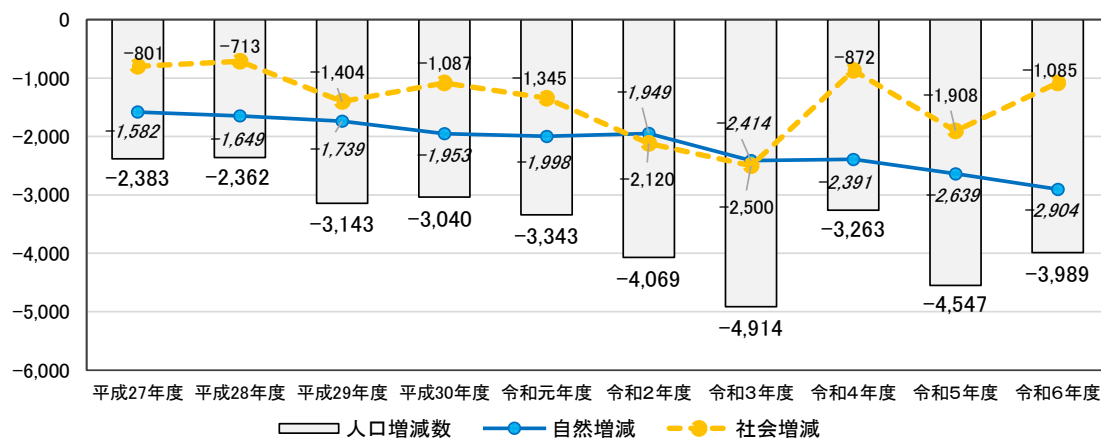
■年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査

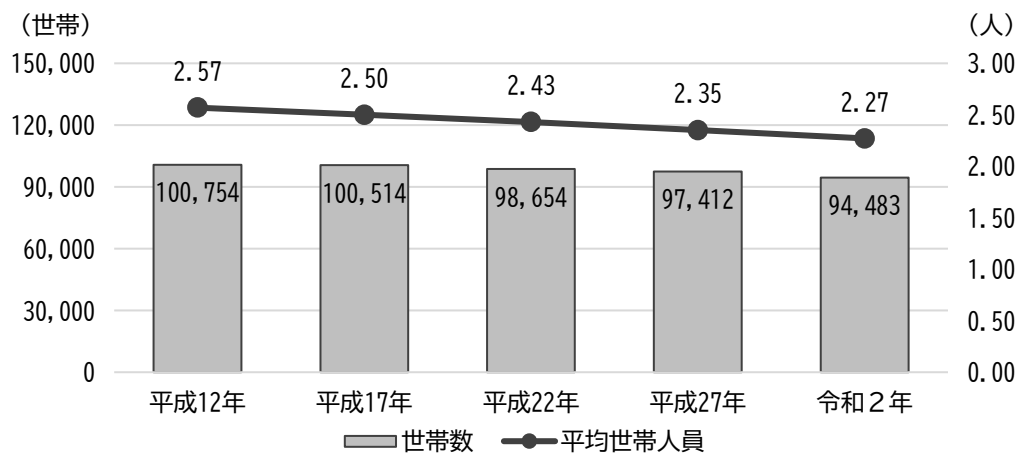
■人口動態の推移

(人)



出典：呉市統計書

■世帯数及び平均世帯人員の推移



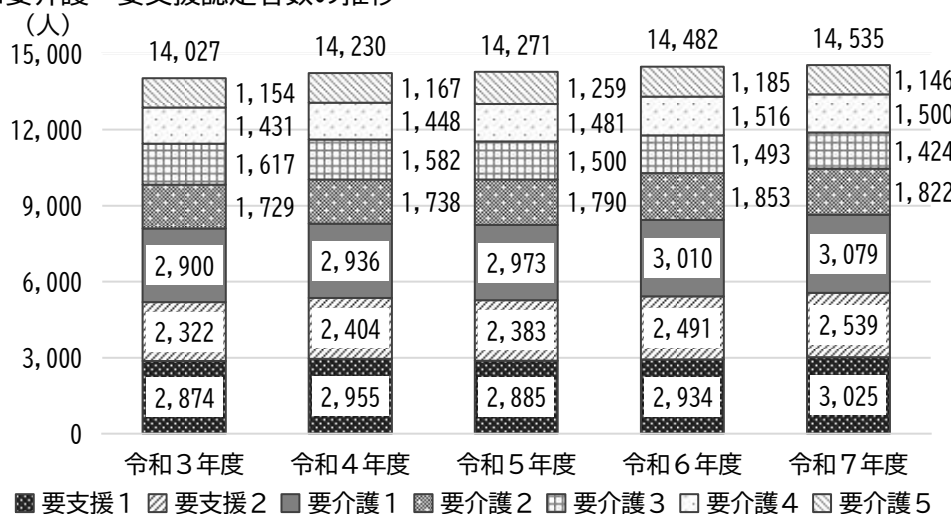
出典：国勢調査

(2) 高齢者の状況

要介護・要支援認定者数の推移をみると、要支援１・２及び要介護１の認定者は増加傾向にあり、要介護２以上の認定者は横ばい又は減少傾向にあります。

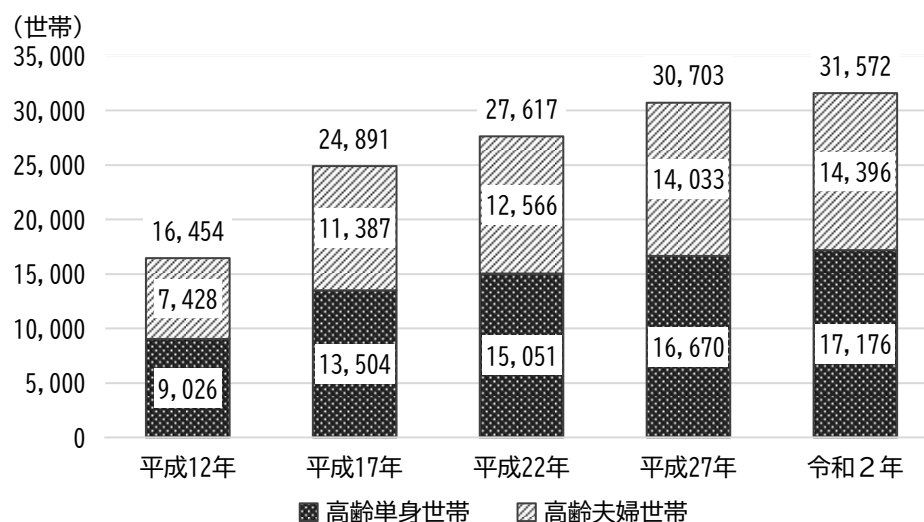
また、令和２年の本市の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の数（３１，５７２世帯）は、平成１２年の本市の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の数（１６，４５４世帯）と比べて１．９２倍となっており、高齢者のみの世帯が占める割合が高まっています。

■要介護・要支援認定者数の推移



出典：介護保険事業状況報告（各年９月末）

■高齢者のみ世帯数の推移



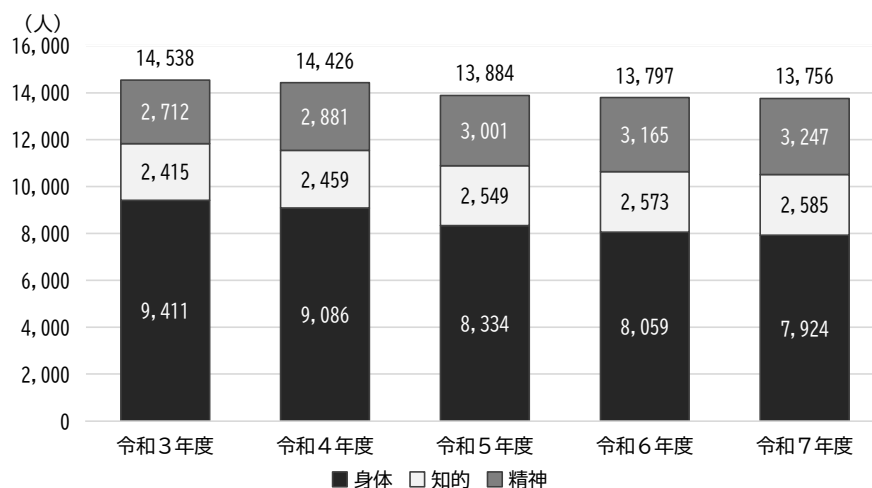
※高齢者とは６５歳以上の人のことを言います。

出典：国勢調査

(3) 障害者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者は減少する一方で、知的障害者及び精神障害者は増加しており、特に精神障害者の増加が顕著となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



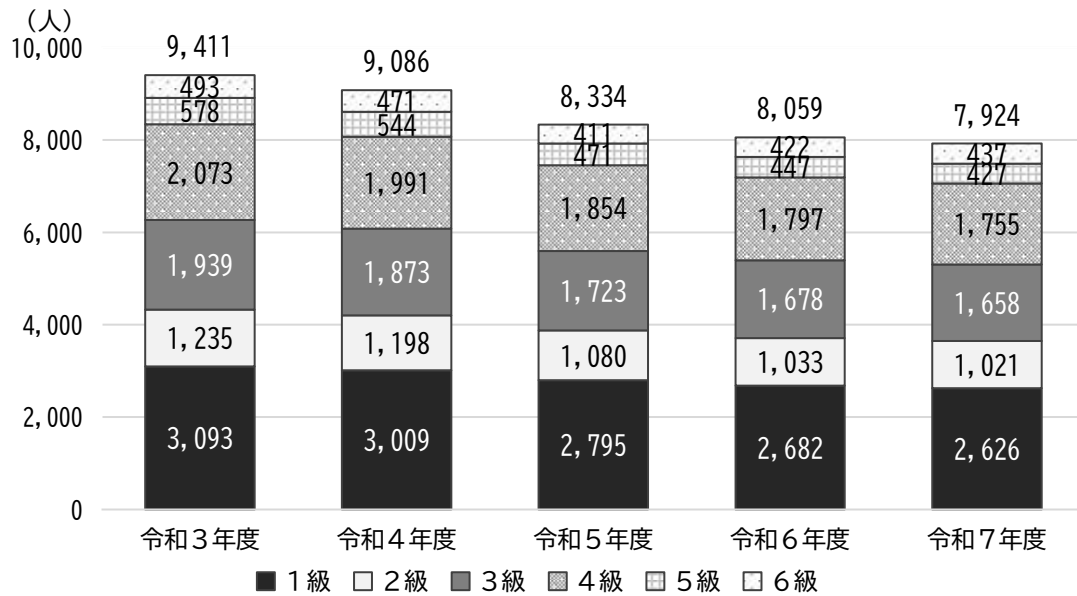
呉市福祉保健部障害福祉課調べ

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全ての等級で減少しており、全体で約16パーセントの減少となっています。

療育手帳所持者数の推移をみると、最重度・重度層では、おおむね横ばいで推移している一方、中度・軽度層、特に軽度層で顕著な増加が見られます。

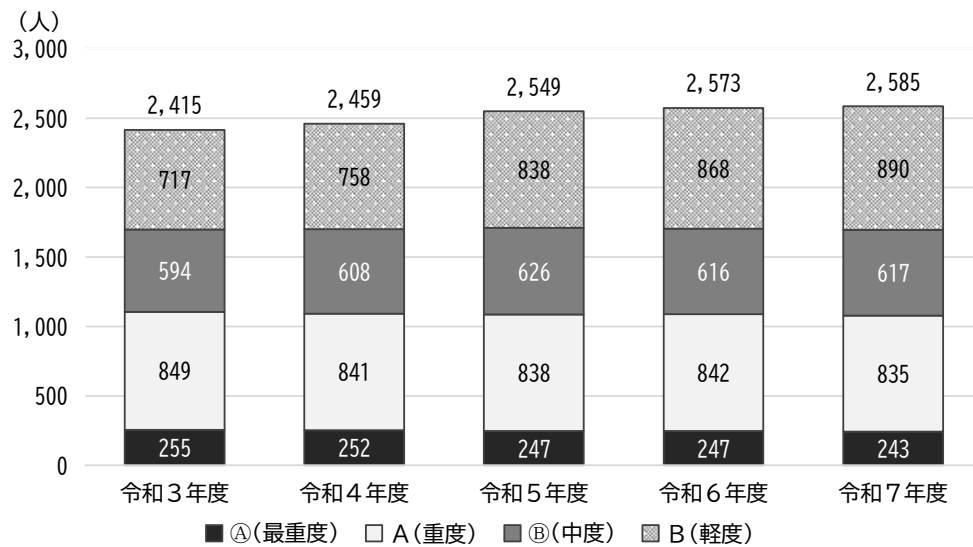
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、重度の1級の人が減少する一方で、中等度・軽度である2級・3級の人が大きく増加しています。特に3級の所持者数は、令和3年度から令和7年度の間で約20パーセントの増加となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



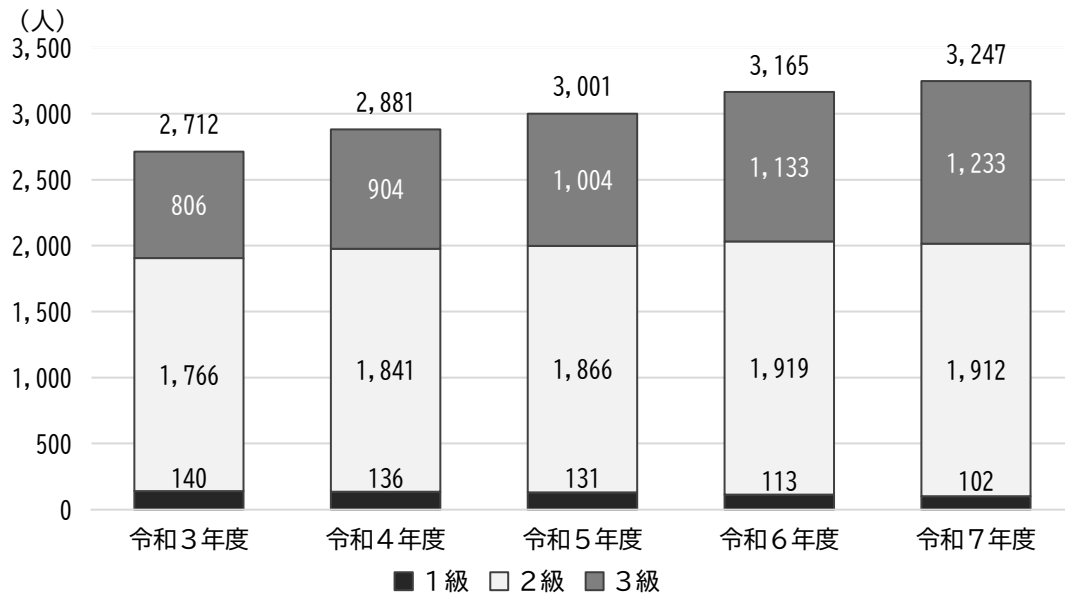
呉市福祉保健部障害福祉課調べ

■療育手帳所持者数の推移



呉市福祉保健部障害福祉課調べ

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



呉市福祉保健部障害福祉課調べ

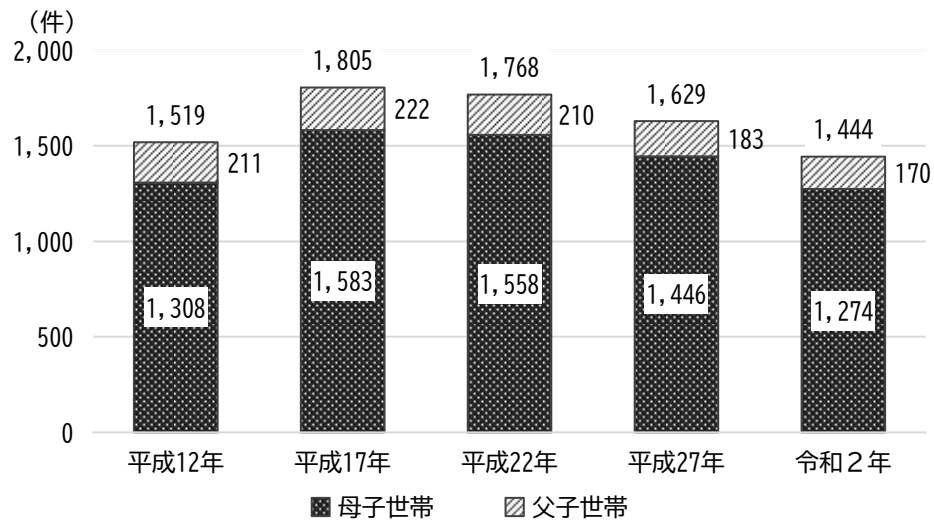
(4) ひとり親世帯，生活困窮者等の状況

ひとり親世帯数は，児童数の減少に伴い，平成17年をピークに減少傾向にあるものの，令和2年国勢調査時点において1,444世帯となっており，その大半を母子世帯が占めています。

生活困窮者自立相談支援事業の相談件数のうち，新型コロナウイルス感染症関連の相談件数は，令和4年度以降大きく減少し，令和6年度以降は0件で推移している一方で，通常相談の件数は増加傾向にあります。

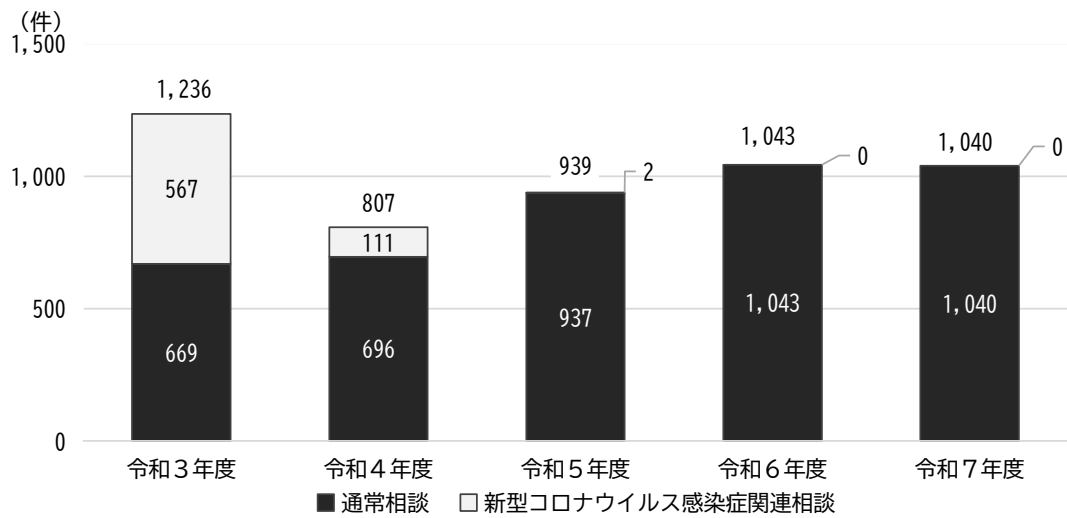
生活保護受給者数及び世帯数は，近年減少傾向にあるものの，本市の人口減少率が生活保護受給者の減少率を上回るため，保護率は微増となっています。

■ひとり親世帯数の推移



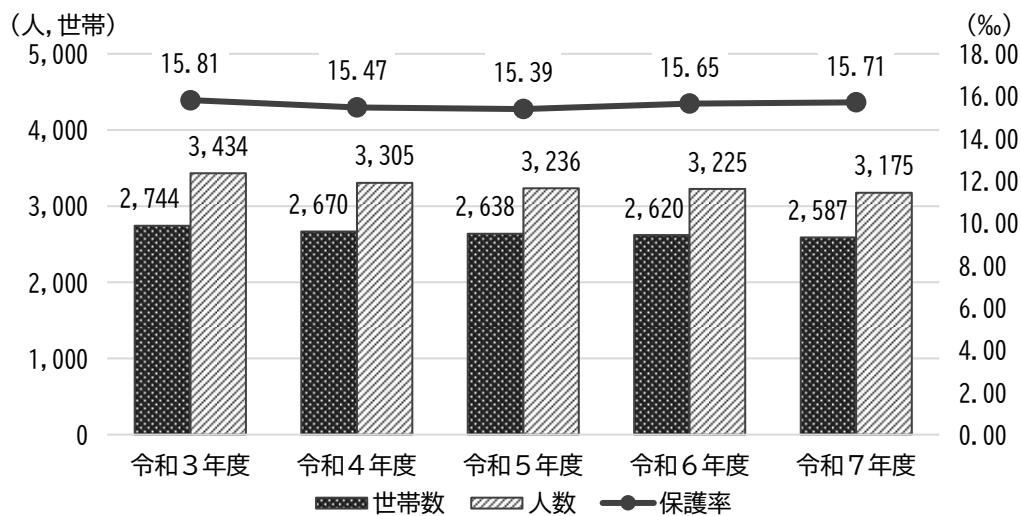
出典：国勢調査

■生活困窮者自立相談支援事業の相談件数の推移



呉市福祉保健部生活支援課調べ

■生活保護受給者数と世帯数の推移



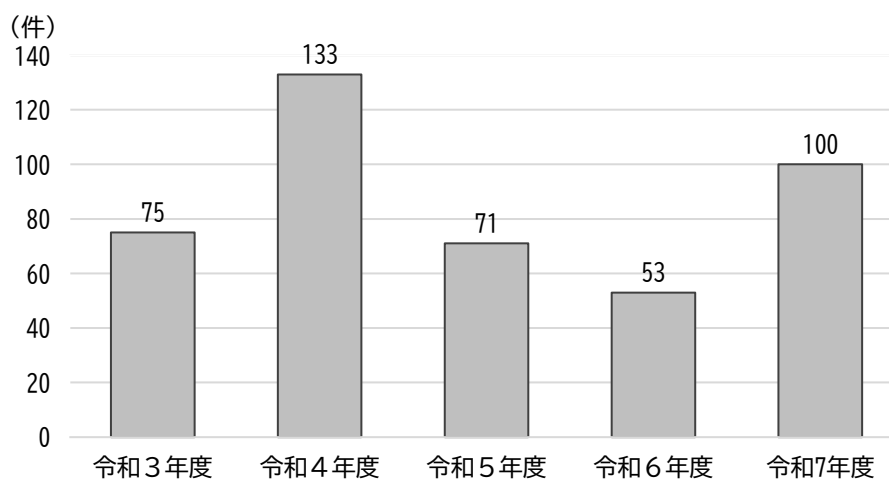
※0/00（パーミル）は千分率

出典：呉市政概要

DV（配偶者等からの暴力）に関する相談件数は、令和4年度に一時的に増加した後、減少に転じていましたが、令和7年度に再び増加し100件となっています。

一方で、令和7年版呉市の男女共同参画に関する年次報告によると、被害を受けても「どこにも相談しなかった」とする人が66.9パーセントを占めており、相談窓口につながっていない潜在的な課題が存在しています。

■DV相談件数の推移



※令和3年度の数値は、こども家庭相談課での相談件数のみです。

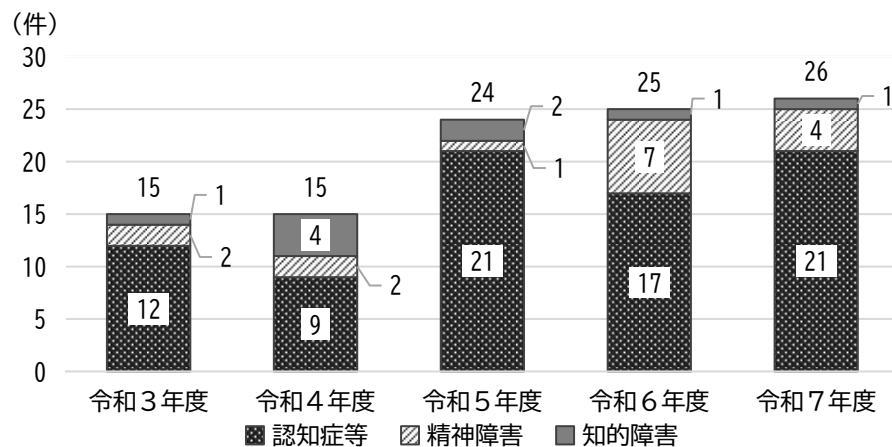
出典：令和7年版呉市の男女共同参画に関する年次報告

(5) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度に係る本市の市長申立件数は、近年増加傾向にあり、令和5年度以降は年間20件を超える水準で推移しています。その申立理由の大部分は、認知症等によるものとなっています。

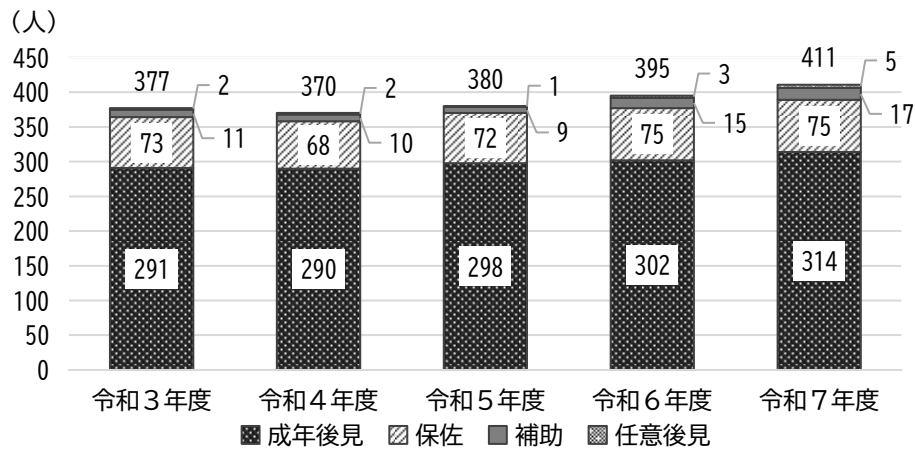
また、制度の利用者数全体もおおむね増加傾向にありますが、利用者の内訳をみると、「成年後見」が最多となっています。

■成年後見制度市長申立件数



呉市福祉保健部調べ

■成年後見制度利用者数



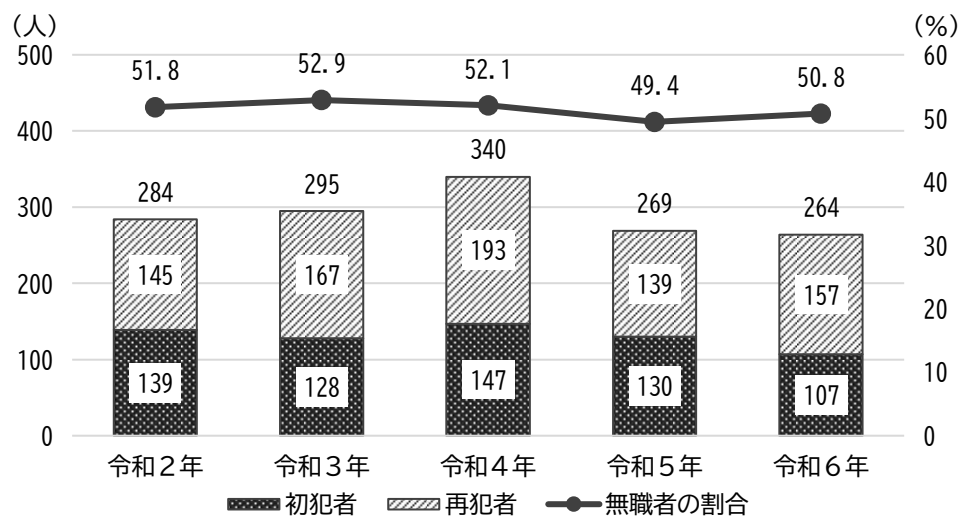
出典：広島家庭裁判所（各年9月末）

(6) 再犯者等の現状

本市における刑法犯総数に占める再犯者の割合は、5割台で推移しており、広島県全体における割合と拮抗しているものの、令和6年においては本市が59.5パーセントとなり、広島県（52.7パーセント）を上回っています。

また、刑法犯総数のうち検挙数に占める無職者の割合は、約5割で推移しており、広島県と比較して高い傾向にあります。

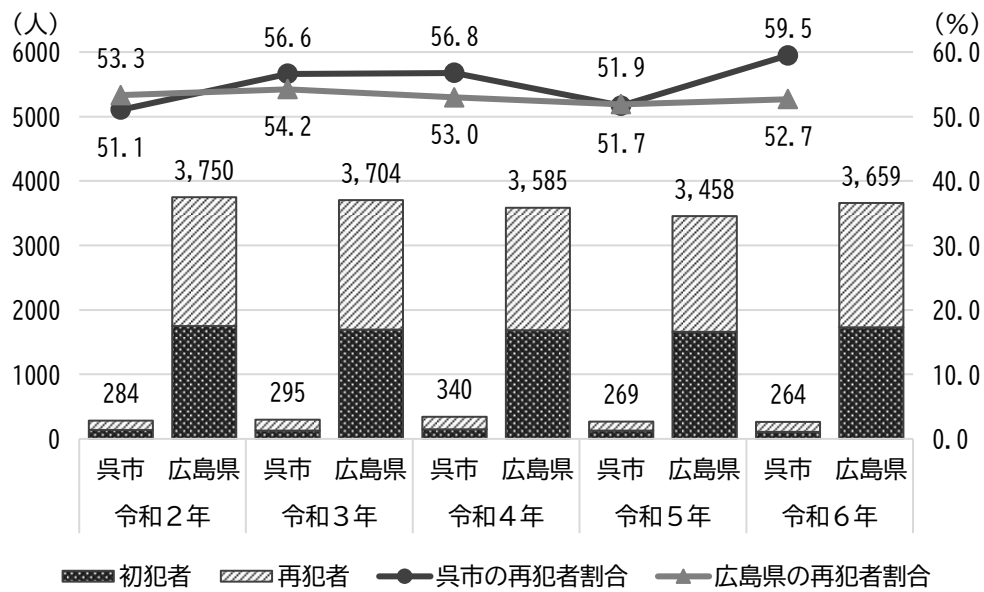
■本市の刑法犯総数（初犯者・再犯者）及び無職者の割合の推移



※再犯者：刑法犯，特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず，前科又は前歴を有する者をいう。

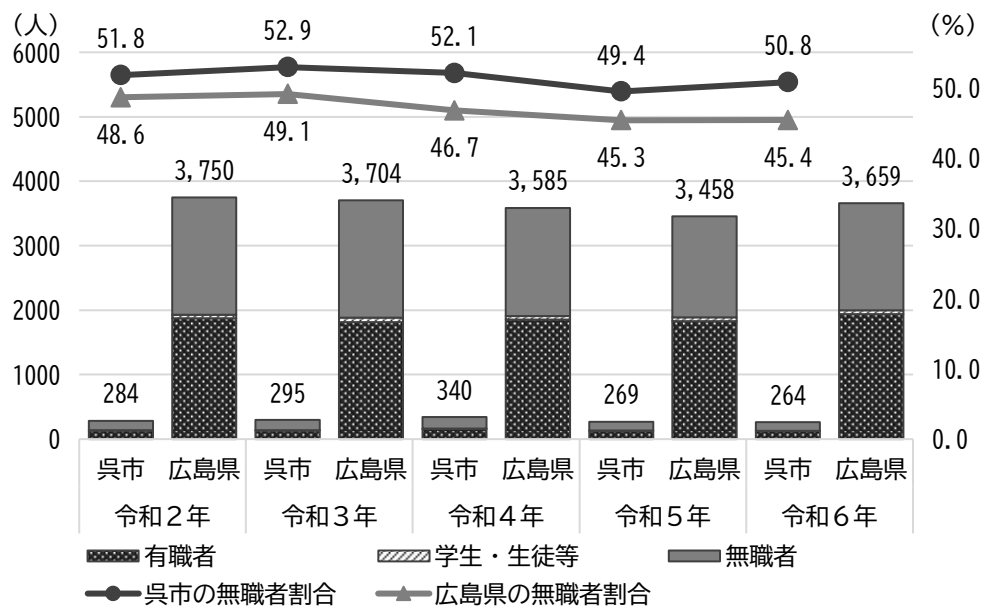
法務省矯正局提供データを基に作成

■ 刑法犯総数のうち再犯者の割合（広島県との比較）



法務省矯正局提供データを基に作成

■ 刑法犯総数のうち検挙数における無職者の割合（広島県との比較）



法務省矯正局提供データを基に作成

2 個別計画アンケート及び関係団体ヒアリングから見える地域の共通課題

(1) 個別計画アンケート結果

本計画の策定に当たり、高齢者、障害者、こどもなどを対象に個別計画策定時に実施したアンケート調査を分析し、次の10項目の課題を整理しました。

《個別計画アンケートから見える地域福祉が抱える10の課題》

- ・ 世代を超えたつながりと孤立予防の推進
 - ・ 多様性への理解不足と見えない障害への配慮の拡大
 - ・ 専門人材の育成・確保とサービスの品質の向上
 - ・ 情報のアクセシビリティ（※）向上と届けやすさの確保
 - ・ 気軽な居場所・交流場所の確保
 - ・ 物理的バリアの解消とアクセシビリティの向上
 - ・ 移動支援・交通手段の充実
 - ・ 将来の安心に向けた相談と継続支援の充実
 - ・ 教育・療育支援の質と量の充実
 - ・ 相談支援の利用しやすさと連携体制の強化
-

※アクセシビリティ：障害者等が他の人と同じように物理的環境、輸送機関、情報通信及びその他の施設・サービスを利用できること

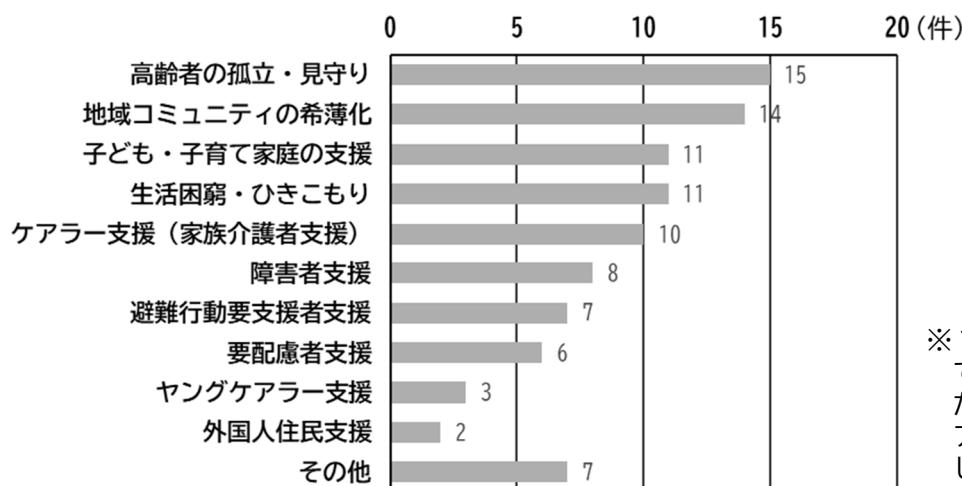
《分析したアンケート調査》

- ・ 呉市民意識調査(令和6年度調査)
 - ・ 「結婚・出産・子育て」に関する意識調査(令和6年度調査)
 - ・ 若者（高校生）の定住志向に関するアンケート調査(令和6年度調査)
 - ・ 呉市健康づくり・生活習慣に関するアンケート調査(令和4年度調査)
 - ・ 呉市健康づくりのためのアンケート調査/幼稚園・保育所・認定こども園，小学生，中学生(令和4年度調査)
 - ・ 障害福祉計画策定に係る障害者に対するアンケート調査(令和5年度調査)
 - ・ 障害児福祉計画策定に係る障害児に対するアンケート調査(令和5年度調査)
 - ・ 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る事業所に対するアンケート調査(令和5年度調査)
 - ・ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査(令和5年度調査)
 - ・ 子ども・若者の意識と生活に関するニーズ調査(令和5年度調査)
 - ・ 呉市子供の生活に関する実態調査（令和5年度調査）
 - ・ 呉市ケアラー実態把握調査(令和5年度調査)
 - ・ 孤独・孤立の実態把握に関する市民意識調査(令和6年度調査)
 - ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和7年度調査)
 - ・ 高齢者施策等に関するアンケート調査(令和7年度調査)
 - ・ 在宅介護実態調査(令和7年度調査)
 - ・ 第2次呉市地域福祉計画策定に向けた実態調査（令和8年度調査）
-

(2) 関係団体ヒアリング結果

地域福祉に係る日々の業務や活動の中で直面している課題やニーズを把握するため、医療機関、福祉関係機関、福祉サービス事業者、自治会などの団体（31団体）に対し調査票によるヒアリング調査を実施し、21団体から回答をいただき、地域福祉が抱える共通課題として次の10項目を整理しました。

■各団体に取り組んでいる福祉課題



※1団体が複数取り組んでいる福祉課題があるため、課題の合計がヒアリング団体数と一致しません。

《ヒアリング結果から見える地域福祉が抱える10の共通課題》

- ・ 地域コミュニティの強化と社会的つながりの促進
- ・ 相談窓口の実効性向上と体制の充実
- ・ 情報提供・共有の充実
- ・ 連携体制の強化と役割分担の明確化
- ・ ケアラー支援の充実
- ・ 複合的課題への総合的対応の推進
- ・ 人材・担い手の確保・育成
- ・ 制度の狭間をつなぐ支援の充実
- ・ 災害時・緊急時の支援体制の強化
- ・ 住民参加と地域づくりの促進

(3) 地域の共通課題

「(1)個別計画アンケート結果」と「(2)関係団体ヒアリング結果」から見える地域の共通課題を次の7項目に整理しました。

ア 地域のつながりと支え合いの促進、居場所づくり

地域コミュニティの機能が低下しており、単身・子育て世帯の孤立リスクが高まっています。また、人間関係の希薄化により住民同士の見守りや住民参加の機会が不足しているなど、地域における支え合い機能が低下しています。

気軽に過ごせ、多世代で交流できる居場所が十分でないことから、世代や属性を超えて交流できる場を確保し、地域との接点が乏しい層への継続的な支援（緩やかな見守り、伴走支援）につなげることが必要です。

イ 相談窓口の明確化と包括的な相談支援体制の充実

「どこに相談すればよいかわからない。」といった声があり、相談窓口に辿り着きにくい状況が見受けられます。また、8050問題やダブルケアなどの複雑・複合化したケースや孤立・孤独、ひきこもり、ごみ屋敷などの制度の狭間にあるケースなど、支援につながりにくい世帯について十分に把握できていません。

高齢者、障害者、こども、生活困窮などの分野や年齢、世帯構成などの属性を問わない相談支援（断らない相談）と専門性を備えた相談体制に加え、多機関協働による支援やアウトリーチ（訪問支援）を通じた「つながり続ける支援」を一体的に実施する包括的な支援体制の充実を図ることが必要です。

ウ ケアラー支援体制の充実

ケアラーの役割は、これまで主に家族が担ってきましたが、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯やひとり親世帯の増加などにより、家庭における個々の負担は増大し、ケアラーに過重な負担が集中しています。さらに、老老介護、老障介護などの介護の形態や、ヤングケアラー、ダブルケアラーなどのケアラーの種類も多様化・複雑化しています。

また、ケアラーは自らを「ケアラー」と認識していないことが多く、支援を求めにくい現状があることから、孤立や生活・健康への影響が深刻化しています。

こうしたことから、ケアラーに対する理解を深めるとともに、公的支援や地域の支えの強化など、多機関が連携した切れ目のない支援体制の整備が必要です。

エ 情報のアクセシビリティと情報提供・共有の充実

情報提供手段の不足により、支援を必要とする高齢者や障害者等に情報が届きにくくなり、早期発見や適切な支援につなげるまでに時間を要する場合があります。

情報提供に当たっては、分かりやすい日本語や多言語対応など情報のユニバーサルデザイン化やプッシュ型の情報提供への転換など、デジタルデバイド（情報格差）対策が必要です。

オ 多様性への理解の深化と心のバリアフリーの促進

一人ひとりが自分らしく生きていくためには、互いの多様性が認められることが求められますが、私たちは、理解不足や偏見などの思い込みからくる「目に見えない心の中の壁（心のバリア）」があることに気付いていない現状があります。

「どのようなことで困っていて、どのような手助けがあればよいのか」など、それぞれの不便さや困りごとを取り除くために何が必要なのかを考え、行動することが必要です。

カ 持続可能な福祉サービス提供体制の確保

誰もが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉活動の担い手や福祉・介護人材の確保・育成をし、持続可能な福祉サービス提供体制を確保することが必要です。

キ 災害時・緊急時の支援体制と安心して暮らせる環境整備

避難行動要支援者や要配慮者が安心して暮らすことができる環境を整備するため、防災情報等の伝達手段を充実させるとともに、個別避難計画を作成し、それに基づいた実効性のある訓練等を実施するなど、平時から災害時・緊急時に備えた支援体制の強化が必要です。

3 第1次計画の振返りと本計画において取り組むべき課題

(1) 第1次計画の振り返り

第1次計画の進捗や達成状況を把握するため、関係部署へのヒアリング等を行い、第1次計画の基本目標ごとに、次のとおり整理しました。

■基本目標1：地域福祉の意識醸成と基盤づくり

【現状】

地域住民一人ひとりが地域課題を自分事として捉え、主体的に解決に取り組もうとする意識を高めるため、高齢者や障害者に関する理解促進、認知症サポーターやゲートキーパーなどの地域を担う人材の育成を進めるとともに、ボランティア団体等の活動の支援等を行っています。

【課題】

高齢者や障害者に対する理解、自助・互助への意識の醸成、次代の地域活動を担う「成年期層」へのアプローチが十分ではありません。また、地域活動の世話人等の高齢化や担い手不足により、活動の担い手が限られています。認知症サポーターなどの人材が地域活動の担い手として実践の場につながる支援が必要です。

■基本目標2：支え合いの地域づくり

【現状】

身近な地域の中での支え合いの促進のため、サロン活動の推進、通いの場の立ち上げや運営支援、障害者の社会参加の支援等を行っています。また、見守り活動等を行うボランティア活動への支援や巡回相談などを行う民生委員・児童委員への活動支援を行っています。

【課題】

高齢化の進行や高齢者の就労率の上昇に伴い、民生委員・児童委員などの地域活動を支える担い手の不足が深刻化しており、住民主体の「通いの場」の継続的な運営や新たな居場所の創出が困難な状況にあります。また、頼れる身寄りがない高齢者等の増加が見込まれる中、地域による見守りや生活支援がこれまで以上に求められており、ボランティア活動や地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員等への負担の増大が懸念されます。そのため、今後は、特定の担い手に負担が集中しないよう、地域全体で支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

■基本目標３：あらゆる福祉サービスの推進

【現状】

地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むため、多様な主体の協力のもと、地域課題解決のための会議、各種研修会や相談会を開催しています。また、個別計画に基づき高齢者、障害者支援、子育て支援、健康づくりに係る福祉サービスを提供するとともに、安全・安心な地域づくりのため、防犯・防災対策に係る取組を行っています。

【課題】

高齢者、障害者、こどもなど、個別計画の施策に基づき多様化・複雑化するニーズに対応した相談支援体制の充実が必要です。また、安全・安心な地域づくりのため、防災情報伝達アプリの普及や個別避難計画の実効性を高める避難訓練の実施などの取組が必要です。

■基本目標４：包括的な支援体制の整備

【現状】

複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、分野の枠組みを超えた包括的な相談支援体制の構築に取り組んでいます。社会的孤立を防止するため、専門の支援員によるアウトリーチ（訪問支援）を通じた継続的支援や、多機関協働による重層的支援会議の実施、子ども食堂や高齢者の通いの場などの地域における居場所づくりなどを進めています。

【課題】

社会的に孤立し自ら支援を求めることが難しい潜在的な対象者の把握や、訪問時における対象者との関係性構築の難しさが課題です。また、ひきこもりや８０５０問題など複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間にある課題に対応するための包括的な相談支援体制の充実や専門の人材確保が必要です。

■成年後見制度の利用促進

【現状】

認知症高齢者や障害者等の尊厳のある暮らしを維持するため、呉市社会福祉協議会が運営主体の「呉市権利擁護センター」を中核機関とし、令和２年４月に設立した権利擁護支援のためのネットワークを通じて、広報や講演会等による普及啓発をはじめ、日常的な相談対応や申立ての利用手続の支援、後見候補者を推薦する受任者調整等の支援などを進めています。

【課題】

市民の成年後見制度や相談窓口の認識は低い状況にあるため、継続的に普及啓発が必要です。

また、今後、高齢化の進行に伴う制度利用の需要増加を見据え、専門職後見の拡充、適切な配置、後見人支援の推進、及び後見支援員の養成が必要です。

■再犯防止の推進

【現状】

犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、呉地区保護司会等の関係機関と連携し、「社会を明るくする運動」などの啓発活動に努めるとともに、福祉の窓口での相談を通じた就労支援やセーフティネット住宅登録制度を活用した居住支援を進めています。

また、令和7年1月に不動産関係団体、居住支援法人、地方公共団体等から成る「呉市居住支援協議会」を設立し、住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対する住宅情報の提供等の支援を進めています。

【課題】

本市の再犯者率が広島県全体における割合を上回る状況が続いており、引き続き呉地区保護司会等の関係機関と連携し、社会を明るくする運動など啓発活動を通じた理解促進や社会復帰に向けた就労支援などの継続的な支援が必要です。

また、「呉市居住支援協議会」による住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸側の双方に対する住宅情報の提供や賃貸側の不安解消に向けた支援等の充実が必要です。

(2) 本計画において取り組むべき課題

地域の共通課題と第1次計画の振返りを踏まえ、本計画において取り組むべき課題として、次のとおり整理しました。

課題1 福祉・介護人材の確保・育成と持続可能な基盤づくり

誰もが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉活動の担い手や福祉・介護人材の確保・育成をし、持続可能なサービス提供体制を確保することが必要です。

課題2 住民主体の地域づくり

地域コミュニティの機能が低下しており、単身・子育て世帯の孤立リスクが高まっています。また、人間関係の希薄化により住民同士の見守りや住民参加の機会が不足しているなど、地域における支え合い機能が低下しています。

気軽に過ごせ、多世代で交流できる居場所が十分でないことから、世代や属性を超えて交流できる場を確保し、地域との接点が乏しい層への継続的な支援（緩やかな見守り、伴走支援）につなげる必要があります。

課題3 相談窓口の明確化と包括的支援体制の充実

「どこに相談すればよいかわからない。」といった声があり、相談窓口に辿り着きにくい状況が見受けられます。また、8050問題やダブルケアなどの複雑・複合化したケースや孤立・孤独、ひきこもり、ごみ屋敷などの制度の狭間にあるケースなど、支援につながりにくい世帯について十分に把握できていません。

高齢者、障害者、こども、生活困窮などの分野や年齢、世帯構成などの属性を問わない相談支援（断らない相談）と専門性を備えた相談体制に加え、多機関協働による支援やアウトリーチ（訪問支援）を通じた「つながり続ける支援」を一体的に実施する包括的な支援体制の充実を図ることが必要です。

課題4 ケアラー支援体制の充実

ケアラーの役割は、これまで主に家族が担ってきましたが、少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯やひとり親世帯の増加などにより、家庭における個々の負担は増大し、ケアラーに過重な負担が集中しています。さらに、老老介護、老障介護などの介護の形態や、ヤングケアラー、ダブルケアラーなどのケアラーの種類も多様化・複雑化しています。

また、ケアラーは自らを「ケアラー」と認識していないことが多く、支援を求めにくい現状があることから、孤立や生活・健康への影響が深刻化しています。

こうしたことから、ケアラーに対する理解を深めるとともに、公的支援や地域の支えの強化など、多機関が連携した切れ目のない支援体制の整備が必要です。

課題5 災害時・緊急時の支援体制と安心して暮らせる環境整備

避難行動要支援者や要配慮者が安心して暮らすことができる環境を整備するため、防災情報等の伝達手段を充実させるとともに、個別避難計画を作成し、それに基づいた実効性のある訓練等を実施するなど、平時から災害時・緊急時に備えた支援体制の強化が必要です。

課題6 権利擁護・成年後見制度の利用促進と再犯防止・居住支援

呉市高齢者福祉計画・第10期呉市介護保険事業計画策定時に実施したアンケート調査では、成年後見制度利用支援事業を「よく知っている」と「少し知っている」を合わせた認知度は32.2パーセントにとどまっており、継続的な普及啓発が必要です。

また、犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、呉地区保護司会等の関係機関と連携した社会を明るくする運動などの啓発活動や社会復帰に向けた就労支援などを進めるとともに、「呉市居住支援協議会」による住宅情報の提供や賃貸側の不安解消に向けた支援等の充実が必要です。

課題7 分かりやすい情報発信と心のバリアフリーの促進

情報提供手段の不足により、支援を必要とする高齢者や障害者等に情報が届きにくくなり、早期発見や適切な支援につなげるまでに時間を要する場合があります。

情報提供に当たっては、分かりやすい日本語や多言語対応など情報のユニバーサルデザイン化やプッシュ型の情報提供への転換など、デジタルデバイド（情報格差）対策が必要です。

一人ひとりが自分らしく生きていくためには、互いの多様性が認められることが求められますが、私たちは、理解不足や偏見などの思い込みからくる「目に見えない心の中の壁（心のバリア）」があることに気付いていない現状があります。

「どのようなことで困っていて、どのような手助けがあればよいのか」など、それぞれの不便さや困りごとを取り除くために何が必要なのかを考え、行動することが必要です。

課題8 成果指標の設定とPDCAサイクルに基づく推進体制の確立

事業の形骸化を防ぎ、施策の実効性を担保するため、効果測定に適した指標を設定し、PDCAサイクルに基づく継続的な推進と改善を図ることが必要です。

第3章 本計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

地域福祉においては、地域に暮らす様々な人が地域の中で自分らしく生きることが大切です。

高齢者、障害者、こどもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、本計画では次の基本理念を定めます。

なお、基本理念を定めるに当たっては、第1次計画と同様に、本市の最上位計画である「第5次呉市長期総合計画」の目指すべき姿（福祉保健分野）を継承しています。

その上で、複雑・複合化した課題への対応を見据え、本市を生活の拠点とする全ての住民を対象とする趣旨をより明確にするため、「住み慣れた地域」という従来の表現を「日常暮らす地域」へと改め、次のとおり設定します。

■基本理念

誰もが、日常暮らす地域で健やかに
安心して暮らし続けることができるまち

(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、「市民一人ひとりが地域共生社会の考え方を理解し、個人（世帯）の課題を地域の共通課題として捉え、支援を必要とする人に手を差し伸べられる地域づくり」を目指して、次のとおり基本目標を定めます。

基本目標1 地域福祉の意識醸成と支え合いによる地域づくりの促進

地域共生社会の実現に向けては、市民一人ひとりが互いを理解し、支え合う意識を育むとともに、その意識を実際の地域活動や社会参加につなげていくことが重要です。

このため、意識醸成や人材の育成・確保、多世代の交流の場づくりと社会参加の促進を一体的に進め、誰もが役割を持ち、互いに支え合いながら自分らしく暮らすことができる地域づくりを推進します。

基本目標2 地域福祉を支える体制の充実

8050問題やダブルケアなど複雑・複合化する課題に対応するため、高齢者、障害者、こどもなどの各分野の相談支援体制を組み込み、包括的支援体制の充実を図ります。

関係機関との連携のもと、「高齢者」、「障害者」及び「妊産婦とこども」に加えて、新たに「ケアラー支援」、「生活困窮者への支援」及び「孤独・孤立対策」を追加し、複雑・複合化する課題に対して分野横断的な支援を推進します。

基本目標3 尊厳を守り、安心して暮らせる環境整備（権利擁護・安全・防災）

全ての人の尊厳が守られ、日常暮らす地域で安心して暮らし続けることができる環境の整備を図るため、権利擁護施策や再犯防止、安全・安心な地域づくりの取組を相互に連携させながら総合的に推進します。

具体的には、成年後見制度の利用促進に、新たに高齢者、障害者、こどもの「虐待防止に関する取組の支援」を加え、権利擁護の観点から一体的に整理するとともに、社会復帰に向けた継続的な支援を行う「再犯防止の推進」をあわせて位置付けます。

さらに、災害時等に誰もが安心して避難できるよう、個別避難計画の作成や地域ぐるみでの見守りなど、平時からの「安全・安心に暮らす体制づくり」を推進します。

基本目標4 地域福祉を担う基盤づくり（持続可能性）

地域福祉を持続的に推進するため、地域での助け合い・支え合いの中核となる民生委員・児童委員や、福祉・介護人材などの「担い手」の確保・育成を推進します。

情報発信や周知啓発を通じて地域福祉への関心を高め、専門職の資質向上やキャリアアップを支援するとともに、多様な主体がそれぞれの専門性や希望に応じて参画できる環境を整備します。これにより、地域全体で福祉の基盤を支え合う意識の醸成を図り、持続可能な地域福祉の基盤づくりを推進します。

基本目標5 心のバリアフリーの促進

市民一人ひとりが互いの違いを理解し、尊重し合う「心のバリアフリー」を推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

このため、多文化交流の場づくりや教育・啓発活動を通じて他者への思いやりの心を醸成し、多様性を認め合うソーシャルインクルージョン（社会的包摂）※の取組を推進します。

さらに、「呉市情報コミュニケーション条例」（令和4年呉市条例第19号。令和4年6月30日施行）や「障害者差別解消法」の改正を踏まえ、必要な人に

必要な情報が行き届く情報アクセシビリティの向上と合理的配慮の提供を推進します。

※ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）：「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

(3) SDGsの取組について

平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、持続可能でより良い世界を目指すための17の国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」が示されています。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととされています。

このようなSDGsの理念は、人々が安心して暮らせるような持続的なまちづくりを推進する地域共生社会の実現とも重なることから、本計画では、「1 貧困をなくそう」、「3 全ての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」などの視点をもって、地域福祉を推進します。

■SDGs



(4) 施策体系

■基本理念

誰もが、日常暮らす地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち

基本目標 1 地域福祉の意識醸成と支え合いによる地域づくりの促進

- (1) 地域福祉の意識醸成
- (2) 自ら取り組む健康づくりの推進
- (3) 地域活動の活性化
- (4) 地域住民が関わり合う交流の促進
- (5) 地域における支え合いの推進

基本目標 2 地域福祉を支える体制の充実

- (1) 包括的な支援体制の充実
 - ア 包括的な相談支援体制の充実と多様な機関との連携強化
 - (ア) 高齢者福祉施策の推進
 - (イ) 障害者福祉施策の推進
 - (ウ) 妊産婦とこども施策の推進
 - (エ) ケアラー支援の推進
 - (オ) 生活困窮者への支援
 - (カ) 孤独・孤立対策の推進
 - イ 訪問支援等による継続的サポート
 - ウ 社会参加の支援
 - エ 地域づくりに向けた支援体制の充実

基本目標 3 尊厳を守り、安心して暮らせる環境整備（権利擁護・安全・防災）

- (1) 権利擁護の取組の支援
 - ア 虐待防止に関する取組の支援
 - イ 呉市成年後見制度利用促進基本計画の推進
- (2) 再犯防止に関する取組の支援
 - ア 呉市再犯防止推進計画の推進
- (3) 安全・安心に暮らす体制づくり
 - ア 地域防災の取組
 - イ 地域福祉サービスの充実

基本目標 4 地域福祉を担う基盤づくり（持続可能性）

- (1) 地域福祉を担う人材の育成と確保

基本目標 5 心のバリアフリーの促進

- (1) 他者に対する思いやりの心の醸成
- (2) ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の促進
- (3) 新たな情報共有の仕組みづくりの促進

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉の意識醸成と支え合いによる地域づくりの促進



(1) 地域福祉の意識醸成

【現状と課題】

- 障害者に対する理解や障害者差別，合理的配慮への認識が市民に十分に浸透していない状況にあります。
- 公的サービスの利用に依存しており，多種多様なサービスの創出が遅れています。
- これまでの啓発は高齢者が主対象となっており，次代の地域活動を担う成年期層へのアプローチが十分ではありません。

【施策の方向性】

- ・地域には高齢者，障害者，子どもなど様々な人が暮らしています。誰もが安心して地域の中で自分らしく暮らしていけるよう，普段から地域福祉への理解・関心を深めていくことが必要となります。

本市ではこれまで，高齢者，障害者に関する理解の促進を中心に意識醸成の取組を行ってきましたが，今後は，複雑・複合化した課題への対応も見据え，地域に暮らす多様な人々への理解を更に深めるため，周知・啓発活動を通じて市民一人ひとりが地域福祉への関心を持ち，主体的な参加や地域での支え合いに取り組むことができるよう，意識の醸成を図ります。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
一般介護予防事業（介護予防支援事業）	高齢者が要介護状態になることを予防し、必要な知識等の普及・理解を図るため、運動機能向上、口腔ケアの推進、栄養改善、認知症予防の要素を取り入れた介護予防教室を開催し、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行います。また、歩いて行くことができる地域単位に筋力アップと地域交流を目的とした住民主体の通いの場の立ち上げ及び継続を支援し、リハビリテーション専門職の助言を受けながら筋力の維持向上を図ります。閉じこもりを防ぎ、役割を持っていきいきと住み慣れた地域で過ごすことができるよう総合的に支援することにより、健康の保持増進を図るとともに、フレイル予防、生活習慣病等の疾病・重度化を予防し、健康寿命の延伸を図ります。	高齢者支援課
総合事業訪問型サービス事業（第1号訪問事業） （支え合いホームヘルプサービス事業）	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日常生活の困りごとに対して、住民の主体的な助け合い活動です。地域の実情に合わせて、有資格者以外でも実施できる話し相手・家事援助・ごみ出し・外出同行・電球の交換・庭の草取り等の簡易な生活支援を、有償若しくは無償で地域住民が担うことで、地域の支え合いの体制づくりの推進を図ります。 また、支援活動を希望する人に対し、支援の際に必要なとなる知識の習得を目的とした支援員研修を実施します。	高齢者支援課
その他の生活支援サービス事業（第1号生活支援事業） （その他生活支援サービス事業）	有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による活動や支援であり、高齢者、障害者、子育て世帯等が孤立することなく、安心して生活することができるよう、住民ボランティア等が訪問による見守り活動や定期的・継続的な安否確認や状況把握、緊急時の対応等を行います。また、必要に応じて関係機関と連携を図り情報共有を行うことで、住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域の実現を目指します。	高齢者支援課

事業名	内容	担当課
生活支援サービス体制整備事業	多様化する困りごとに対応するため、生活支援コーディネーターを中心に地域全体で多様な主体による多様なサービスが提供できるよう体制づくりを進めます。地域住民、ボランティア、関係機関等が協力し、買い物やごみ出し、見守り、通いの場づくり等、日常生活を支える活動を広げていくことを目指します。また、地域の困りごとと支援する人や活動をつなぐことで、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることで、誰もが助け合いながら暮らせる地域づくりを目指します。	高齢者支援課
精神保健事業 (心の健康づくり)	精神保健福祉普及運動週間等に合わせた展示、地域での健康教室、民生委員・児童委員定例会等において普及啓発を行います。	地域保健課
心身障害者地域生活支援事業 (差別のない共生社会の実現に向けた取組)	障害のある人への理解不足や偏見など、心の中にある見えない壁(心のバリア)をなくすため、心のバリアフリーハンドブックを活用した市民対象の講座や小中学校での出前授業の実施、また、12月の障害者週間に合わせて講演会等を開催するなど、障害のある人への理解を促進するための様々な啓発活動を行っています。	障害福祉課

【呉市社会福祉協議会における主な取組】

事業名	内容	担当課
福祉教育推進事業	誰もが地域でともに生きる共生社会の実現に向けて、学校・地域団体・企業等からの依頼に応じた出前講座を実施します。車いす体験・高齢者疑似体験・手話・点字体験等の参加体験型のプログラムや、高齢者、障害者の生活実態及び地域福祉に関する講義等、多様なプログラムを組み合わせ実施します。実施にあたっては、社会福祉施設・高齢者相談室(地域包括支援センター)・住民団体・専門職団体・当事者団体等と連携し、福祉に対する正しい理解の促進と、多様性を尊重する意識の醸成を図ります。今後は、当事者が直接声を届ける機会の充実にも努めます。	地域福祉課

【それぞれの役割】

【個人】 ○自分が暮らす地域に関心を持ち、地域の生活課題に目を向け、自分にできることから取り組みます。

○身近に困っている人がいる場合は、自発的に声を掛け合い、必要に応じて市の相談窓口や関係機関につなげます。

【地域】 ○ごみ出しや掃除などの身近な困りごとについて、対応が難しい場合は市の相談窓口や関係機関につなげるなど、地域の中で支え合いながら解決できる仕組みづくりに取り組みます。

○多様な世代が地域活動を通じて交流を深め、互いに支え合える環境を育みます。

【呉市】 ○本計画の概要版等を活用した周知を行うとともに、認知症高齢者や障害のある人に関する講座・講演会等を開催し、地域福祉に対する意識の醸成や地域福祉活動への理解・参加促進に取り組みます。

(2) 自ら取り組む健康づくりの推進

【現状と課題】

- 自助を基盤とした健康維持や疾病予防への主体的な意識が十分に浸透していない状況にあります。
- 特定健康診査やがん検診の受診率が、国や県の平均と比較して極めて低い水準にあります。疾病の発症予防，早期発見，早期治療につなげるために受診率を向上させる必要があります。
- 高齢化の進行に伴う担い手不足により，住民主体の「通いの場」の継続的な運営や，新たな居場所の創出が困難な状況にあります。

【施策の方向性】

- ・地域福祉の基盤となるのは，市民一人ひとりの心身の健康です。住民同士が支え合い地域活動を長く続けていくためには，市民が自らの心身の健康に関心を持ち，主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。
- 健康づくりの啓発や健康寿命（日常的に介護を必要としないで，自立した生活ができる期間）の延伸に向けた取組など地域の一人ひとりが生きがいを持って暮らせる健康的な地域づくりを推進します。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
成人健康診査事業（健康診査・がん検診）	住民一人ひとりが自身の健康を「自分事」として捉え，いつまでも元気に自分らしく社会と関わり続けたいという意欲を持てるよう，健診受診への意識醸成や，外出・交流を楽しみながら主体的に健康管理に取り組むための機運を醸成します。	福祉保健課

事業名	内容	担当課
【再掲】 一般介護予防事業（介護予防支援事業）	高齢者が要介護状態になることを予防し、必要な知識等の普及・理解を図るため、運動機能向上、口腔ケアの推進、栄養改善、認知症予防の要素を取り入れた介護予防教室を開催し、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行います。また、歩いて行くことができる地域単位に筋力アップと地域交流を目的とした住民主体の通いの場の立ち上げ及び継続を支援し、リハビリテーション専門職の助言を受けながら筋力の維持向上を図ります。閉じこもりを防ぎ、役割を持っていきいきと住み慣れた地域で過ごすことができるよう総合的に支援することにより、健康の保持増進を図るとともに、フレイル予防、生活習慣病等の疾病・重度化を予防し、健康寿命の延伸を図ります。	高齢者支援課
地域介護予防活動支援事業（ふれあい・いきいきサロン）	高齢者をはじめ、地域住民が自宅から歩いて行ける場所に気軽に集い、多世代・多属性の交流による孤立防止や介護予防、住民同士の支え合い活動を自ら企画し、活動することで、生きがいづくりや仲間づくりにつながり、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくりの一端を担います。 また、本事業の運営に携わるボランティアを対象とした研修会の開催と、活動に対する助成を行うことで、活動の継続支援を行うとともに、事業の活性化と市全域での普及を図ります。	高齢者支援課
健康づくり推進事業（食育推進・地域に根ざす健康づくり）	市民が健康に欠かせない要素であるバランスのとれた食生活、口腔ケアによる口腔機能の維持、自分に適した運動を無理なく継続することを一体的に実践し、ライフステージに応じて生活習慣病の予防や改善につながるような生活を送れるようにします。	地域保健課
こども医療扶助事業	保護者の所得に関係なく、こども（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで）の医療費の自己負担額の一部を助成しています。	こども支援課
ひとり親家庭等医療扶助事業	こども（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで）を監護・養育しているひとり親等と、そのこどもに対して、医療費の自己負担額の一部を助成しています。	こども支援課

【それぞれの役割】

- 【個人】 ○自身の健康状態に関心を持ち、スポーツや趣味活動、地域活動等を通じて、生きがいを持ちながら主体的に健康づくりに取り組みます。
- 悩みや困りごとを一人で抱え込まず、家族や身近な人、市の相談窓口などを活用し、早期の相談を心がけます。
-

- 【地域】 ○地域のサロン等において体操や交流活動などを実施し、地域ぐるみでの健康づくりに取り組みます。
- 健康教室や講座等を積極的に開催し、住民主体による健康づくりを進めます。
-

- 【呉市】 ○健康に関する情報発信や周知・啓発を行い、市民主体の健康づくりを支援します。
- 積極的な健診受診につながるよう、受診勧奨に取り組みます。
- 健康づくりに取り組む企業・団体等と協力・連携し、事業者による自主的な健康づくりの取組を推進します。
-

(3) 地域活動の活性化

【現状と課題】

- 運動普及推進員，食生活改善推進員数は定員を確保していますが，高齢化により，実際に活動できる人員が限られています。
- 世話人の高齢化や担い手不足により，サロンなどの継続的な運営に不安が生じています。

【施策の方向性】

- ・ボランティア活動や趣味活動といった住民主体の地域活動は，地域の困りごとの解決や生きがいの創出など，地域課題の解決に大きな役割を果たします。
ボランティア団体やNPO等の活動支援などの地域活動を担う団体等への支援を行うとともに，多様な主体が積極的に地域づくりに参加・協働できる環境整備を進めます。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
【再掲】 生活支援サービス体制整備事業	多様化する困りごとに対応するため，生活支援コーディネーターを中心に地域全体で多様な主体による多様なサービスが提供できるよう体制づくりを進めます。 地域住民，ボランティア，関係機関等が協力し，買い物やごみ出し，見守り，通いの場づくり等，日常生活を支える活動を広げていくことを目指します。また，地域の困りごとと支援する人や活動をつなぐことで，日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることで，誰もが助け合いながら暮らせる地域づくりを目指します。	高齢者支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 一般介護予防事業（介護予防支援事業）	高齢者が要介護状態になることを予防し、必要な知識等の普及・理解を図るため、運動機能向上、口腔ケアの推進、栄養改善、認知症予防の要素を取り入れた介護予防教室を開催し、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行います。また、歩いて行くことができる地域単位に筋力アップと地域交流を目的とした住民主体の通いの場の立ち上げ及び継続を支援し、リハビリテーション専門職の助言を受けながら筋力の維持向上を図ります。閉じこもりを防ぎ、役割を持っていきいきと住み慣れた地域で過ごすことができるよう総合的に支援することにより、健康の保持増進を図るとともに、フレイル予防、生活習慣病等の疾病・重度化を予防し、健康寿命の延伸を図ります。	高齢者支援課
【再掲】 地域介護予防活動支援事業（ふれあい・いきいきサロン）	高齢者をはじめ、地域住民が自宅から歩いて行ける場所に気軽に集い、多世代・多属性の交流による孤立防止や介護予防、住民同士の支え合い活動を自ら企画し、活動することで、生きがいづくりや仲間づくりにつながり、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくりの一端を担います。 また、本事業の運営に携わるボランティアを対象とした研修会の開催と、活動に対する助成を行うことで、活動の継続支援を行うとともに、事業の活性化と市全域での普及を図ります。	高齢者支援課
健康づくり推進事業（運動普及推進員の養成・支援、食生活改善連絡協議会の活動支援）	運動普及推進員及び食生活改善推進員の養成研修を実施し、活動の周知ややりがいの発信により人材の確保・育成を図るとともに、地域でのウォーキングや運動教室、調理実習や栄養教室等の活動を支援します。誰もが参加しやすい環境を整え、市民の健康づくりを推進します。	地域保健課
ファミリー・サポート・センター運営事業	子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員となり、一時的な預かりなどを有償ボランティアで行う相互援助活動の調整やアドバイス等を実施し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進するとともに、児童福祉の向上を図ります。	こども支援課

【それぞれの役割】

- 【個人】 ○地域の行事や活動に積極的に参加し、住民同士の交流を深めます。
 ○地域の行事や活動への関心を高め、家族や周囲の人にも声を掛けながら、
 積極的な参加を心掛けます。
-

- 【地域】 ○地域の組織やボランティア団体等は、世代や障害の有無等にかかわらず、
 誰もが参加しやすい活動や行事を企画し、交流の機会の充実に取り組みま
 す。
 ○地域の組織やボランティア団体等において、地域の福祉課題の解決に向け
 た取組や活動を進めます。
-

- 【呉市】 ○共通の関心や課題を持つ人同士、また多様な世代の人が交流を深められる
 場や機会の充実に図ります。
 ○互助を基本とした生活支援サービス等が創出されるよう、地域活動団体や
 多様な主体によるサービス提供への支援を行います。
-

(4) 地域住民が関わり合う交流の促進

【現状と課題】

- 高齢化の進行に伴う担い手不足により、住民主体の「通いの場」の継続的な運営や、新たな居場所の創出が困難な状況にあります。
- コロナ禍の影響により、思春期ふれあい体験学習の実施希望が減っているため、命の大切さを学んだり、乳幼児や保護者と関わる機会も少なくなっており、実施方法の見直しが求められています。
- 子どもの居場所づくり助成事業では、自主財源の不足により、活動が停滞しないよう助成終了後の自走に向けた伴走支援が必要です。

【施策の方向性】

- ・地域住民の関係の希薄化が進む中、世代間交流やサロン活動など誰もが気軽に立ち寄り、多世代が自然に交流できる居場所づくりを進めるとともに、障害者の社会参加支援やひきこもり・精神障害者の家族への支援など一人ひとりが自分らしく社会参加できる環境づくりを推進します。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
地区敬老行事助成事業	9月の敬老の日を中心に市内28地区（地区社協）で行われる敬老行事に対して、補助金を交付します。	高齢者支援課
【再掲】 一般介護予防事業（介護予防支援事業）	高齢者が要介護状態になることを予防し、必要な知識等の普及・理解を図るため、運動機能向上、口腔ケアの推進、栄養改善、認知症予防の要素を取り入れた介護予防教室を開催し、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行います。また、歩いて行くことができる地域単位に筋力アップと地域交流を目的とした住民主体の通いの場の立ち上げ及び継続を支援し、リハビリテーション専門職の助言を受けながら筋力の維持向上を図ります。閉じこもりを防ぎ、役割を持っていきいきと住み慣れた地域で過ごすことができるよう総合的に支援することにより、健康の保持増進を図るとともに、フレイル予防、生活習慣病等の疾病・重度化を予防し、健康寿命の延伸を図ります。	高齢者支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 地域介護予防活動支援事業（ふれあい・いきいきサロン）	高齢者をはじめ、地域住民が自宅から歩いて行ける場所に気軽に集い、多世代・多属性の交流による孤立防止や介護予防、住民同士の支え合い活動を自ら企画し、活動することで、生きがいづくりや仲間づくりにつながり、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくりの一端を担います。 また、本事業の運営に携わるボランティアを対象とした研修会の開催と、活動に対する助成を行うことで、活動の継続支援を行うとともに、事業の活性化と市全域での普及を図ります。	高齢者支援課
高齢者生きがい対策事業	高齢者のいきがい創出につながる各種行事の開催を呉市老人クラブ連合会に委託し、高齢者の社会奉仕活動、教養活動及び健康増進事業の推進を図ります。	高齢者支援課
敬老バス優待運賃助成事業	高齢者の閉じこもり防止や社会参加の促進を図るため、70歳以上の高齢者にバス優待制度（敬老優待）を適用したＩＣカード等を交付し、バス移動を支援します。	高齢者支援課
心身障害者バス優待運賃助成事業	心身障害者の生活範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、重度心身障害者にバス優待資格（障害優待）を適用したＩＣカード等を交付し、バス移動を支援します。	障害福祉課
母子健康づくり事業 （思春期保健活動）	小学生・中学生が、地区組織（民生委員・児童委員協議会）の協力を得て、地域の母子と触れ合いを深めることにより、思いやりの心を育み、命の尊さを感じて、自他の命を大切にすることを育てる場を提供します。	地域保健課
すこやか子育て事業 （子育て関係各種手続きのWeb申請化）	子育て関係各種手続きWeb申請化に取り組むことで、子育て世帯の負担軽減を図ります。	こども支援課
すこやか子育て事業（子どもの居場所づくり）	地域の子どもたちを対象に、食事の提供や学習支援、遊び・体験活動などを通じて、安心して過ごせることものの居場所づくりに取り組む団体を支援します。	こども支援課

事業名	内容	担当課
すこやか子育て事業(こどもまんなかキャンペーン)	こどもや子育て世代が社会全体に支えられていると感じられるよう、地域や企業がこどもや子育て世代を応援し、市全体で温かく見守る気運を醸成するための啓発活動を実施します。	こども支援課
すこやか子育て事業(アプリやサイトの運用)	こどもの予防接種管理や成長記録、イベントなど子育てに関する情報を入手・活用できるアプリ(くれっこアプリ)を運用したり、子育て情報総合サイト「くれ子育てねっと」に、市民等の目に留まりやすく、呉市の子育て支援制度を理解してもらうため、動画などを活用した特設ページを作成します。	こども支援課

【それぞれの役割】

- 【個人】
- 積極的に挨拶や声掛けを行い、地域の活動や行事に参加するなど、日頃から近所付き合いや地域でのコミュニケーションを大切にします。
 - 困りごとを抱える人や気に掛かる人に対して、隣近所で声を掛け合いながら、支え合い・助け合います。
 - 見守り活動や地域活動に関心を持ち、可能な範囲で協力します。
 - 自治会、各地区公衆衛生推進協議会、子ども会、老人クラブなどの多世代が交流する地域活動に関心を持ち、積極的に参加します。

- 【地域】
- 支援を必要とする人に対して見守りを行い、地域活動団体や市の相談窓口などと連携し、必要に応じて情報共有を図ります。
 - 自治会、各地区公衆衛生推進協議会、子ども会、老人クラブなどの地域活動に関心を持ってもらえるよう、参加の呼び掛けや働き掛けを行います。

- 【呉市】
- 地域住民同士のつながりを深め、支え合い・助け合いの大切さについて啓発を行います。
 - 地域の組織・ボランティア団体や事業所による見守り活動を支援します。
 - 自治会、子ども会、老人クラブなどの各種団体の活動を推進します。

(5) 地域における支え合いの推進

【現状と課題】

- 後期高齢者や認知症高齢者が増加する一方で、前期高齢者の就労率は上昇しており、地域での高齢者同士の支え合いや、多種多様なサービスの創出が難しく、必要性はあるものの、実施団体が増えにくい状況です。
- 支援者側の高齢化も進んでおり、既存団体の活動継続が危ぶまれています。
- 医療・介護が必要になる後期高齢者や頼れる身寄りがいない高齢者の増加により、民生委員・児童委員等の地域支援者の負担が増えています。

【施策の方向性】

- ・住民同士が支え合い助け合う「互助」は非常に重要となっています。それぞれの住民が抱える課題を地域の共通課題として捉え、解決に向けて地域でできることを実践する、支え合いの仕組みを創る必要があります。
身近な地域の中での孤立を防ぎ、安全・安心に暮らせるための支え合いや見守り活動を促進するため、ボランティア活動や地域福祉の中核を担う、民生委員・児童委員等への支援を図ります。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
【再掲】 総合事業訪問型 サービス事業 (第1号訪問事業) (支え合いホームヘルプサービス事業)	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日常生活の困りごとに対して、住民の主体的な助け合い活動です。地域の実情に合わせて、有資格者以外でも実施できる話し相手・家事援助・ごみ出し・外出同行・電球の交換・庭の草取り等の簡易な生活支援を、有償もしくは無償で地域住民が担うことで、地域の支え合いの体制づくりの推進を図ります。 また、支援活動を希望する人に対し、支援の際に必要な知識の習得を目的とした支援員研修を実施します。	高齢者支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 その他の生活支援サービス事業 (第1号生活支援事業) (その他生活支援サービス事業)	有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による活動や支援であり、高齢者、障害者、子育て世帯等が孤立することなく、安心して生活することができるよう、住民ボランティア等が訪問による見守り活動や定期的・継続的な安否確認や状況把握、緊急時の対応等を行います。また、必要に応じて関係機関と連携を図り情報共有を行うことで、住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域の実現を目指します。	高齢者支援課
要援護者等支援事業(避難行動要支援者名簿及び登録台帳の整備・福祉専門職による個別避難計画作成支援)	市が避難行動要支援者名簿を作成し、警察や消防等の関係機関で情報を共有します。個別避難計画の作成については、役割分担を明確化し、介護サービス等の利用者については、ケアマネジャー等の福祉専門職の協力を得て、計画を作成し、専門的な知見からそれぞれの心身の状況等を踏まえ支援体制を構築します。一方で、サービス未利用者については、市が民生委員・児童委員や自治会など地域と連携して計画作成に当たります。	危機管理課 障害福祉課 高齢者支援課
認知症施策推進事業(包括的支援推進員(愛称:福祉のキューピット)の配置)	市民一人ひとりが認知症への正しい理解を深められるよう、市と各高齢者相談室(地域包括支援センター)に配置された包括的支援推進員や認知症地域支援推進員が連携し、市民、小中学校、企業などを対象に認知症サポーター養成講座を実施しています。また、直接的な支援を希望する認知症サポーターにはステップアップ講座を行い、オレンジサポーターとして養成します。さらには、各高齢者相談室(地域包括支援センター)に設置するオレンジサポーターバンクにおいて、支援を必要とする高齢者のニーズと、オレンジサポーターが提供できる支援のマッチングを行い、地域社会における見守りや生活支援につなぐ支援を行っています。	高齢者支援課

【呉市社会福祉協議会における主な取組】

事業名	内容	担当課
フードバンク事業	企業・団体・個人から提供された食料品等を保管・管理し、緊急かつ一時的に食料の確保が困難な生活困窮世帯への提供を基本として行います。あわせて、子ども食堂など地域で食を通じた居場所づくりに取り組む団体への提供も行い、地域における食の支え合いの仕組みづくりを進めます。提供にあたっては相談支援機関と連携し、食料支援を入口として世帯の生活状況の把握や必要な支援へのつなぎを図ります。	地域福祉課
見守り活動推進事業	住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、自治会等を単位として、住民が主体となって見守りが必要な方を地域で見守り合う仕組みづくりを、地区社会福祉協議会と連携して進めます。活動の立ち上げや継続に対する支援を行うとともに、見守り活動を実施する地区の交流会を開催し、他地区の取組の共有や自らの活動の振返りを通じて、活動の継続・発展と地域への普及を図ります。	地域福祉課

【それぞれの役割】

【個人】	○困りごとや不安があるときは、一人で抱え込まず、家族や身近な人、市の相談窓口などを活用し、早期の相談を心掛けます。 ○身近な人の変化に気づく「小さな見守り」を大切にし、必要に応じて市の相談窓口や関係機関などにつなぎます。
【地域】	○個人の課題を地域全体の課題として捉え、世代を超えて地域住民が互いに支え合いながら、解決に向けて取り組む体制づくりを進めます。
【呉市】	○地域における支え合いや見守り活動を促進するため、地域で活動するボランティア団体や民生委員・児童委員等の活動を呉市社会福祉協議会と連携し、支援します。

基本目標２ 地域福祉を支える体制の充実



(1) 包括的な支援体制の充実

ア 包括的な相談支援体制の充実と多様な機関との連携強化

【現状と課題】

- 関係機関の連携は進みつつありますが、相談内容が複雑・複合化する中で、制度間の縦割りが依然として残り、横断的な対応が不十分な場面が見受けられます。
- 成果目標や評価指標を設定していないため、各分野の支援関係機関や支援者の対応力向上や連携強化・体制整備の進捗状況を具体的に把握するのが困難です。
- 課題が複雑、複合化した要支援者の増加や、頼れる身寄りがいない高齢者等の増加により、専門職が担当する業務外（家族的な）の対応を求められることが増えており、業務負担が大きくなっています。
- ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯が増加しており、課題の表出が遅れ、重症化して関与することになるため、早期発見・早期対応できる体制の構築が必要です。
- 生活困窮者は、経済的困窮、ひきこもり、精神障害、多重債務など多様かつ複雑な課題を抱えていることが多く見られます。
- 生活困窮者が抱える様々な課題に対応できる専門的知識を有する支援員が不足しています。

【施策の方向性】

- ・相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。
- ・また、ひきこもりや８０５０問題など制度の狭間にある困りごとに対応するため、既存の相談支援体制を充実させるとともに、多様な関係機関との連携を強化します。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
包括的相談支援事業（多機関協働事業）	単独の相談支援機関では対応が難しい複雑で複合的な課題について相談支援機関の選定・連絡調整・役割分担など総合調整を行い、必要に応じて相談支援機関と連携しながら支援を行います。	重層的支援推進室
包括的支援事業	高齢者相談室（地域包括支援センター）（８か所）とその協力機関（ブランチ）である地域相談センター（１５か所）を設置し、高齢者等の相談、権利擁護などを行い、地域における連携・協働の体制づくりに取り組みます。	高齢者支援課
地域ケア会議推進事業	市や高齢者相談室（地域包括支援センター）が中心となり、重層的支援推進室等の関係機関や福祉専門職等の多職種が連携する地域ケア会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える地域の基盤整備を推進します。	高齢者支援課
母子保健相談支援事業 （母子保健相談事業、関係機関との連絡調整）	こども家庭センターえがおにおいて、助産師、保健師、相談員が母子の健康や育児に関する相談を受け、必要な支援につなぐなど、妊娠期から出産、育児期まで安心して暮らせるよう切れ目なく支援します。 また、妊産婦や児の健康課題や精神状況の確認を行い、専門医療機関等と密な連携をとることで、産後うつや精神疾患の早期発見、早期対応に努めます。	地域保健課
精神保健事業 （自殺対策）	自殺対策事業として、不眠、ひきこもり、依存症等に関する講演会等を実施し、当事者、家族、支援者に対し正しい理解を深められるよう支援します。 また、精神保健に関する個別相談や関係機関連携を行います。	地域保健課
心身障害者相談支援事業（地域生活支援拠点等事業）	障害のある人が地域で安心して生活するために、市内を４エリアに分けて、地域生活支援拠点（まるごとネット呉）を設置しています。今後も各エリアの担当事業所が関係機関と協力し、相談支援、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくりなどの取組を進めていきます。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
心身障害者相談支援事業（基幹相談支援センター事業）	相談支援の中核的な役割を担う呉市障害者基幹相談支援センターが中心となって、地域生活支援拠点や相談支援事業所をバックアップすることにより、相談支援体制の強化を図っていきます。 その他、地域の関係者で構成される呉市自立支援協議会において、課題の共有ニーズ等の把握、相談員等支援者の質の向上に向けた取組を行うことにより、引き続き必要なサービスが提供できる体制の確保に努めます。	障害福祉課
心身障害者相談支援事業（身体障害者等相談支援事業・精神障害者相談支援事業・児童療育等支援事業）	在宅で生活する、身体障害者及び精神障害者とその家族に対し、日常的な問題やその他様々な不安等の相談窓口を設置し、必要に応じて関係機関との連携を行い、地域生活の支援や、社会参加の促進を行っています。 また、発達について課題のある児童に対し、検査や審査を行う相談窓口を設置しており、必要な療育についての相談・助言を行うことで、児童が地域で安心して生活できる支援体制の確立を図ります。	障害福祉課
包括的相談支援事業（自立相談支援事業）	自立相談支援事業は、生活保護に至る前段階において、自立支援の強化を図ることを目的として、原則生活困窮者（就労状況、心身状況、地域社会との関係性及びその他の事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるものを対象に、「福祉の窓口」で相談支援員が生活困窮に関する相談を一元的に受け、各種支援事業（生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業）との連携による支援や相談内容に応じて必要な支援を行っている各関係課、関係機関等につなぐ支援を行っています。	生活支援課
利用者支援事業（こども家庭センター）	母子保健・児童福祉の両機能により全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行います。	こども家庭相談課 地域保健課

事業名	内容	担当課
家庭児童相談支援事業（家庭児童相談、女性相談）	こどもや家庭に関する相談、女性が抱える困難な問題や配偶者からの暴力被害（DV）等について、家庭児童相談員・女性相談支援員などが相談を受けています。必要な情報の提供や関係機関との連携など幅広い支援を行います。	こども家庭相談課
利用者支援事業	ファミリー・サポートや一時預かりなど様々な子育て支援サービスの中から最適なものを選択し、地域子育て支援拠点（くれくれ・ば、ひろひろ・ば）で相談を実施しています。	こども支援課

【呉市社会福祉協議会における主な取組】

事業名	内容	担当課
【再掲】 フードバンク事業	企業・団体・個人から提供された食料品等を保管・管理し、緊急かつ一時的に食料の確保が困難な生活困窮世帯への提供を基本として行います。あわせて、子ども食堂など地域で食を通じた居場所づくりに取り組む団体への提供も行い、地域における食の支え合いの仕組みづくりを進めます。提供にあたっては相談支援機関と連携し、食料支援を入口として世帯の生活状況の把握や必要な支援へのつなぎを図ります。	地域福祉課
緊急一時支援事業	一時的に生活に困窮し、交通費・通信費等の支出が困難な世帯に対し、立替えによる支援を行います。一時的な経済的支援にとどめず、相談支援機関等と連携して世帯が抱える課題の把握に努め、継続的な相談支援へのつなぎを図ることで、生活の早期の立て直しを支えます。	地域福祉課
生活つなぎ資金貸付事業	生活保護申請が受理されたものの、初回保護費の支給までの間、やむを得ない事情により生活費の確保が困難な世帯に対して、当面の生活費を補うための緊急小口の貸付を行います。この貸付は、支給開始までの生活をつなぐ短期的な支援として、申請期間中の生活維持を図り、困窮の深刻化を防ぐことで、生活保護制度への円滑な移行を支えるものです。	総合相談支援室

事業名	内容	担当課
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	自分一人で福祉サービスの利用などを決めることに不安がある人（ご本人に契約の内容が理解できる能力と利用意思があることが必要です。）が利用料を払って、社会福祉協議会の専門員と生活支援員により福祉サービスの利用手続きの手伝い、生活に必要なお金の出し入れの手伝い、通帳や印鑑などの預かりなどのサービスを受けることができる事業です。成年後見制度と連携し、必要に応じて重層的支援体制整備事業等とも協力しながら、判断能力に不安のある方が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、権利擁護の取組を推進します。	総合相談支援室

【それぞれの役割】

-
- 【個人】
- 困りごとを一人で抱え込まず、早めに相談する意識を持ちます。
 - 家族、近隣住民、友人同士で日頃から声を掛け合い、孤立を防ぎます。
 - 地域活動や交流の場に参加し、ゆるやかなつながりを築きます。
 - 支援を必要とする人への理解を深め、偏見や差別のない地域づくりに努めます。
 - 「気になる変化」に気付いた際は、自治会、各地区公衆衛生推進協議会、単位民生委員児童委員協議会、相談機関等へつながります。
-
- 【地域】
- 自治会、各地区公衆衛生推進協議会、地区社会福祉協議会、単位民生委員児童委員協議会、NPO、関係団体等が連携し、地域の見守り体制を強化します。
 - 孤立しやすい高齢者、生活困窮者、ひきこもり状態の人などを早期に把握できる地域づくりを進めます。
 - 身近な相談窓口や居場所づくりを進め、困りごとを相談しやすい環境を整えます。
 - 福祉、医療、介護、就労、教育など多様な関係機関とのネットワークを構築し、切れ目のない支援につなげます。
 - 地域課題を共有し、支援者同士が学び合う研修や情報交換を進めます。
-

-
- 【呉市】
- 複雑・複合化した課題に包括的に対応する相談支援体制の充実を図ります。
 - 福祉、医療、介護、就労、住まい、教育など関係部署・関係機関との連携強化を図ります。
 - 重層的支援体制整備事業等を基盤とした多機関協働による支援体制を推進します。
 - 支援の進捗や連携状況を把握するため、成果目標や評価指標（K P I）を設定し、継続的に検証・改善を行います。
 - 専門職や支援員の確保・育成を進め、複雑化する相談に対応できる専門性向上を図ります。
 - 相談窓口の周知やアウトリーチ支援を進め、早期発見・早期対応につなげます。
 - 身寄りのない高齢者等への支援について、地域や関係機関と連携しながら制度・体制整備を進めます。
 - I C Tや情報共有ツールの活用等により、多機関間で円滑な情報連携を図ります。
-

(7) 高齢者福祉施策の推進

【現状と課題】

- 高齢者等からの相談件数が年々増加しており、高齢者相談室（地域包括支援センター）の負担が増えています。
- 認知症の人への正しい理解の普及が不足しており、地域住民による認知症の人への対応が難しくなっています。
- 介護サービス相談員の高齢化等により活動の継続が徐々に難しくなりつつありますが、人材の確保・育成に努め、活動を継続していきます。

【施策の方向性】

- ・日常暮らす地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に努めます。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
介護サービス相談員派遣等事業	介護サービス相談員が介護保険施設等を訪問し、利用者から相談や要望を受けるとともに、施設等のサービス実態を把握し、利用者と事業者の橋渡しをしながら、問題の改善やサービスの質の向上を図り、高齢者を支援します。	介護保険課
【再掲】 包括的支援事業	高齢者相談室（地域包括支援センター）（8か所）とその協力機関（ブランチ）である地域相談センター（15か所）を設置し、高齢者等の相談、権利擁護などを行い、地域における連携・協働の体制づくりに取り組みます。	高齢者支援課
【再掲】 地域ケア会議推進事業	市や高齢者相談室（地域包括支援センター）が中心となり、重層的支援推進室等の関係機関や福祉専門職等の多職種が連携する地域ケア会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える地域の基盤整備を推進します。	高齢者支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 認知症施策推進事業（包括的支援推進員（愛称：福祉のキューピット）の配置）	市民一人ひとりが認知症への正しい理解を深められるよう、市と各高齢者相談室（地域包括支援センター）に配置された包括的支援推進員や認知症地域支援推進員が連携し、市民、小中学校、企業などを対象に認知症サポーター養成講座を実施しています。また、直接的な支援を希望する認知症サポーターにはステップアップ講座を行い、オレンジサポーターとして養成します。さらには、各高齢者相談室（地域包括支援センター）に設置するオレンジサポーターバンクにおいて、支援を必要とする高齢者のニーズと、オレンジサポーターが提供できる支援のマッチングを行い、地域社会における見守りや生活支援につなぐ支援を行っています。	高齢者支援課
家族介護支援事業（コミュニケーション技術向上研修）	認知症の人とスムーズにコミュニケーションを図る技法を学び、認知症に関わる人が認知症の人を尊重し、認知症の人が自分は大切にされていると感じ、落ち着いた生活を送ることができるよう取り組んでいます。	高齢者支援課
保健福祉事業（認知症と共に生きるまち（認知症パッケージ事業））	認知症の人やその家族が孤立することなく、自宅や地域で役割を持ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、認知症に対する偏見の解消や早期に医療機関受診につながるよう市民の意識変化を目指し、「発症予防」、「早期発見」、「生活支援・重症化予防」、「介護者支援」及び「事故に対する補償」を認知症パッケージ事業として一体的に実施します。これにより、「認知症になっても大丈夫」という意識変革を促し、医療・介護・地域が切れ目なく本人と家族を支える包括的な体制構築に取り組んでいます。	高齢者支援課

【それぞれの役割】

【個人】 ○介護保険サービスや高齢者福祉に関する情報を積極的に収集し，理解を深めます。

○地域で暮らす認知症高齢者を日頃から見守り，困っている様子が見られた際には，声掛けや手助けを行います。

【地域】 ○支援につながらず困りごとを抱えている高齢者の把握に努め，市や高齢者相談室（地域包括支援センター），社会福祉事業者等と連携しながら，必要な支援につなげます。

○認知症高齢者や支援を必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう，高齢者への理解を深め，支え合える地域づくりに取り組みます。

【呉市】 ○高齢者やその家族が必要な支援を適切に利用できるよう，介護保険サービスや相談窓口等に関する分かりやすい情報提供に努めます。

○地域の高齢化の状況やニーズに応じて，高齢者相談室（地域包括支援センター）や関係機関との連携強化，人材の確保・育成に取り組みます。

○支援を必要とする高齢者を早期に把握し，相談支援や見守り，日常生活の支援につなげます。

(イ) 障害者福祉施策の推進

【現状と課題】

- 障害者の地域移行については、住まいの確保や地域の受入体制などに課題があり、進みにくい現状があります。本人の意向を尊重しつつ関係機関との連携を強化し、地域生活が可能となるようなサービスの充実、地域の理解促進、相談支援体制の充実などに取り組む必要があります。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う呉市障害者基幹相談支援センターと四つの地域生活支援拠点（まるごとネット呉）、各相談支援事業所が連携して、相談支援体制を整備していますが、緊急時の対応や課題の複雑化など、更なる相談支援体制の充実が必要です。
- 利用希望者人数に対し、サービス量が不足しているため、サービス利用できない希望者がいる状況です。そのため、社会資源の質と量の確保が必要です。

【施策の方向性】

- ・地域での生活を支える総合的な相談支援体制の構築を推進し、相談支援体制の周知徹底を図ります。
- ・障害者の希望に沿ったサービス提供ができるよう、サービス提供体制の強化や質と量の確保に努めます。また、障害福祉サービスに関する情報を分かりやすく提供し、利用を促進します。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
【再掲】 心身障害者相談支援事業（地域生活支援拠点等事業）	障害のある人が地域で安心して生活するために、市内を4エリアに分けて、地域生活支援拠点（まるごとネット呉）を設置しています。今後も各エリアの担当事業所が関係機関と協力し、相談支援、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくりなどの取組を進めていきます。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
【再掲】 心身障害者相談 支援事業（基幹 相談支援センタ ー事業）	相談支援の中核的な役割を担う呉市障害者基幹相談支援センターが中心となって、地域生活支援拠点や相談支援事業所をバックアップすることにより、相談支援体制の強化を図っていきます。 その他、地域の関係者で構成される呉市自立支援協議会において、課題の共有ニーズ等の把握、相談員等支援者の質の向上に向けた取組を行うことにより、引き続き必要なサービスが提供できる体制の確保に努めます。	障害福祉課
【再掲】 心身障害者相談 支援事業（身体 障害者等相談支 援事業・精神障 害者相談支援事 業・児童療育等 支援事業）	在宅で生活する、身体障害者及び精神障害者とその家族に対し、日常的な問題やその他様々な不安等の相談窓口を設置し、必要に応じて関係機関との連携を行い、地域生活の支援や、社会参加の促進を行っています。 また、発達について課題のある児童に対し、検査や審査を行う相談窓口を設置しており、必要な療育についての相談・助言を行うことで、児童が地域で安心して生活できる支援体制の確立を図ります。	障害福祉課

【それぞれの役割】

【個人】	○障害福祉サービスや支援制度に関する情報を収集し、障害への理解を深めます。 ○地域で暮らす障害のある人を見守り、困っている場面を見かけた際には、必要に応じて声掛けや支援を行います。
【地域】	○障害のある人の地域移行や地域生活を支えるため、障害の特性への理解を深め、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。 ○支援につながらず困りごとを抱えている障害のある人の把握に努め、市や社会福祉事業者等と連携しながら、必要な支援につなげます。
【呉市】	○障害のある人やその家族が必要な支援を利用できるよう、障害福祉サービスや相談窓口等に関する分かりやすい情報提供に努めます。 ○地域の実情や福祉ニーズに応じて、相談支援事業所や関係機関との連携強化、人材の確保・育成に取り組みます。 ○支援を必要とする障害のある人を早期に把握し、相談支援や日常生活のサポートにつなげます。

(ウ) 妊産婦とこども施策の推進

【現状と課題】

- 出生数の減少及び就労女性の増加により、家庭訪問や育児相談、妊産婦の交流会事業の利用が減少しています。
- 生活困窮世帯のこどもを取り巻く状況には、家庭での学習・生活環境が整っていない、学習意欲や将来の進学に向けた意識が低い、経済的な制約により学習塾に通わせることができないなど家庭における課題があります。
- 子育て支援の「担い手」と「利用ニーズ」のミスマッチや、ひとり親家庭等への情報配信の登録者数が伸び悩んでいる点が課題です。
- ボランティア活動を行う者の不足、高齢化による需要と供給のミスマッチや、ひとり親家庭等への情報配信等の登録者数が伸び悩み、情報が行き届かないという課題が生じています。
- 支援に対して抵抗がある場合があるため、関係構築から始める必要があります。

【施策の方向性】

- ・妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援を進めるとともに、社会全体でこどもの健やかな育ちと子育て家庭を支える環境づくりに取り組みます。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
母子健康づくり事業 (育児教室の開催、育児相談・離乳食教室、子どもの心の健康づくり相談)	保健師や助産師が、家庭訪問、育児相談、育児教室を実施し、母親等の育児不安の軽減やこどもの健やかな成長を支援します。	地域保健課
妊娠・出産包括支援事業 (産前・産後サポート、産後ケア)	保健師や助産師、相談員が妊娠期からの相談支援や交流会等の実施又は産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる環境づくりを整備します。	地域保健課
【再掲】 心身障害者相談支援事業(児童療育等支援事業)	発達について課題のある児童に対し、検査や審査を行う相談窓口を設置しており、必要な療育についての相談・助言を行うことで、児童が地域で安心して生活できる支援体制の確立を図ります。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	子どもの学習・生活支援事業は、貧困の連鎖の防止を目的として、市に住所又は居所がある小学校１年生から中学校３年生までの児童・生徒を対象に、高校生・大学生などの学習支援ボランティアが「学習の習慣づけ」を目的として学習支援を行っています。 また、児童・生徒の将来を見据えた社会的自立の推進を図ることを目的として、学習支援だけではなく学習支援スタッフによる生活習慣の改善、他校及び他学年の児童・生徒と交流する居場所づくり、レクリエーションを児童・生徒が年齢の近い学習支援ボランティアなどと一緒に楽しむなど学習に特化することのない幅広い支援を行っています。	生活支援課
【再掲】すこやか子育て事業（子育て関係各種手続きのWeb申請化）	子育て関係各種手続きWeb申請化に取り組むことで、子育て世帯の負担軽減を図ります。	こども支援課
【再掲】すこやか子育て事業（子どもの居場所づくり）	地域のこどもたちを対象に、食事の提供や学習支援、遊び・体験活動などを通じて、安心して過ごせるこどもの居場所づくりに取り組む団体を支援します。	こども支援課
【再掲】すこやか子育て事業（こどもまんなかキャンペーン）	こどもや子育て世代が社会全体に支えられていると感じられるよう、地域や企業がこどもや子育て世代を応援し、市全体で温かく見守る気運を醸成するための啓発活動を実施します。	こども支援課
【再掲】すこやか子育て事業（アプリやサイトの運用）	こどもの予防接種管理や成長記録、イベントなど子育てに関する情報を入手・活用できるアプリ（くれっこアプリ）を運用したり、子育て情報総合サイト「くれ子育てねっと」に、市民等の目に留まりやすく、呉市の子育て支援制度を理解してもらうため、動画などを活用した特設ページを作成します。	こども支援課
すこやか子育て事業（大学進学応援事業）	一定の所得水準を下回る世帯の大学進学を目指している高校生を対象に学習支援を実施します。	こども支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 ファミリー・サ ポート・センタ ー運営事業	子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員となり、一時的な預かりなどを有償ボランティアで行う相互援助活動の調整やアドバイス等を実施し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進するとともに、児童福祉の向上を図ります。	こども支援課
【再掲】 利用者支援事業	ファミリー・サポートや一時預かりなど様々な子育て支援サービスの中から最適なものを選択し、地域子育て支援拠点（くれくれ・ば，ひろひろ・ば）で相談を実施しています。	こども支援課
母子父子家庭等 支援事業（子ども の進学支援事業）	高等学校の受験を目指すひとり親家庭の中学生に対し、進学支援等を実施しています。	こども支援課
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	母子・父子・寡婦などの世帯の経済的自立やこどもの福祉を図るため、修学資金や就学支度資金など各種資金の貸付を実施しています。	こども支援課
児童扶養手当給 付事業	ひとり親家庭世帯等の児童（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで）又は２０歳未満で心身に中度以上の障害のある児童とその家庭の生活安定と自立促進のため、児童扶養手当を支給しています。	こども支援課
児童手当給付事業	こども（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで）を養育する者に手当を支給しています。	こども支援課
【再掲】 ひとり親家庭等 医療扶助事業	こども（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで）を監護・養育しているひとり親等と、そのこどもに対して、医療費の自己負担額の一部を助成しています。	こども支援課
地域子育て支援 拠点事業	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能を提供しています。	こども支援課 こども施設課
児童館等管理運営事業	児童の健全育成を図るため、児童に健全な遊びの場を提供しています。	こども支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 こども医療扶助 事業	保護者の所得に関係なく、こども（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで）の医療費の自己負担額の一部を助成しています。	こども支援課
放課後児童会管理運営事業	保護者等が就労等により昼間時家庭にいない場合に、呉市内の小学校に在籍する１年生から６年生までの児童を放課後から夕方まで児童会で預かり、遊びや生活の場を提供しています。	こども支援課
【再掲】 利用者支援事業 （こども家庭センター）	母子保健・児童福祉の両機能により全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行います。	こども家庭相談課 地域保健課
【再掲】 家庭児童相談支援事業（家庭児童相談、女性相談）	こどもや家庭に関する相談、女性が抱える困難な問題や配偶者からの暴力被害（ＤＶ）等について、家庭児童相談員・女性相談支援員などが相談を受けています。必要な情報の提供や関係機関との連携など幅広い支援を行います。	こども家庭相談課
家庭児童相談支援事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難な家庭や多胎児を育てている家庭に子育てヘルパーを派遣し、家事育児支援を行います。	こども家庭相談課 地域保健課
家庭児童相談支援事業（子育て短期支援事業〔ショートステイ・トワイライトステイ〕）	保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となったとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かります。	こども家庭相談課
利用者支援事業（ペアレントトレーニング講座）	子育てに難しさを感じている保護者がこどもとのよい関わり方を学び、楽しく子育てができるよう支援するためペアレントトレーニング講座を実施します。	こども家庭相談課
利用者支援事業（こころのケア事業）	支援対象児童等とその保護者に、心理的課題の解決・軽減を図るため、専門的な心理面接を行います。	こども家庭相談課

事業名	内容	担当課
子ども・子育て支援給付金給付事業（保育料無償化）	私立認定こども園，小規模保育事業所等での保育の実施に必要な施設型給付費について，0歳児から2歳児の保育料無償化による影響額について支出します。	こども施設課
管外保育所運営事業（保育料無償化）	保護者の勤務地や里帰り出産等の理由により，就学前児童が市外の保育所等を利用する場合，その利用する施設に対して教育・保育に係る経費について，0歳児から2歳児の保育料無償化による影響額について支出します。	こども施設課
保育サービス支援事業（保育料無償化）	認可外保育施設での保育の実施に必要な経費について，0歳児から2歳児の保育料無償化による影響額について支出します。	こども施設課
いきいき保育事業（こども誰でも通園制度）	保護者の就労状況にかかわらず，6か月から2歳までのこどもが保育所や認定こども園等を柔軟に利用できる制度を実施しています。	こども施設課
いきいき保育事業（一時預かり事業）	突発的な事情等により家庭での保育が困難となった場合，一時的に家庭からの預かりを実施している私立保育所等に経費の一部を助成しています。	こども施設課
いきいき保育事業（延長保育事業）	保護者の就労形態の多様化等のやむを得ない理由により，保育時間を延長して保育を実施している私立保育所等に経費の一部を助成しています。	こども施設課
いきいき保育事業（障害児・医療的ケア児支援事業）	障害児・医療的ケア児保育の実施のため，保育士を加配する私立保育所等に経費の一部を助成しています。	こども施設課
病児・病後児保育事業	こどもが体調を崩し自宅での保育が困難な場合に，病院・保育所等で一時的に保育することにより，安心して子育てができる環境を整備します。	こども施設課

【それぞれの役割】

- 【個人】 ○子育てに関する悩みや不安を一人で抱え込まず，家族や周囲の人，保育士，助産師，保健師などの専門職や相談窓口に早めに相談します。
- 市の広報紙やスマートフォンアプリ等を活用し，子育て支援制度やサービスなど，子育てに関する正しい情報の収集に努めます。
-

- 【地域】 ○地域全体で子育て世帯やこどもを見守り，安心して子育てができる地域づくりに取り組みます。
- こども虐待やDVのおそれがある場合は，速やかに市や関係機関に相談し，早期発見・早期対応につなげます。
- ひとり親世帯やこどものいる生活困窮世帯が孤立しないよう，地域での見守りや支え合いの充実に努めます。
- 子育て世帯同士がつながり，悩みや不安を共有しながら，必要に応じて互いに支え合います。
- PTAや子ども会，学校などと連携し，こどもの見守りを強化するとともに，健全な成長や心のケアにつながる取組を進めます。
-

- 【呉市】 ○安心して子育てができるよう，子育て支援に関する情報提供の充実や，妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めます。
- 相談支援や家庭訪問，関係機関との連携など，必要に応じた支援を行い，子育て世帯の不安や悩みに寄り添った支援を展開します。
- 子育て世帯が気軽に相談できる窓口づくりや，相談しやすい関係づくりに努めます。
-

(I) ケアラー支援の推進

【現状と課題】

- 日本では、介護は家族がやって当たり前という社会通念が根深く、ケアラーは自分が当たりのことをしていると思い込んで、「しんどい」と口に出せない状況があります。
- 当事者が自らを「ケアラー」と認識しにくく、支援を求めない状況にあります。
- ヤングケアラーの早期把握のために学校と連携を行う必要があります。
- 制度や各種サービスは、主にケアが必要な人に対して設計されており、市や相談窓口において「ケアラーを支援する」という考え方や具体的な施策も不足しています。
- 老老介護の常態化や仕事と介護の両立の難しさを背景に、ケアを担う人の負担や社会からの孤立、健康への影響が深刻化しています。

【施策の方向性】

- ・社会的に孤立しがちなケアラーに対し、包括的な支援が提供される体制の充実を図ります。
 - ・呉市議会（民生委員会）により提案され、令和8年度中に議決予定の「呉市ケアラー支援条例（仮称）」の基本理念である「全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにすること」をはじめとする五つの基本理念を踏まえ、ケアラー支援に関する施策の推進を図ります。
- なお、ケアラー支援の具体的な施策については、総合的かつ計画的に実施するため、同条例第10条の規定により、介護、高齢者の福祉、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する各個別計画の中において、それぞれの分野の特性に応じた具体的な取組を明記し、分野横断的に施策を展開するものとします。その際には、実態を把握し、関係者間の調整に努めることとします。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
包括的相談支援事業（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）	ケアラーやひきこもりの家族等の方に孤独を感じた体験や「つながること」について、市民の方に広く知っていただくことを目的としたパネル展の開催や、ケアラーについての理解を深め、これからのケアラー支援を考えるきっかけとなることを目的とした講座を開催しています。 また、ケアラーの方同士が同じ目線で悩みを分かち合い、息抜きや交流ができる場（ケラーズカフェ）を開催しています。	重層的支援推進室
家族介護支援事業（軽度生活援助短期入所事業）	ひとり暮らしの高齢者が体調不良等で一時的に独立して生活ができない場合や高齢者の世話を行っている家族が公的行事等への参加のため一時的に世話ができない場合など支援します。	高齢者支援課
包括的相談支援事業（自立相談支援事業）	自立相談支援事業において、ケアラーに対し、包括的な支援の提供を目的として、「福祉の窓口」で相談支援員がケアラーの相談を受け、現状を詳細に聞き取った上で、必要な支援を行っている機関につなぐ支援を行っています。 また、生活困窮者自立支援事業（生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業）において必要とする支援が対応可能なものは対応するなどの支援を行っています。	生活支援課
【再掲】 地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能を提供しています。	こども支援課 こども施設課
ヤングケアラー支援	教育委員会が行う「学校におけるヤングケアラー実態調査」の結果を基に、ヤングケアラーに該当する可能性のある児童生徒について、呉市要保護児童対策地域協議会の取組の中で、学校や関係機関と連携し、適切な支援につなぎます。	こども家庭相談課 学校安全課
生徒指導推進事業（ヤングケアラー実態調査）	呉市立学校の児童生徒を対象にヤングケアラー実態調査を実施し、関係部署に情報提供を行います。	学校安全課

【それぞれの役割】

- 【個人】
- 介護や家事，見守りなどを担うケアラーへの理解を深め，「一人で抱え込まない・抱え込ませない」という意識を持ちます。
 - 悩みや負担を感じたときは，一人で抱え込まず，家族や周囲の人，相談窓口などに相談します。
 - 身近に気に掛かるケアラーやヤングケアラーがいる場合は，声掛けや見守りを行い，必要に応じて相談機関につなげます。
 - 地域活動や交流の場に積極的に参加し，ケアラー同士が悩みや不安を共有できるつながりづくりに努めます。
-

- 【地域】
- 地域全体でケアラー支援への理解を深め，介護や子育て，障害福祉などに関わる負担を地域で支え合う意識づくりに取り組みます。
 - 自治会，各地区公衆衛生推進協議会，単位民生委員児童委員協議会，学校，地域団体等が連携し，支援を必要とするケアラーやヤングケアラーの早期把握と見守りに努めます。
 - 地域のサロンや交流の場などを通じて，ケアラーが孤立しない地域づくりを進めます。
 - 学校や関係機関と連携し，ヤングケアラーが安心して相談できる環境づくりや支援体制の充実に取り組みます。
-

- 【呉市】
- ケアラー支援に対する理解促進に向け，広報・啓発活動を行い，「ケアラーを支える」という意識の醸成に取り組みます。
 - ケアラーが必要な支援につながるよう，相談窓口や支援制度に関する分かりやすい情報提供を行います。
 - 介護，障害，子育て，教育，福祉などの関係機関が連携し，ケアラーを包括的に支援する体制づくりを進めます。
 - ヤングケアラーの早期発見・早期支援に向け，学校や関係機関との連携強化を図るとともに，相談しやすい環境整備に取り組みます。
 - ケアラーの負担軽減や孤立防止に向け，必要な福祉サービスやレスパイト支援，相談支援の充実に努めます。
-

(オ) 生活困窮者への支援

【現状と課題】

- 【再掲】生活困窮者は、経済的困窮、ひきこもり、多重債務など多様かつ複雑な課題を抱えています。
- 【再掲】生活困窮者が抱える様々な課題に対応できる専門的知識を有する支援員が不足しています。
- 【再掲】生活困窮世帯のこどもを取り巻く状況には、家庭での学習・生活環境が整っていない、学習意欲や将来の進学に向けた意識が低い、経済的な制約により学習塾に通わせることができないなど家庭における課題があります。
- 民間賃貸住宅において、低廉家賃の住宅が減少する中、「孤独死の懸念」、「親族や身元保証人の不在」、「家賃滞納のおそれ」などの理由から、生活困窮者、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の入居に対し消極的な賃貸人が比較的多く存在しています。

【施策の方向性】

- ・生活保護にいたる前段階での相談や就労支援等の様々な自立支援策（第2のセーフティネット）を強化し、生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進します。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
【再掲】 包括的相談支援事業（自立相談支援事業）	自立相談支援事業は、生活保護に至る前段階において、自立支援の強化を図ることを目的として、原則生活困窮者（就労状況、心身状況、地域社会との関係性及びその他の事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるものを対象に、「福祉の窓口」で相談支援員が生活困窮に関する相談を一元的に受け、各種支援事業（生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業）との連携による支援や相談内容に応じて必要な支援を行っている各関係課、関係機関等につなぐ支援を行っています。	生活支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	子どもの学習・生活支援事業は、貧困の連鎖の防止を目的として、市に住所又は居所がある小学校１年生から中学校３年生までの児童・生徒を対象に、高校生・大学生などの学習支援ボランティアが「学習の習慣づけ」を目的として学習支援を行っています。 また、児童・生徒の将来を見据えた社会的自立の推進を図ることを目的として、学習支援だけではなく学習支援スタッフによる生活習慣の改善、他校及び他学年の児童・生徒と交流する居場所づくり、レクリエーションを児童・生徒が年齢の近い学習支援ボランティアなどと一緒に楽しむなど学習に特化することのない幅広い支援を行っています。	生活支援課
生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）、 生活保護運営事務費（被保護者就労準備支援事業）	就労準備支援事業は、生活保護受給者・生活困窮者（以下「要支援者」といいます。）の日常的・社会的な自立を目的として、生活リズムが乱れていたり、人と接するのが苦手など、自立に向けた課題が多い要支援者をサポートする支援員が、要支援者に対し、信頼関係を構築した上で、現状や課題を把握し、一人ひとりに適した具体的支援計画を作成するなど、要支援者の自立の促進に向け、寄り添いながら継続的な支援を行っています（収入・資産について一定の要件があります。）。	生活支援課
生活保護運営事務費（被保護者就労支援事業）、 生活困窮者自立支援事業（就労自立促進事業）	就労自立促進事業は、生活保護受給者、生活困窮者等（以下「生活保護受給者等」といいます。）の就労による自立促進を図ることを目的として、広島労働局・ハローワーク呉と市が協定を締結し、生活保護受給者等に対し、生活・福祉等の相談と就労支援を効果的に行えるよう福祉事務所にハローワークのサテライト窓口を設け、ワンストップ型の就労支援体制を構築し、きめ細やかな職業相談・職業相談など福祉事務所等と連携した就労支援を行っています。	生活支援課

事業名	内容	担当課
生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金支給事業）	住居確保給付金支給事業は、一定の要件（収入・資産要件があります。）を満たす方に対する住まいの確保を目的とした給付金で、対象となるものは次の２種類となっています。 １ 就職活動を支えるための家賃の補助 仕事を辞めてから又は事業を廃止してから２年以内の方若しくは自分の責任や都合によらない理由で休業などにより、収入が減少し、家賃の支払いにお困りの方に、再就職に向けた活動を行うことなどを要件として、家賃額を補助しています（上限があります。）。 ２ 家計の立て直しのための転居費用の補助 収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善支援事業において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助しています（上限や補助対象外となる経費があります。）。	生活支援課
生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	家計改善支援事業は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に問題を抱えた生活困窮者に対して、早期に生活が再建されることを目的として、専門の家計改善支援員が家計収支等を評価・分析し、滞納金の解消や債務整理などについて必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、生活困窮者自身の家計改善の意欲を引き出し、自らが家計を管理する力を高められるよう自立相談支援機関をはじめとする生活困窮者の支援に関わる各関係機関と連携・情報共有しながら支援を行っています。	生活支援課
生活困窮者自立支援事業（居住支援事業）	居住支援事業は、一定の住居を持たない生活困窮者の自立を促進することを目的として、原則３か月間（最大６か月間）、一時的な宿泊場所・食事・衣類・タオルなどの日用品を提供することにより、安心して暮らせる環境を確保しながら、賃貸住宅への入居、就労、生活基盤の安定など自立相談支援機関をはじめとする住居確保・就労支援・生活困窮者の支援に関わる各関係機関と連携・情報共有しながら、支援を行っています（収入・資産について一定の要件があります。）。	生活支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 母子父子家庭等 支援事業	ひとり親家庭等が抱える課題に対応するため、子育て や生活及び就業に向けた支援を実施しています。	こども支援 課
【再掲】 すこやか子育て 事業（子どもの 居場所づくり）	地域のこどもたちを対象に、食事の提供や学習支援、 遊び・体験活動などを通じて、安心して過ごせるこど もの居場所づくりに取り組む団体を支援します。	こども支援 課
【再掲】 すこやか子育て 事業（大学進学 応援事業）	一定の所得水準を下回る世帯の大学進学を目指してい る高校生を対象に学習支援を実施します。	こども支援 課
【再掲】 母子父子家庭等 支援事業（子ど もの進学支援事 業）	高等学校の受験を目指すひとり親家庭の中学生に対 し、進学支援等を実施しています。	こども支援 課
【再掲】 母子父子寡婦福 祉資金貸付事業	母子・父子・寡婦などの世帯の経済的自立やこどもの 福祉を図るため、修学資金や就学支度資金など各種資 金の貸付を実施しています。	こども支援 課
【再掲】 児童扶養手当給 付事業	ひとり親家庭世帯等の児童（１８歳に達する日以後の 最初の３月３１日まで）又は２０歳未満で心身に中度 以上の障害のある児童）とその家庭の生活安定と自立 促進のため、児童扶養手当を支給しています。	こども支援 課
【再掲】 ひとり親家庭等 医療扶助事業	こども（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日ま で）を監護・養育しているひとり親等と、そのこどもに 対して、医療費の自己負担額の一部を助成していま す。	こども支援 課
【再掲】 利用者支援事業	ファミリー・サポートや一時預かりなど様々な子育て 支援サービスの中から最適なものを選択し、地域子育 て支援拠点（くれくれ・ば，ひろひろ・ば）で相談を 実施しています。	こども支援 課
小学校就学奨励 事業・中学校就 学奨励事業（就 学援助費支給事 業）	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生 徒及び就学予定者の保護者に対し、就学のために必要 な費用を支給します。	学校教育課

【それぞれの役割】

- 【個人】
- 生活困窮者に対する理解を深め、偏見や孤立を生まない地域づくりに努めます。
 - 困りごとを抱えている人に気付き、必要に応じて声掛けや見守りを行うとともに、相談窓口や支援機関につなげます。
 - 生活に困りごとを抱えた際は、一人で抱え込まず、早めに市や相談機関に相談します。
 - 地域活動やボランティア活動等を通じて、生活困窮世帯やこどもへの支援活動に協力します。
-

- 【地域】
- 自治会、各地区公衆衛生推進協議会、地区社会福祉協議会、単位民生委員児童委員協議会、学校、地域団体等が連携し、生活困窮世帯の早期把握や見守りに努めます。
 - ひきこもりや孤立状態にある人が地域とのつながりを持てるよう、居場所づくりや交流機会の充実に取り組みます。
 - 生活困窮世帯のこどもに対し、学習支援や居場所づくりなど、地域で支える取組を進めます。
 - 住宅確保要配慮者が地域で安心して暮らせるよう、不動産関係団体や福祉関係機関等と連携し、理解促進や受入れ環境づくりに努めます。
-

- 【呉市】
- 生活困窮者が抱える複雑・多様な課題に対応できるよう、福祉、保健、医療、就労、教育、住宅など関係機関が連携した包括的な支援体制の充実に図ります。
 - 生活困窮者自立支援制度や相談窓口に関する分かりやすい情報提供を行い、早期相談・早期支援につなげます。
 - 専門的知識を有する相談支援員等の確保・育成に取り組み、相談支援体制の強化を図ります。
 - 生活困窮世帯のこどもに対する学習支援や居場所づくり、進学支援などを推進し、貧困の連鎖防止に取り組みます。
 - 住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、居住支援関係機関や不動産関係団体と連携し、住宅確保支援や居住支援体制の充実に努めます。
-

(カ) 孤独・孤立対策の推進

【現状と課題】

- 少子高齢化や単身世帯の増加等により、家族・地域でのつながりが希薄化し、誰もが孤独・孤立に陥りやすい状況にあるにもかかわらず、社会全体で対応すべきという認識は十分に浸透していません。
- 孤独・孤立は、他の社会課題と結びつくことで複雑化・深刻化を招くため、分野横断で多様な関係機関が連携し、予防と早期介入を図ることが不可欠です。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等が増加しており、認知症等によって自分の意思表示ができなくなった際に、できる限り本人の希望にそった支援や選択になるよう施策を進める必要があります。
- ひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、健康状態が把握できず孤独・孤立死の増加が見込まれます。
- 周囲の人や地域社会からの孤立により困窮状態に陥るケースもあれば、困窮状態に陥ることにより他者とのつながりが薄れ孤立になるケースもあると考えられます。困窮状態が深刻化する前に生活困窮者を必要な支援につなげることが不可欠となります。

【施策の方向性】

- ・誰にでも起こりうる孤独・孤立に対し、相談体制の充実や就労・居住支援、頼れる身寄りがいない高齢者への支援、終活支援などの多様な支援を関係機関と連携して進めます。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
包括的相談支援事業（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）	複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に、支援関係機関や地域住民等、社会とつながることができるよう支援します。また、ひきこもりの家族の方が孤独を感じた時の体験談や相談できる機関を市民の方に広く知っていただくことを目的としたパネル展等を開催しています。	重層的支援推進室

事業名	内容	担当課
在宅医療・介護連携推進事業 (地域住民への普及啓発(アドバンス・ケア・プランニング))	地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、いずれ訪れる人生の最期や医療・介護が必要となった時のために、家族や支援者に知ってもらいたい、緊急連絡先や医療情報、これからの望む生活等の終活関連情報を記載することができるノート「人生の彩ノート」を作成し、研修会等で配布するほか、出前トークで希望する地域に出向いて書き方講座を行うなど、地域住民の意思決定支援のため積極的な普及啓発を行います。また、頼れる身寄りがない高齢者等が、あらかじめ市に緊急連絡先や「人生の彩ノート」の保管場所等の終活関連情報等を登録しておくことで、病気や事故等により意識不明若しくは意思疎通が困難な状態に陥った場合又は死亡した場合において、警察や消防、医療機関、呉市の関係課、本人が、あらかじめ指定した者からの情報提供依頼があった場合に市が本人に代わり終活関連情報等を提供し、本人の意思が反映できるよう支援します。	高齢者支援課
在宅医療・介護連携推進事業 (医療・介護関係者への研修の開催)	医療・介護の包括的な連携を推進し、誰もが住み慣れた自宅で自分らしく生活を送り続けることができるよう、高齢者支援課に専任配置されている在宅医療・介護連携推進コーディネーターが中心となり、医療・介護関係者向けの研修会を開催しています。研修を通して、在宅療養を支えるため、多職種が互いの専門性を尊重し、本人の意向に沿った切れ目のない支援を提供できるよう、多職種連携の推進を図っています。また、在宅での看取りや急変時、入退院時の対応に関する情報を「くれ福祉のお役立ちサイト(愛称:しっとってクレ)」に集約し、医療・介護関係者等が支援に必要な情報を迅速に入手できる環境を整え、地域全体で支え合う体制の構築を進めています。	高齢者支援課
要援護者等支援事業(要援護者巡回相談事業)	民生委員訪問による巡回相談(訪問対象者当たり月4回程度)を行うことで、日常生活において支援を必要とする方と地域の中でつながりを持ちながら、安心して健やかに暮らしていけるよう支援します。	高齢者支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 心身障害者相談 支援事業（地域 生活支援拠点等 事業）	障害のある人が地域で安心して生活するために、市内を4エリアに分けて、地域生活支援拠点（まるごとネット呉）を設置しています。今後も各エリアの担当事業所が関係機関と協力し、相談支援、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくりなどの取組を進めていきます。	障害福祉課
【再掲】包括的 相談支援事業 （自立相談支援 事業）	自立相談支援事業は、生活保護に至る前段階において、自立支援の強化を図ることを目的として、原則生活困窮者（就労状況、心身状況、地域社会との関係性及びその他の事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるものを対象に、「福祉の窓口」で相談支援員が生活困窮に関する相談を一元的に受け、各種支援事業（生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業）との連携による支援や相談内容に応じて必要な支援を行っている各関係課、関係機関等につなぐ支援を行っています。	生活支援課

【それぞれの役割】

- 【個人】
- 日頃から挨拶や声掛けを行い、近隣住民とのつながりを大切にします。
 - 悩みや不安を一人で抱え込まず、家族や身近な人、相談窓口などに相談します。
 - 身近に孤独・孤立の状況が気に掛かる人がいる場合は、見守りや声掛けを行い、必要に応じて相談機関につなげます。
 - 地域行事や交流活動に積極的に参加し、人とのつながりづくりに努めます。

- 【地域】
- 自治会、各地区公衆衛生推進協議会、地区社会福祉協議会、単位民生委員児童委員協議会、地域団体などが連携し、孤独・孤立の早期把握と見守り活動に取り組みます。
 - 高齢者や単身世帯、生活困窮者などが孤立しないよう、地域の居場所づくりや交流機会の充実を図ります。
 - 孤独・孤立が生活困窮やひきこもり、健康問題など複合的な課題につながることに理解を深め、地域全体で支え合う意識づくりを進めます。
 - 地域住民や関係機関が連携し、支援を必要とする人を適切な相談機関や支援につなげます。

-
- 【呉市】
- 孤独・孤立は誰にでも起こり得る身近な課題であることについて，広報・啓発活動を通じて理解促進に取り組みます。
 - 福祉，医療，介護，教育，就労，住宅など分野横断的な関係機関の連携を強化し，孤独・孤立の予防と早期支援を推進します。
 - ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯等に対する見守り体制の充実を図り，孤立や孤独死の防止に努めます。
 - 身寄りのない高齢者等が安心して生活できるよう，成年後見制度や権利擁護支援など，本人の意思を尊重した支援体制の充実に取り組みます。
 - 生活困窮やひきこもりなど孤独・孤立と関連する課題に対し，早期相談・早期支援につなげる体制づくりを進めます。
-

イ 訪問支援等による継続的サポート

【現状と課題】

- 対象者の多くが、自ら支援を求められないか、支援を受け入れることに消極的であるため、潜在的なニーズを抱える人を早期に把握することが難しい状況です。
- 対象者が支援の必要性を感じていない、または支援につながることに消極的な場合は、アプローチが困難で時間を要す状況にあります。
- メンタル不調や生活困難事例が増加しているため関係機関との連携がより必要となっています。
- 提供地域を拡大していくため、事業への理解と家庭に介入するスキルを備えた事業者を開拓する必要があります。

【施策の方向】

- ・妊産婦、ひきこもり、高齢者、障害者など特別な支援を必要とする人に対し、訪問支援等を通じて支援を届け、信頼関係を築きながら継続的に支援します。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
包括的相談支援事業（アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業）	病気や障害、ひきこもり等により社会的に孤立して自ら相談窓口に来ることができない人や、必要な支援が届いていない人に対して、支援員との信頼関係を構築しながら時間をかけた丁寧な働きかけを行い、必要な関係機関につなぐなどの支援をします。	重層的支援推進室
妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート、産後ケア）	保健師、助産師が妊産婦の居宅を訪問し、妊娠、出産や育児における相談支援を行うことで、妊産婦が家庭地域における孤立感を軽減し、安心して過ごせるようサポートをします。	地域保健課
精神保健事業（心の健康づくり）	精神疾患等があり支援が必要な方やその家族に対し、保健師、精神保健福祉士等が、訪問、電話、来所等で相談対応します。	地域保健課
【再掲】利用者支援事業（こども家庭センター）	母子保健・児童福祉の両機能が全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行います。	こども家庭相談課 地域保健課

事業名	内容	担当課
【再掲】家庭児童相談支援事業（家庭児童相談、女性相談）	こどもや家庭に関する相談、女性が抱える困難な問題や配偶者からの暴力被害（DV）等について、家庭児童相談員・女性相談支援員などが相談を受けています。必要な情報の提供、関係機関への連携など幅広い支援をします。	こども家庭相談課
【再掲】家庭児童相談支援事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難な家庭や多胎児を育てている家庭に子育てヘルパーを派遣し、家事育児支援を行います。	こども家庭相談課 地域保健課
家庭児童相談支援事業（支援対象児童等見守り強化事業）	支援対象児童等の家庭を事業者が訪問し、児童等への声掛けを行い、家庭環境等を把握、情報共有し、適切な支援につなぎます。	こども家庭相談課
家庭児童相談支援事業（地域こどもの生活支援強化事業）	地域にある場所を活用し、気軽に立ち寄ることができるよう、食事や体験の提供を行い、適切な支援につなぎます。	こども家庭相談課

【それぞれの役割】

【個人】 ○困りごとを抱えているときは、一人で抱え込まず、家族や身近な人、相談窓口などに相談するよう努めます。

○地域で気に掛かる人がいる場合は、日頃から声掛けや見守りを行い、必要に応じて相談機関につなげます。

○訪問支援や見守り活動に対する理解を深め、支援を受けることや支援者が関わることへの理解・協力を努めます。

【地域】 ○自治会、各地区公衆衛生推進協議会、単位民生委員児童委員協議会、地域団体等が連携し、孤立しがちな人や支援が必要な人の早期把握に努めます。

○地域における見守りや声掛け活動を通じて、対象者との信頼関係づくりや継続的な関わりを進めます。

○地域住民だけでは対応が難しいケースについては、市や専門機関と連携し、適切な支援につなげます。

○訪問支援事業や継続的サポートへの理解を深め、地域全体で支援を支える環境づくりに取り組みます。

-
- 【呉市】
- 支援を必要としながら支援につながない人を早期に把握できるよう、アウトリーチによる訪問支援や相談支援体制の充実を図ります。
 - 支援を受けることに消極的な人に対しても、継続的な訪問や丁寧な関わりを通じて信頼関係を築き、必要な支援につなげます。
 - メンタル不調や生活困難など複合的な課題に対応できるよう、福祉、保健、医療、教育等の関係機関との連携強化を図ります。
 - 訪問支援を担う事業者の確保・育成を進めるとともに、家庭支援やアウトリーチに必要な専門性・支援技術の向上を支援します。
 - 継続的な支援が必要な人に対して、相談支援、見守り、生活支援等を一体的に提供できる体制づくりを進めます。
-

ウ 社会参加の支援

【現状と課題】

- 当事者が望む社会とのつながりや参加に対応する社会資源が不足しています。
- 制度の狭間のニーズを有する人に特化した事業を新設するだけでは対応しきれず、既存の福祉サービスや地域等への働きかけと受け入れ支援が不十分な状況です。
- 【再掲】高齢化の進行に伴う担い手不足により、住民主体の「通いの場」の継続的な運営や、新たな居場所の創出が困難な状況にあります。
- ひきこもりなどにより長期間就業していない方は、自宅から外に出られず、また、コミュニケーション能力の低下などの要因で、一般就労につながりにくい状況にあります。
- 生活困窮者の中には、「社会に出ることに不安がある」、「人と接するのが苦手」などの理由により、すぐに働くことが難しい状況にある方がいます。
- 障害者の一般就労については、職場での理解が必要です。
- ひとり親家庭では子育て世帯の平均的な収入と比較して少ない状況となっており、養育費を得られず、ひとりで子育てをしなければならず孤立し、経済的に困窮しているケースが多いのが現状です。

【施策の方向性】

- ・自立に向けた相談や様々な支援事業を通じて、社会や他者につながる社会参加の支援を行います。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
包括的相談支援事業（参加支援事業）	社会的に孤立していた人がアウトリーチ等により支援につながった後に、社会資源を活用・創出し、社会とのつながる機会づくりを支援します。	重層的支援推進室
【再掲】 地域介護予防活動支援事業（ふれあい・いきいきサロン）	高齢者をはじめ、地域住民が自宅から歩いて行ける場所に気軽に集い、多世代・多属性の交流による孤立防止や介護予防、住民同士の支え合い活動を自ら企画し、活動することで、生きがいづくりや仲間づくりにつながり、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくりの一端を担います。 また、本事業の運営に携わるボランティアを対象とした研修会の開催と、活動に対する助成を行うことで、活動の継続支援を行うと共に、事業の活性化と市全域での普及を図ります。	高齢者支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）、 生活保護運営事務費（被保護者就労準備支援事業）	就労準備支援事業は、生活保護受給者・生活困窮者（以下「要支援者」といいます。）の日常的・社会的な自立を目的として、生活リズムが乱れていたり、人と接するのが苦手など、自立に向けた課題が多い要支援者をサポートする支援員が、要支援者に対し、信頼関係を構築した上で、現状や課題を把握し、一人ひとりに適した具体的支援計画を作成するなど、要支援者の自立の促進に向け、寄り添いながら継続的な支援を行っています（収入・資産について一定の要件があります。）。	生活支援課
【再掲】 包括的相談支援事業（自立相談支援事業）	自立相談支援事業は、生活保護に至る前段階において、自立支援の強化を図ることを目的として、原則生活困窮者（就労状況、心身状況、地域社会との関係性及びその他の事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるものを対象に、「福祉の窓口」で相談支援員が生活困窮に関する相談を一元的に受け、各種支援事業（生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業）との連携による支援や相談内容に応じて必要な支援を行っている各関係課、関係機関等につなぐ支援を行っています。	生活支援課
生活困窮者自立支援事業（就労訓練事業）	就労訓練事業は、市から認定を受けた事業者（以下「認定訓練事業者」といいます。）が長期離職者、ニート、ひきこもり、心身に課題があるなど、すぐには一般就労が難しい生活困窮者に対し、就労機会（軽作業など）を提供し、最終的には一般就労を目指すことを目的として、認定訓練事業者が就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、必要に応じて身だしなみ、健康管理に関する指導、ビジネスマナー、コミュニケーションに関する支援などを生活面や健康面において支援を行います。	生活支援課

事業名	内容	担当課
母子父子家庭等支援事業 (母子・父子自立支援員等による相談業務。母子・父子自立支援プログラム策定事業)	個々のひとり親家庭等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成等に対し、適切な助言や支援を行うとともに、ハローワークと連携した就業情報の提供などを行っています。	こども支援課
母子父子家庭等支援事業 (自立支援教育訓練給付金)	ひとり親家庭の母または父が、適職に就くために必要な教育訓練講座（市の指定するもの）を受講する時、受講費の一部を給付しています。	こども支援課
母子父子家庭等支援事業 (高等職業訓練促進給付金)	児童扶養手当受給に相当する所得のひとり親家庭の母または父が、就職に有利な資格取得のため一定期間修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために給付金を支給しています。	こども支援課

【それぞれの役割】

【個人】 ○日頃から地域住民との交流を深め、気軽に相談し合える関係づくりに努めます。

○隣近所で見守りが必要な人に対して、日常的な声掛けや見守りを積極的に行います。

【地域】 ○サロンやサークルの運営に工夫を凝らし、地域住民の理解と協力を得ながら、担い手やボランティアの確保・育成に取り組みます。

○サロンやサークル活動において、参加者の経験や能力、特技、趣味などを生かせる交流の場や活動機会づくりを進めます。

【呉市】 ○障害のある人の社会参加を促進するため、移動や活動に伴う経済的負担の軽減に努めます。

○趣味講座やスポーツ活動など、生きがいや交流につながる居場所や活動機会の充実を図ります。

○生活困窮者や社会的に孤立している人、ひきこもり状態にある人等の自立に向けて、本人や家族のニーズ把握に努めるとともに、当事者主体の活動を支援します。

○孤独・孤立を感じている人が安心して相談できるよう、相談を受け止め、寄り添う支援体制の充実に取り組みます。

○孤独・孤立の防止や自立支援につなげるため、就労支援や社会参加支援、居場所づくりなど、多様な支援を関係課が連携して進めます。

エ 地域づくりに向けた支援体制の充実

【現状と課題】

- 市主導から住民主体への移行が進みにくく支え合い機能が脆弱なままであることや、単身・子育て世帯の孤立リスクの高まりが指摘されています。
- 地域のつながりが希薄化し、多様化する住民のニーズや生活課題の把握が困難になっています。
- 地域によって利用可能な社会資源に差があり、加えて地域の担い手不足により、既存の活動の維持や新たな活動の展開が困難になっています。
- 第2層（自治会連合会区域）協議体の設置が進まず、地域課題の把握に着手できていない地域があります。
- 地域で開催した座談会において、多くの「生活困窮をはじめとする支援が必要な世帯」は「孤独死」や「孤立」という社会的課題を抱えていることが判明しました。この課題を解決するため、地域や関係機関が連携して早期に要支援世帯を把握し、深刻化する前に支援を届ける必要があります。

【施策の方向性】

- ・世帯や属性を超えて交流できる場の整備を進めるとともに、地域資源の開発等の多様な地域活動が生まれやすい環境づくりに取り組みます。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
包括的相談支援事業（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）	住民のニーズや生活課題，それらに対応する地域資源や地域コミュニティを活用しながら，世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を整備します。	重層的支援推進室

事業名	内容	担当課
【再掲】 一般介護予防事業（介護予防支援事業）	高齢者が要介護状態になることを予防し、必要な知識等の普及・理解を図るため、運動機能向上、口腔ケアの推進、栄養改善、認知症予防の要素を取り入れた介護予防教室を開催し、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行います。また、歩いて行くことができる地域単位に筋力アップと地域交流を目的とした住民主体の通いの場の立ち上げ及び継続を支援し、リハビリテーション専門職の助言を受けながら筋力の維持向上を図ります。閉じこもりを防ぎ、役割を持っていきいきと住み慣れた地域で過ごすことができるよう総合的に支援することにより、健康の保持増進を図るとともに、フレイル予防、生活習慣病等の疾病・重度化を予防し、健康寿命の延伸を図ります。	高齢者支援課
【再掲】 地域介護予防活動支援事業（ふれあい・いきいきサロン）	高齢者をはじめ、地域住民が自宅から歩いて行ける場所に気軽に集い、多世代・多属性の交流による孤立防止や介護予防、住民同士の支え合い活動を自ら企画し、活動することで、生きがいづくりや仲間づくりにつながり、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくりの一端を担います。 また、本事業の運営に携わるボランティアを対象とした研修会の開催と、活動に対する助成を行うことで、活動の継続支援を行うと共に、事業の活性化と市全域での普及を図ります。	高齢者支援課
【再掲】 生活支援サービス体制整備事業	多様化する困りごとに対応するため、生活支援コーディネーターを中心に地域全体で多様な主体による多様なサービスが提供できるよう体制づくりを進めます。地域住民、ボランティア、関係機関等が協力し、買い物やごみ出し、見守り、通いの場づくり等、日常生活を支える活動を広げていくことを目指します。また、地域の困りごとと支援する人や活動をつなぐことで、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることで、誰もが助け合いながら暮らせる地域づくりを目指します。	高齢者支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 心身障害者相談 支援事業（地域 生活支援拠点等 事業）	障害のある人が地域で安心して生活するために、市内を4エリアに分けて、地域生活支援拠点（まるごとネット呉）を設置しています。今後も各エリアの担当事業所が関係機関と協力し、相談支援、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくりなどの取組を進めていきます。	障害福祉課
【再掲】 心身障害者相談 支援事業（基幹 相談支援センタ ー事業）	相談支援の中核的な役割を担う呉市障害者基幹相談支援センターが中心となって、地域生活支援拠点や相談支援事業所をバックアップすることにより、相談支援体制の強化を図っていきます。 その他、地域の関係者で構成される呉市自立支援協議会において、課題の共有ニーズ等の把握、相談員等支援者の質の向上に向けた取組を行うことにより、引き続き必要なサービスが提供できる体制の確保に努めます。	障害福祉課
包括的相談支援 事業（生活困窮 者支援等のため の地域づくり）	生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、高齢化、人口減少に伴う地域社会の担い手不足、「血縁、地縁、社縁」という日本の社会保険制度の基礎となってきた「共同体」機能の脆弱化などより、地域の支え合い基盤が弱まる中、世帯や属性を超えて交流できる場の整備や、地域における資源開発・ネットワークの構築など、多様な地域活動が生まれやすくするための環境整備を目的として、介護・障害・こどもなど、各分野で実施されている既存の地域づくりの取組を生かしながら、生活困窮者や望まない孤独・孤立に悩む方と地域とのつながりを適切に確保できるよう支援を行っています。	生活支援課
【再掲】 すこやか子育て 事業 （子育て関係各 種手続きのWe b申請化）	子育て関係各種手続きWeb申請化に取り組むことで、子育て世帯の負担軽減を図ります。	こども支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 すこやか子育て 事業（子どもの 居場所づくり）	地域のこどもたちを対象に、食事の提供や学習支援、遊び・体験活動などを通じて、安心して過ごせるこどもの居場所づくりに取り組む団体を支援します。	こども支援課
【再掲】 すこやか子育て 事業（こどもま んなかキャンペ ーン）	こどもや子育て世代が社会全体に支えられていると感じられるよう、地域や企業がこどもや子育て世代を応援し、市全体で温かく見守る気運を醸成するための啓発活動を実施します。	こども支援課
【再掲】 すこやか子育て 事業（アプリや サイトの運用）	こどもの予防接種管理や成長記録、イベントなど子育てに関する情報を入手・活用できるアプリ（くれっこアプリ）を運用したり、子育て情報総合サイト「くれ子育てねっと」に、市民等の目に留まりやすく、呉市の子育て支援制度を理解してもらうため、動画などを活用した特設ページを作成します。	こども支援課

【それぞれの役割】

- 【個人】
- 地域活動や行事に積極的に参加し、日頃から近隣住民とのつながりを深めます。
 - 困りごとを抱えている人や気に掛かる世帯に対して、声掛けや見守りを行い、必要に応じて相談機関につなげます。
 - 地域の支え合い活動に関心を持ち、自分にできる範囲でボランティア活動や地域活動に参加します。
 - 孤独・孤立や生活困窮などの課題に対する理解を深め、地域全体で支え合う意識を持ちます。

- 【地域】
- 自治会、各地区公衆衛生推進協議会、地区社会福祉協議会、単位民生委員児童委員協議会、地域団体等が連携し、地域の生活課題や支援ニーズの把握に努めます。
 - 単身世帯や子育て世帯、高齢者世帯など孤立しやすい世帯への見守りや声掛け活動を進め、孤独・孤立の防止に取り組みます。
 - 地域の実情に応じたサロン活動や居場所づくり、支え合い活動など、住民主体の地域福祉活動を推進します。
 - 地域活動の担い手確保や育成に取り組むとともに、多様な主体が参加しやすい活動づくりを進めます。
 - 第2層協議体等を活用し、地域課題の共有や解決に向けた協議・連携を進めます。

-
- 【呉市】
- 住民主体による地域福祉活動を推進するため、地域活動への支援や情報提供、人材育成等に取り組めます。
 - 地域ごとの課題や社会資源の状況を把握し、地域間格差の解消や必要な支援体制の充実に努めます。
 - 地域、社会福祉協議会、関係機関等と連携し、生活困窮や孤独・孤立など支援が必要な世帯の早期把握・早期支援につなげます。
 - 第2層協議体の設置・運営支援を行い、地域課題の把握や支え合い活動の推進を図ります。
 - 地域福祉活動の担い手不足に対応するため、ボランティアや地域活動人材の確保・育成支援を進めます。
-

基本目標3 尊厳を守り，安心して暮らせる環境整備（権利擁護・安全・防災）



（1）権利擁護の取組の支援

ア 虐待防止に関する取組の支援

【現状と課題】

- 虐待に関する知識，理解の普及啓発や相談・通報窓口の周知が不足しています。
- 認知症に対する偏見が根強く，早期発見・早期対応が難しい状況にあります。また，認知症の人の介護の抱え込みや虐待など課題が重症化して表出されることもあり，支援体制の構築が必要です。
- 引き続き，所管施設に対し，虐待防止に関した継続的な取り組みを求める必要があります。

【施策の方向性】

- ・家庭内や地域における孤立から生じる高齢者，障害者，児童の虐待を未然に防ぐため，関係機関等との緊密な連携の下，早期発見と迅速な対応を行っていきます。また，発生予防から成年後見制度や未成年後見制度の適切な活用を含めた権利擁護の対応，さらには自立支援までの一連の対策を切れ目なく実施し，地域全体で支え合うための周知啓発活動を推進します。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
男女共同参画推進事業（DV防止に向けた教育・啓発の推進）	男女の人権を尊重し，安心して暮らせる環境づくりを推進するため，DV防止に向けた教育・啓発の推進や講演会を開催します。	人権・男女共同参画課

事業名	内容	担当課
認知症施策推進事業（認知症初期集中支援チームの設置）	医療と介護の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」は、認知症の方やその疑いがある方、及びご家族を訪問し、早期の安定した生活に向けた集中的な支援を行います。困りごとへの助言や、適切な医療・介護サービスへの橋渡しを通じて、ご本人の自立した生活とご家族の不安解消をサポートします。多職種が密に連携することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、早期発見・早期対応の体制構築に取り組んでいます。	高齢者支援課
【再掲】 認知症施策推進事業（包括的支援推進員（愛称：福祉のキューピット）の配置）	市民一人ひとりが認知症への正しい理解を深められるよう、市と各高齢者相談室（地域包括支援センター）に配置された包括的支援推進員や認知症地域支援推進員が連携し、市民、小中学校、企業などを対象に認知症サポーター養成講座を実施しています。また、直接的な支援を希望する認知症サポーターにはステップアップ講座を行い、オレンジサポーターとして養成します。さらには、各高齢者相談室（地域包括支援センター）に設置するオレンジサポーターバンクにおいて、支援を必要とする高齢者のニーズと、オレンジサポーターが提供できる支援のマッチングを行い、地域社会における見守りや生活支援につなぐ支援を行っています。	高齢者支援課
【再掲】 保健福祉事業（認知症と共に生きるまち（認知症パッケージ事業））	認知症の人やその家族が孤立することなく、自宅や地域で役割を持ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、認知症に対する偏見の解消や早期に医療機関受診につながるよう市民の意識変化を目指し、「発症予防」、「早期発見」、「生活支援・重症化予防」、「介護者支援」及び「事故に対する補償」を認知症パッケージ事業として一体的に実施します。これにより、「認知症になっても大丈夫」という意識変革を促し、医療・介護・地域が切れ目なく本人と家族を支える包括的な体制構築に取り組んでいます。	高齢者支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 心身障害者相談 支援事業（基幹 相談支援センタ ー事業）	呉市障害者虐待防止センターとして、障害者虐待に関する通報・相談を受け、必要な助言や指導等を行います。また、緊急的な対応が必要な場合は、関係機関と連携して対応します。	障害福祉課
家庭児童相談支 援事業（児童虐 待防止啓発事 業）	児童虐待防止について、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、パネル展示等の啓発活動を行います。	こども家庭 相談課
家庭児童相談支 援事業（要保護 児童対策地域協 議会）	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、呉市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係する行政機関や民間団体等と緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討します。	こども家庭 相談課
施設等への対応	所管施設等に対し、基準条例等の虐待防止に関する規定どおりに施設運営ができているかを確認するとともに、所管施設内で職員等による虐待が発生した場合には、当該施設に対し監査を行い、改善を求めます。	指導監査室

【呉市社会福祉協議会における主な取組】

事業名	内容	担当課
【再掲】 福祉サービス利 用援助事業「か けはし」	自分一人で福祉サービスの利用などを決めることに不安がある人（ご本人に契約の内容が理解できる能力と利用意思があることが必要です。）が利用料を払って、社会福祉協議会の専門員と生活支援員により福祉サービスの利用手続きの手伝い、生活に必要なお金の出し入れの手伝い、通帳や印鑑などの預かりなどのサービスを受けることができる事業です。成年後見制度と連携し、必要に応じて重層的支援体制整備事業等とも協力しながら、判断能力に不安のある方が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、権利擁護の取組を推進します。	総合相談支 援室

事業名	内容	担当課
法人後見事業	判断能力が不十分な状態にある方の中には、後見人等となる適切な親族がない場合や、個人で後見人等を確保することが難しい場合があります。こうしたとき、社会福祉協議会が法人として家庭裁判所から選任を受け、成年後見人・保佐人・補助人として関わることで、本人の意思を尊重した身上保護や財産管理を安定的に行うことができます。受任にあたっては、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職による審査・助言を受ける体制を設け、適正な後見事務を確保します。呉市権利擁護センターや関係専門職団体と連携し、成年後見制度の普及啓発にも取り組みます。	総合相談支援室
生活支援員・後見支援員等養成研修	福祉サービス利用援助事業「かけはし」における支援を担う「生活支援員」及び、成年後見制度の利用促進を地域で支える「後見支援員」等の養成を目的として、研修を実施します。研修では、事業の目的・制度概要、利用者の権利を尊重した支援の基本姿勢、金銭管理や福祉サービス利用援助に関する基礎知識を習得します。地域住民が支援に関わることで、利用者と地域とのつながりの維持・回復を図るとともに、権利擁護を担う地域人材の継続的な育成につなげます。	総合相談支援室

【それぞれの役割】

-
- 【個人】
- 高齢者、障害者、こどもに対する虐待や権利侵害について正しい知識を持ち、理解を深めます。
 - 認知症に対する偏見をなくし、本人や家族を温かく見守る意識を持ちます。
 - 介護や子育てなどを一人で抱え込まず、早めに相談機関や周囲に相談します。
 - 虐待が疑われる場面や気になる変化に気付いた際には、相談窓口や関係機関に相談・通報します。
 - 地域活動や見守り活動に参加し、孤立を防ぐつながりづくりに協力します。
-

-
- 【地域】
- 自治会，各地区公衆衛生推進協議会，地区社会福祉協議会，単位民生委員児童委員協議会，関係団体等が連携し，見守りや声かけ活動を進めます。
 - 高齢者，障害者，子育て家庭などが孤立しない地域づくりを進めます。
 - 虐待防止や認知症理解に関する学習機会や啓発活動を実施します。
 - 地域の中で異変や困りごとを早期に把握し，相談機関へつなぐ役割を担います。
 - 介護者や養育者が孤立・負担過多とならないよう，地域で支え合う環境づくりを進めます。
 - 福祉施設や福祉関係団体等と連携し，虐待防止に向けた地域全体での見守り体制を強化します。
-
- 【呉市】
- 高齢者，障害者，こどもに対する虐待に関する相談・通報窓口の周知を図り，相談しやすい体制の充実を図ります。
 - 関係機関と連携し，虐待の早期発見・早期対応から自立支援まで切れ目のない支援を行います。
 - 認知症に関する正しい知識や理解促進に向けた普及啓発を推進します。
 - 虐待防止に関する研修や人材育成を行い，支援者や施設職員の対応力向上を図ります。
 - 虐待リスクの高い世帯へのアウトリーチ支援や関係機関との情報共有を進めます。
 - 高齢者相談室（地域包括支援センター），児童相談所，相談支援事業所，医療機関等との連携強化を図り，重症化を防ぐ体制の充実を図ります。
-

イ 呉市成年後見制度利用促進基本計画の推進

【現状と課題】

- 頼れる身寄りがいない高齢者等が増加しており、認知症等によって自分の意思表示ができなくなった際の専門的な対応を求められることが増えています。
- 呉市権利擁護センターを中核機関として、制度推進を図っているものの、成年後見制度の普及啓発や相談窓口の周知が不足しています。

【施策の方向性】

- ・認知症や障害等があっても個人の尊厳が尊重され本人らしい生活を支えるため、関係機関との緊密な連携強化を図りながら、「呉市権利擁護センター」を核とした成年後見制度の普及啓発や手続き支援、権利擁護を担う人材育成、後見人への支援を推進します。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
地域自立生活支援事業（成年後見制度の利用促進）	高齢者・知的障害者・精神障害者など判断能力の不十分な方を保護します。また、成年後見人制度の利用が必要な方が申立てできる親族がいない、後見人の報酬が支払えないなど等の理由により、制度の利用ができない事態に陥らないよう、市長の申立てや報酬の助成を行います。	高齢者支援課 障害福祉課 地域保健課

事業名	内容	担当課
【再掲】 在宅医療・介護連携推進事業 （地域住民への普及啓発（アドバンス・ケア・プランニング））	地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、いずれ訪れる人生の最期や医療・介護が必要となった時のために、家族や支援者に知ってもらいたい、緊急連絡先や医療情報、これからの望む生活等の終活関連情報を記載することができるノート「人生の彩ノート」を作成し、各種研修会等の参加者に配布するほか、出前トークで希望する地域に出向いて書き方講座を行うなど、地域住民の意思決定支援のため積極的な普及啓発を行います。また、頼れる身寄りがない高齢者等が、あらかじめ市に緊急連絡先や「人生の彩ノート」の保管場所等の終活関連情報等を登録しておくことで、病気や事故等により意識不明若しくは意思疎通が困難な状態に陥った場合又は死亡した場合において、警察や消防、医療機関、呉市の関係課、本人が、あらかじめ指定した者からの情報提供依頼があった場合に市が本人に代わり終活関連情報等を提供し、本人の意思が反映できるよう支援します。	高齢者支援課

【呉市社会福祉協議会における主な取組】

事業名	内容	担当課
呉市権利擁護センター事業（広報・啓発・相談対応）	成年後見制度をはじめとする権利擁護制度について、地域住民や関係機関に向けた情報発信や啓発活動を行います。まず、多様な広報媒体を活用するとともに、地域の集会や講演会などを通じて制度への理解を深めます。こうした取り組みにより、必要な方が必要な時に制度を利用できる環境づくりを進めます。さらに、専門相談窓口を設置し、本人・家族・支援者からの相談に対応します。制度利用に関する不安や疑問に寄り添いながら、必要に応じて関係機関と連携し、問題解決に向けた支援を行います。その結果、制度利用のハードルを下げ、より多くの方が適切な支援につながることを目指します。	総合相談支援室

事業名	内容	担当課
呉市権利擁護センター事業（受任者調整）	弁護士・司法書士・社会福祉士のほか、税理士、社会保険労務士、行政書士、精神保健福祉士など多様な専門職とともに運営委員会を組織し、本人の権利を守るための支援を行います。本人の状況や希望を踏まえ、ふさわしい成年後見人等が選任されるよう調整し、家庭裁判所や関係機関と連携して最適な受任者が選定される体制を整えます。各専門職が持つ知識や技能を活かし、本人の権利が十分に保障されるよう配慮します。	総合相談支援室
呉市権利擁護センター事業（後見人等への支援）	選任された成年後見人等が適切に職務を遂行できるよう、情報提供、助言などの支援を行います。これにより、本人の意思決定支援や権利擁護が実効的に行われることを目指します。また、専門職および関係機関との連携を強化するため、合同研修や事例検討会を実施します。関係者が一堂に会して課題や最新の知見を共有することで、実務における支援体制をより円滑かつ効果的に構築していきます。	総合相談支援室

【それぞれの役割】

- 【個人】
- 成年後見制度や権利擁護について正しい知識を持ち、将来に備える意識を高めます。
 - 判断能力の低下に備え、家族や身近な人と日頃から意思や希望を共有します。
 - 困りごとや不安を抱え込まず、早めに相談窓口や関係機関に相談します。
 - 認知症や障害のある人の意思や尊厳を尊重し、地域で支え合う意識を持ちます。

- 【地域】
- 自治会、各地区公衆衛生推進協議会、地区社会福祉協議会、単位民生委員児童委員協議会、福祉関係団体等が連携し、見守り活動を進めます。
 - 判断能力の低下や生活上の不安を抱える人を早期に把握し、相談機関へつなぎます。
 - 成年後見制度や権利擁護に関する地域での学習機会や啓発活動を進めます。
 - 身寄りのない高齢者や孤立しやすい人が地域で安心して暮らせる支え合いの環境づくりを進めます。
 - 医療、介護、福祉、司法など多様な関係機関との連携を深め、切れ目のない支援につなげます。

-
- 【呉市】
- 呉市権利擁護センターを中核機関として，成年後見制度の普及啓発や相談支援体制の充実を図ります。
 - 成年後見制度に関する相談窓口の周知を進め，利用しやすい環境を整備します。
 - 本人の意思決定支援を重視し，尊厳のある本人らしい生活を支える支援を推進します。
 - 家庭裁判所，弁護士，司法書士，社会福祉士等の専門職団体，福祉関係機関との連携強化を図ります。
 - 身寄りのいない高齢者等への支援について，地域や関係機関と連携しながら制度や体制の充実を図ります。
 - 後見人等に対する相談支援や研修等を実施し，継続的な活動を支援します。
-

(2) 再犯防止に関する取組の支援

ア 呉市再犯防止推進計画の推進

【現状と課題】

- 社会を明るくする運動などの啓発活動については、周知が十分に行き届いていないことから、一般市民の参加が伸び悩んでいる状況です。
- セーフティネット住宅においては、登録住宅であっても周辺の家賃相場と大差がなく、入居者への経済的なメリットが乏しいため、住宅確保要配慮者の入居につながりにくい状況です。
- 居住支援事業においては、支援の受け皿である民間賃貸住宅の賃貸人の理解を得ることや、住宅確保要配慮者が入居することによって生じるデメリットを上回る明確なメリットがないため普及が進んでいません。
- 住宅確保要配慮者が、入居の際に必要な「緊急連絡先」を確保することが困難であるため、入居できないケースが多く見られます。

【施策の方向性】

- ・犯罪・非行をした人の中には高齢や障害、生活困窮、孤独・孤立などの複雑・複合的な課題を抱える中で、必要な支援を受けられずに犯罪・非行に至ったというケースが見受けられます。出所後も社会的な孤立から再度の犯罪・非行に走り、社会復帰につながらないという現状を踏まえ、こうした課題を抱えた人の再犯を防止するため、呉地区保護司会、呉地区更生保護女性会、更生保護施設、自立準備ホーム等の関係機関との連携の下、就労支援などの福祉サービスの利用、呉市居住支援協議会を活用した住居の確保など、社会復帰に向けた継続的な支援を推進します。

また、更生保護活動が円滑に行われるよう、引き続き「更生保護呉サポートセンター」の活動拠点の確保や、非行防止研究会や面接場所等としてのまちづくりセンターの活用など、関係団体への活動支援に努めます。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
青少年育成事業 (社会を明るくする運動)	「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱する地域社会の安全と安心を目指す取組であり、全ての国民が犯罪や非行の防止、及び更生支援について理解を深めることを目的としています。また、こども家庭庁の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」に呼応して、毎年7月に全国強調月間を設けて活動を行っています。	文化振興課

事業名	内容	担当課
【再掲】 包括的相談支援事業（自立相談支援事業）	自立相談支援事業は、生活保護に至る前段階において、自立支援の強化を図ることを目的として、原則生活困窮者（就労状況、心身状況、地域社会との関係性及びその他の事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるものを対象に、「福祉の窓口」で相談支援員が生活困窮に関する相談を一元的に受け、各種支援事業（生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業）との連携による支援や相談内容に応じて必要な支援を行っている各関係課、関係機関等につなぐ支援を行っています。	生活支援課
【再掲】 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）、 生活保護運営事務費（被保護者就労準備支援事業）	就労準備支援事業は、生活保護受給者・生活困窮者（以下「要支援者」といいます。）の日常的・社会的な自立を目的として、生活リズムが乱れていたり、人と接するのが苦手など、自立に向けた課題が多い要支援者をサポートする支援員が、要支援者に対し、信頼関係を構築した上で、現状や課題を把握し、一人ひとりに適した具体的支援計画を作成するなど、要支援者の自立の促進に向け、寄り添いながら継続的な支援を行っています（収入・資産について一定の要件があります。）。	生活支援課
【再掲】 生活保護運営事務費（被保護者就労支援事業）、生活困窮者自立支援事業（就労自立促進事業）	就労自立促進事業は、生活保護受給者、生活困窮者等（以下「生活保護受給者等」といいます。）の就労による自立促進を図ることを目的として、広島労働局・ハローワーク呉と市が協定を締結し、生活保護受給者等に対し、生活・福祉等の相談と就労支援を効果的に行えるよう福祉事務所にハローワークのサテライト窓口を設け、ワンストップ型の就労支援体制を構築し、きめ細やかな職業相談・職業相談など福祉事務所等と連携した就労支援を行っています。	生活支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 生活困窮者自立 支援事業（就労 訓練事業）	就労訓練事業は、市から認定を受けた事業者（以下「認定訓練事業者」という。）が長期離職者、ニート、ひきこもり、心身に課題があるなど、すぐには一般就労が難しい生活困窮者に対し、就労機会（軽作業など）を提供し、最終的には一般就労を目指すことを目的として、認定訓練事業者が就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、必要に応じて身だしなみ、健康管理に関する指導、ビジネスマナー、コミュニケーションに関する支援などを生活面や健康面において支援を行います。	生活支援課
【再掲】 生活困窮者自立 支援事業（居住 支援事業）	居住支援事業は、一定の住居を持たない生活困窮者の自立を促進することを目的として、原則3か月間（最大6か月間）、一時的な宿泊場所・食事・衣類・タオルなどの日用品を提供することにより、安心して暮らせる環境を確保しながら、賃貸住宅への入居、就労、生活基盤の安定など自立相談支援機関をはじめとする住居確保・就労支援・生活困窮者の支援に関わる各関係機関と連携・情報共有しながら、支援を行っています（収入・資産について一定の要件があります。）。	生活支援課
住 宅 政 策 事 業 （呉市居住支援 協議会）	呉市居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、こどもを養育している者、その他住宅確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、不動産関係団体、居住支援法人、地方公共団体等が連携し、住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織として令和7年1月20日に設立しました。 居住支援協議会の取組の一つとして、セーフティネット住宅、居住サポート住宅及び呉市お部屋探し協力店（住宅確保要配慮者から相談があった場合に、円滑な入居ができるように可能な範囲で協力する民間不動産事業者）の登録数を増加させるため、セミナー開催等により啓発活動を行います。	住宅政策課

【それぞれの役割】

-
- 【個人】
- 再犯防止や更生支援について正しい理解を深め、偏見や差別のない地域づくりに努めます。
 - 「社会を明るくする運動」などの啓発活動や地域活動に参加し、更生支援への理解を広げます。
 - 困難を抱える人を地域で孤立させず、温かく見守る意識を持ちます。
 - 就労や居住など社会復帰に向けた支援の必要性を理解し、地域で支え合う意識を持ちます。
 - 身近な困りごとや孤立の兆候に気付いた際は、相談機関や関係団体へつなげます。
-
- 【地域】
- 自治会、各地区公衆衛生推進協議会、地区社会福祉協議会、単位民生委員児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、NPO等が連携し、更生支援の地域ネットワークを強化します。
 - 地域における居場所づくりや見守り活動を通じて、孤立防止や社会参加を支援します。
 - 再犯防止に関する学習機会や啓発活動を進め、地域全体の理解促進を図ります。
 - 住宅確保や就労支援に向け、地域の企業、不動産関係団体、福祉関係機関等との連携を進めます。
 - 地域で安心して生活できる環境づくりを進め、再出発を支える受け皿づくりに取り組みます。
 - 支援対象者やその家族が孤立しないよう、継続的な声かけや相談支援につなげます。
-
- 【呉市】
- 保護観察所、更生保護団体、福祉、医療、就労、住宅部門など関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。
 - 「社会を明るくする運動」などの啓発活動を推進し、再犯防止に対する市民理解の促進を図ります。
 - 住宅確保要配慮者が安心して居住できるよう、居住支援体制の充実を図ります。
 - セーフティネット住宅制度や居住支援事業について、賃貸人や不動産事業者への周知・理解促進を進めます。
 - 住宅確保要配慮者の入居支援に向け、保証制度や支援制度の活用を促進します。
 - 就労支援、生活支援、相談支援など社会復帰に向けた継続的な支援を行います。
 - 支援対象者の状況に応じた伴走型支援を行い、再犯防止と地域定着を推進します。
 - 地域や民間団体と協働し、多様な支援の受け皿づくりを進めます。
-

(3) 安全・安心に暮らす体制づくり

【現状と課題】

ア 地域防災の取組

- 被災想定区域や避難場所、避難経路を確認するためのハザードマップの視認性・認知度が不十分であるほか、避難の方法などを示した「避難の手引き」については、自治会未加入世帯に届きづらい状況にあります。
- 避難情報の伝達手段である、防災行政無線の聞き逃しや、一斉電話伝達サービスの未登録などにより、避難情報を入手できていない市民が一定数います。そのため、令和7年度末から運用を開始した防災情報伝達アプリを広く周知し、避難情報の入手率を向上させる必要があります。
- 避難行動要支援者について、誰が支援し、いつ・どこに・どうやって避難するかを記す個別避難計画の作成は進んでいますが、避難の実行性を高めるための地域住民を巻き込んだ避難訓練が行われておらず、今後取組を強化する必要があります。また、個別避難計画に基づいた福祉避難所等への避難の状況が消極的であり、避難行動に対する意識の向上や避難行動支援者の確保、避難所環境の整備などの課題についても解消していく必要があります。

イ 地域福祉サービスの充実

- ひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦のみの世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中で在宅生活を維持するために、本人又は支援者に目を向けた高齢者福祉サービスを多角的に提供する必要があります。

【施策の方向性】

- ・豪雨災害や地震など、大規模災害が増えてきている中、災害時に高齢者や障害者、こどもをはじめとした、避難の際に支援を必要とする人誰もが、安心して避難ができるよう、平時からの避難行動要支援者や要配慮者への支援体制づくりを進めることが必要です。
- また、高齢者や障害者、こどもなどが犯罪に巻き込まれないよう地域ぐるみで見守り、被害を未然に防ぐ必要があることから、関係機関・団体等との連携強化を図り、地域における見守りや支え合い活動の促進に取り組みます。

【主な取組】

ア 地域防災の取組

事業名	内容	担当課
【再掲】 要援護者等支援事業（避難行動要支援者名簿及び登録台帳の整備・福祉専門職による個別避難計画作成支援）	災害時に特に支援が必要な方の名簿を作成し、福祉専門職の協力を得て、適切な避難支援を行うことができるよう、個別避難計画の作成に努めるとともに、本人同意を得て避難支援等関係者に平常時から情報提供することで、災害時の安否確認や避難支援活動に活用できるように必要な体制整備に努めます。あわせて、福祉避難所への受入対象となる者を把握し、受入体制の整備を図ります。	福祉保健課 障害福祉課 高齢者支援課 介護保険課 危機管理課 地域協働課
【再掲】 要援護者等支援事業（避難行動要支援者名簿及び登録台帳の整備・福祉専門職による個別避難計画作成支援）	避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため、個別避難計画の作成に加え、地域住民を巻き込んだ実践的な支援体制を構築します。 自治会や自主防災組織、民生委員、福祉専門職と密接に連携して、計画に基づいた避難訓練の実施を強化し、訓練を通じて明らかになった課題を、個別避難計画に反映させ、有事の際に誰もが迅速かつ安全に避難できる体制を構築します。市、専門職、地域住民が一体となり、平時からの顔の見える関係づくりを推進し、実効性の高い地域防災力の向上に努めます。	危機管理課 障害福祉課 高齢者支援課
防災対策事業（ハザード（災害の危険性）、避難所の周知）	ハザードマップの視認性については、WEB上で閲覧可能なWEBハザードマップを運用中であり、拡大・縮小機能やアイコン表示、色調を工夫することで改善を図ります。加えて、視覚障害の方向けの「耳で聞くハザードマップ」を県と協力して整備します。	危機管理課
防災対策事業（ハザード（災害の危険性）、避難所の周知）	ハザードマップの認知度については、市ホームページのほか、防災情報伝達アプリ、市公式SNS、アクセス方法の充実を図ります。また、市政だより、防災講話等を通じて、ハザードマップの周知に努めます。	危機管理課
防災対策事業（ハザード（災害の危険性）、避難所の周知）	「避難の手引き」の配布については、市政だよりへの折込みのほか、庁舎及び市民センターでの窓口配布に加え、市ホームページ、市公式SNSへの掲載により、入手方法の多様化を図ります。	危機管理課

事業名	内容	担当課
防災情報網管理事業（防災情報伝達手段の運用・維持管理・補修等）	防災情報伝達アプリについては、避難情報伝達の中軸と位置付け、市政だより、呉市公式SNSによる周知のほか、市内の学校、企業等へのポスターの掲示等、広く市民への普及啓発に努めます。	危機管理課
要援護者等支援事業（２）（避難行動要支援者台帳の整備）	個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難訓練については、住民参加で各地区ごとに実施できるよう訓練パッケージを整備し、地域住民への普及啓発に努めます。	危機管理課
多文化共生推進事業	防災や災害発生時、迅速に多言語で情報発信を行います。	地域協働課

イ 地域福祉サービスの充実

事業名	内容	担当課
消費者行政活性化事業（見守りネットワーク事業）	呉市見守りネットワークを利用し、消費者被害の情報提供を行います。	消費生活センター
緊急通報装置等給付事業	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、緊急時に不安を抱えている方に対し、緊急通報装置の給付及び機器保守を行います。また、日常生活に支障のある方に対し、日常生活用具の給付を行い、健康で自立した在宅生活を維持・継続できるよう支援します。	高齢者支援課
【再掲】認知症施策推進事業（認知症初期集中支援チームの設置）	医療と介護の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」は、認知症の方やその疑いがある方、及びご家族を訪問し、早期の安定した生活に向けた集中的な支援を行います。困りごとへの助言や、適切な医療・介護サービスへの橋渡しを通じて、ご本人の自立した生活とご家族の不安解消をサポートします。多職種が密に連携することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、早期発見・早期対応の体制構築に取り組んでいます。	高齢者支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 保 健 福 祉 事 業 (認知症と共に 生きるまち(認 知症パッケージ 事業))	認知症の人やその家族が孤立することなく、自宅や地域で役割を持ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、認知症に対する偏見の解消や早期に医療機関受診につながるよう市民の意識変化を目指し、「発症予防」、「早期発見」、「生活支援・重症化予防」、「介護者支援」及び「事故に対する補償」を認知症パッケージ事業として一体的に実施します。これにより、「認知症になっても大丈夫」という意識変革を促し、医療・介護・地域が切れ目なく本人と家族を支える包括的な体制構築に取り組んでいます。	高齢者支援課
保健福祉事業	高齢者の保健衛生の維持と介護者の身体的及び経済的負担の軽減をはかります。 また、認知症がある人でも、尊厳を持って社会の一員として自分らしく生きるための支援や認知症予防のための施策を一体的に推進します。	高齢者支援課
【一部再掲】 家族介護支援事業 (軽度生活援助 短期入所事業) (家族介護慰労 金支給事業) (認知症高齢者 家族等支援事業)	ひとり暮らしの高齢者が体調不良等で一時的に独立して生活ができない場合や高齢者の世話を行っている家族が公的行事等への参加のため一時的に世話ができない場合など支援します。 また、介護サービスを利用していない重度要介護者を在宅で介護している家族に対し慰労金を支給します。民間企業が実施する位置情報探索端末機を活用したサービスの利用を希望する家族等に対しその経費の一部を助成します。	高齢者支援課
要援護者等支援事業 (要援護者巡回 相談事業) (要援護者登録 制度)	高齢者が住み慣れた地域で、安全・安心に自立した生活が営めるよう、巡回相談等を行っています。 また、徘徊、救急搬送、孤立死など、緊急時の対応が必要な者の情報を把握することにより、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進を図ります。	高齢者支援課
心身障害者地域 生活支援事業 (日常生活支援 扶助)	65歳未満でひとり暮らしの重度身体障害者等に対し、緊急通報装置の給付及び機器保守を行います。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
心身障害者地域生活支援事業（日常生活支援扶助）	重度の身体・知的障害児・者で、日常生活に支障のある方に対し、日常生活用具の給付を行い、健康で自立した在宅生活を維持・継続できるよう支援します。	障害福祉課
【再掲】心身障害者相談支援事業（地域生活支援拠点等事業）	障害のある人が地域で安心して生活するために、市内を4エリアに分けて、地域生活支援拠点（まるごとネット呉）を設置しています。今後も各エリアの担当事業所が関係機関と協力し、相談支援、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくりなどの取組を進めていきます。	障害福祉課
【再掲】地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能を提供しています。	こども支援課 こども施設課

【呉市社会福祉協議会における主な取組】

事業名	内容	担当課
くれ災害ボランティアセンターの設置・運営	大規模災害の発生時に、地域の多様な担い手が運営者となって被災者支援を行う体制づくりを目的に、平常時から運営研修や運営シミュレーションを実施します。あわせて、広島県社会福祉協議会と連携した災害ボランティア事前登録システムを運用し、災害に備えたボランティアの周知・登録に取り組みます。また、県内外の被災地からの要請に応じて職員を派遣し、災害ボランティアセンターの運営支援を行うなど、平常時の備えと発災時の対応の両面から地域の災害対応力の向上を図ります。	地域福祉課
【再掲】見守り活動推進事業	住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、自治会等を単位として、住民が主体となって見守りが必要な方を地域で見守り合う仕組みづくりを、地区社会福祉協議会と連携して進めます。活動の立ち上げや継続に対する支援を行うとともに、見守り活動を実施する地区の交流会を開催し、他地区の取組の共有や自らの活動の振返りを通じて、活動の継続・発展と地域への普及を図ります。	地域福祉課

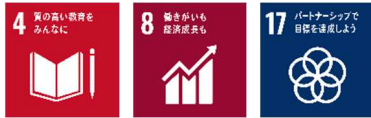
【それぞれの役割】

- 【個人】 ○地域の防災訓練や避難訓練に積極的に参加し、災害時の対応について理解を深めます。
- 日頃から防災意識を持ち、非常持出品の準備や避難場所の確認など、災害時に備えた取組を行います。
-

- 【地域】 ○災害時に地域で助け合えるよう、日頃から声を掛け合い、顔の見える関係づくりを進めます。
- 防災・減災に関する学習会や防災訓練を実施し、地域住民の防災意識の向上に取り組みます。
- 自主防災組織の結成や活動の活性化を図り、自治会、各地区公衆衛生推進協議会、単位民生委員児童委員協議会、福祉関係団体等とも連携しながら、災害時に地域で支え合える体制づくりを進めます。
- 高齢者やこどもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、地域全体で声掛けや見守り活動に取り組みます。
-

- 【呉市】 ○地域や関係機関と避難行動要支援者に関する情報を共有し、災害時に円滑な支援や助け合いが行える体制づくりに取り組みます。
- 地域の防災活動の活性化に向けて、自主防災組織の設立・運営や活動を支援します。
- 災害時において、市民に迅速かつ分かりやすい情報提供が行えるよう、防災情報の発信体制の充実に努めます。
- 防犯に関する周知・啓発を行い、市民の防犯意識の向上に取り組みます。
-

基本目標4 地域福祉を担う基盤づくり（持続可能性）



（1）地域福祉を担う人材の育成と確保

【現状と課題】

- 高齢化，地域組織の担い手不足のため，自主防災組織の結成数，自主防災リーダーの認定者数が伸び悩んでいることから，防災リーダーの育成，自主防災組織の連携強化，防災意識の啓発など，地域防災力の強化を図る必要があります。
- 地域の支え合いを担う民生委員・児童委員は，高齢化の進行や生活様式の変化により担い手の確保が難しくなっています。単身世帯の増加や地域活動への参加者減少に伴い，一人ひとりの委員の負担が大きくなり，活動の継続性が課題となっています。また，住民の中には民生委員・児童委員の役割が十分に理解されていない方もおり，新たな候補者の発掘が進みにくい状況が続いています。
- 人口減少と生産年齢人口の減少が進む中，福祉・介護人材の担い手不足は深刻な状況にあります。必要なサービスの提供を確保するためには，処遇改善や離職防止，資格取得によるスキルアップ支援とともに，福祉・介護職への就業促進が必要です。また，福祉・介護職員の負担軽減とサービスの質の向上を図るため，元気な高齢者や子育て世代などが掃除や見守り等の介護の周辺業務を担う「介護助手（ケアパートナー）」の導入を促進していますが，現状ではまだ十分に普及しているとは言えません。
- ひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦のみの世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中で在宅生活を維持するためには，地域の支え合いが不可欠であるが，地域活動につながりにくい状況にあります。
- ゲートキーパー養成については，周知や啓発活動を拡大し，多くの人が受講する必要があります。

【施策の方向性】

- ・地域での助け合い・支え合いの中核となる民生委員・児童委員や福祉・介護人材などの担い手の確保，育成を進めるとともに，情報発信や周知啓発を通じて地域への関心を高めます。専門職の資質向上とキャリアアップを支援しながら，多様な主体がそれぞれの専門性や希望に応じて参画できる環境を整備し，地域全体で福祉の基盤を支え合う意識の醸成を図ります。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
防災対策事業 (地域防災力の強化)	自主防災組織については、未結成地区に加入促進を働きかけるとともに、助成金を活用した地区の災害への備えや実効性のある防災訓練について啓発し、自主防災組織の充実強化を図ります。	危機管理課
防災対策事業 (地域防災力の強化)	自主防災リーダーについては、地域防災における「共助」の担い手として必要な知識と技能を習得・維持できるように、養成講習のカリキュラムを見直すとともに、認定後の充実強化研修の改善を図ります。	危機管理課
防災対策事業 (地域防災力の強化)	市民の防災意識については、市の危機管理職員による講話だけでは限界があるため、県の防災アドバイザーや語り部の活用を図るとともに、地域の防災リーダーが実施する講習・研修を積極的に計画し、市民の自発的な防災意識の啓発活動を支援します。	危機管理課
民生委員児童委員活動事業	企業や地域団体に対して民生委員・児童委員活動への理解と協力を依頼し、従業員が参加しやすい環境づくりを進めます。また、民生委員協力員のなり手を増やすことで、将来、民生委員・児童委員として活動しやすい体制を整えます。	福祉保健課
福祉保健事務費 (福祉の人材養成及び人材バンク事業)	福祉・介護分野の人材不足を解消し、福祉職・介護職への就業を促進するため、「くれ福祉人材バンク」を活用した求人情報の提供や就職相談、職場説明会を引き続き実施し、福祉・介護職への就労を支援します。 また、福祉・介護職への就労の第一歩となる「介護職員初任者研修」やキャリアアップにつながる「介護福祉士実務者研修」を実施し、人材の養成及び資質の向上を図ります。さらに、福祉・介護職員の負担軽減とサービスの質の向上を図るため、元気な高齢者や子育て世代などが掃除や見守り等の介護の周辺業務を担う「介護助手（ケアパートナー）」の導入促進や広報等の支援を行います。	福祉保健課

事業名	内容	担当課
【再掲】 生活支援サービス体制整備事業	多様化する困りごとに対応するため、生活支援コーディネーターを中心に地域全体で多様な主体による多様なサービスが提供できるよう体制づくりを進めます。地域住民、ボランティア、関係機関等が協力し、買い物やごみ出し、見守り、通いの場づくり等、日常生活を支える活動を広げていくことを目指します。また、地域の困りごとと支援する人や活動をつなぐことで、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることで、誰もが助け合いながら暮らせる地域づくりを目指します。	高齢者支援課
【再掲】 認知症施策推進事業（包括的支援推進員（愛称：福祉のキューピット）の配置）	市民一人ひとりが認知症への正しい理解を深められるよう、市と各高齢者相談室（地域包括支援センター）に配置された包括的支援推進員や認知症地域支援推進員が連携し、市民、小中学校、企業などを対象に認知症サポーター養成講座を実施しています。また、直接的な支援を希望する認知症サポーターにはステップアップ講座を行い、オレンジサポーターとして養成します。さらには、各高齢者相談室（地域包括支援センター）に設置するオレンジサポーターバンクにおいて、支援を必要とする高齢者のニーズと、オレンジサポーターが提供できる支援のマッチングを行い、地域社会における見守りや生活支援につなぐ支援を行っています。	高齢者支援課
保健福祉事業（認知症と共に生きるまち（認知症パッケージ事業））	認知症の人やその家族が孤立することなく、自宅や地域で役割を持ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、認知症に対する偏見の解消や早期に医療機関受診につながるよう市民の意識変化を目指し、「発症予防」、「早期発見」、「生活支援・重症化予防」、「介護者支援」及び「事故に対する補償」を認知症パッケージ事業として一体的に実施します。これにより、「認知症になっても大丈夫」という意識変革を促し、医療・介護・地域が切れ目なく本人と家族を支える包括的な体制構築に取り組んでいます。	高齢者支援課

事業名	内容	担当課
【再掲】 一般介護予防事業（介護予防支援事業）	高齢者が要介護状態になることを予防し、必要な知識等の普及・理解を図るため、運動機能向上、口腔ケアの推進、栄養改善、認知症予防の要素を取り入れた介護予防教室を開催し、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行います。また、歩いて行くことができる地域単位に筋力アップと地域交流を目的とした住民主体の通いの場の立ち上げ及び継続を支援し、リハビリテーション専門職の助言を受けながら筋力の維持向上を図ります。閉じこもりを防ぎ、役割を持っていきいきと住み慣れた地域で過ごすことができるよう総合的に支援することにより、健康の保持増進を図るとともに、フレイル予防、生活習慣病等の疾病・重度化を予防し、健康寿命の延伸を図ります。	高齢者支援課
【再掲】 地域介護予防活動支援事業（ふれあい・いきいきサロン）	高齢者をはじめ、地域住民が自宅から歩いて行ける場所に気軽に集い、多世代・多属性の交流による孤立防止や介護予防、住民同士の支え合い活動を自ら企画し、活動することで、生きがいづくりや仲間づくりにつながり、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくりの一端を担います。 また、本事業の運営に携わるボランティアを対象とした研修会の開催と、活動に対する助成を行うことで、活動の継続支援を行うと共に、事業の活性化と市全域での普及を図ります。	高齢者支援課
精神保健事業（自殺対策）	自殺のサインに気付き、見守り、必要に応じて専門機関につなぐゲートキーパーを養成します。 また、家族や身近な人に対して、正しい知識と理解に基づき、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターを養成します。	地域保健課
【再掲】 心身障害者相談支援事業（地域生活支援拠点等事業）	障害福祉サービス事業所等の従業者を対象に、質の高いサービス提供を行うための養成研修等を行います。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
【再掲】 心身障害者相談 支援事業（基幹 相談支援センタ ー事業）	相談支援事業所等を対象とする研修会の実施や自立支援協議会において関係機関のスキルアップを図る研修を実施します。	障害福祉課

【呉市社会福祉協議会における主な取組】

事業名	内容	担当課
【再掲】生活支援員・後見支援員等養成研修	福祉サービス利用援助事業「かけはし」における支援を担う「生活支援員」及び、成年後見制度の利用促進を地域で支える「後見支援員」等の養成を目的として、研修を実施します。研修では、事業の目的・制度概要、利用者の権利を尊重した支援の基本姿勢、金銭管理や福祉サービス利用援助に関する基礎知識を習得します。地域住民が支援に関わることで、利用者と地域とのつながりの維持・回復を図るとともに、権利擁護を担う地域人材の継続的な育成につなげます。	総合相談支援室
高校生福祉施設体験学習	呉市社会福祉施設連絡協議会と、その事務局を担う呉市社会福祉協議会が共同で、市内の高等学校等の生徒を対象に、社会福祉施設での体験学習を実施します。施設の現場を体験し、利用者や職員と関わることで、介護・障害・児童等の福祉分野への理解と関心を深めます。将来の進路選択における福祉分野への関心を喚起することで、次世代を担う地域の福祉人材の裾野拡大と職業意識の醸成に貢献します。	福祉サービス課
【再掲】くれ災害ボランティアセンターの設置・運営	大規模災害の発生時に、地域の多様な担い手が運営者となって被災者支援を行う体制づくりを目的に、平常時から運営研修や運営シミュレーションを実施します。あわせて、広島県社会福祉協議会と連携した災害ボランティア事前登録システムを運用し、災害に備えたボランティアの周知・登録に取り組みます。また、県内外の被災地からの要請に応じて職員を派遣し、災害ボランティアセンターの運営支援を行うなど、平常時の備えと発災時の対応の両面から地域の災害対応力の向上を図ります。	地域福祉課

【それぞれの役割】

- 【個人】 ○介護，認知症，見守り，防災等に関する講座や研修等に積極的に参加し，地域福祉やボランティア活動への関心と理解を深めます。
- 自分の経験や関心，生活スタイルに合わせて，介護助手（ケアパートナー）や地域の見守り・サロン活動，防災活動等の地域の担い手として，できる範囲で活動します。
-
- 【地域】 ○各種養成講座の受講を呼びかけ合うとともに，身近なサロン活動や防災訓練などを通じて，多様な住民（元気な高齢者，子育て世代，企業等）が無理なく参加・活動できる場をつくります。
- 民生委員・児童委員や自主防災リーダーなどの地域の担い手に対し，地域全体で理解と協力を得られる雰囲気づくりに努めるとともに，活動の負担軽減や新たな後継者の発掘，育成を進めます。
-
- 【呉市】 ○福祉・介護分野の専門職の資質向上やキャリアアップを支援し，「くれ福祉人材バンク」を活用した就労支援を行うとともに，各種養成研修（認知症サポーター，ゲートキーパー，生活支援員等）を推進することで，福祉・介護人材や地域福祉の担い手の確保・育成を図ります。
- 企業・地域団体に対する民生委員・児童委員の活動への理解促進や，介護助手等の導入普及を図り，地域福祉を支える多様な担い手が持続的に活動できる環境整備と仕組みづくりを進めます。
-

基本目標5 心のバリアフリーの促進



(1) 他者に対する思いやりの心の醸成

【現状と課題】

- 相手の立場に立って理解しようとする心のバリアフリーには、障害への無関心や理解不足を取り除く必要があります。
- 外見では分かりにくい障害を持つ方や、社会生活の中で生きづらさを抱えている方への配慮が課題であり、インクルーシブな社会の実現に向けては、学校教育での多様性教育の取組や市民一人ひとりの地域福祉に対する意識醸成が必要です。

【施策の方向性】

- ・相手の立場に立って理解しようとする「心のバリアフリー」を社会全体で推進していくためには、心の中にある見えない壁（心のバリア）を解消していくことが重要です。
- 引き続き、「呉市バリアフリー基本計画」との整合を図りながら、次世代を担うこどもたちへの教育と地域全体の意識改革を並行して進めるとともに、世代や属性を超えた交流の機会や教育・啓発活動を通じて市民一人ひとりの他者に対する思いやりの心を醸成します。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
【再掲】 心身障害者地域生活支援事業 (差別のない共生社会の実現に向けた取組)	障害のある人への理解不足や偏見など、心の中にある見えない壁（心のバリア）をなくすため、心のバリアフリーハンドブックを活用した市民対象の講座や小中学校での出前授業の実施、また、12月の障害者週間に合わせて講演会等を開催するなど、障害のある人への理解を促進するための様々な啓発活動を行っていきます。	障害福祉課

事業名	内容	担当課
【再掲】 保健福祉事業 (認知症と共に 生きるまち(認 知症パッケージ 事業))	認知症の人やその家族が孤立することなく、自宅や地域で役割を持ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、認知症に対する偏見の解消や早期に医療機関受診につながるよう市民の意識変化を目指し、「発症予防」、「早期発見」、「生活支援・重症化予防」、「介護者支援」及び「事故に対する補償」を認知症パッケージ事業として一体的に実施します。これにより、「認知症になっても大丈夫」という意識変革を促し、医療・介護・地域が切れ目なく本人と家族を支える包括的な体制構築に取り組んでいます。	高齢者支援課
精神保健事業 (心の健康づくり)	家族や身近な人に対して、正しい知識と理解に基づき、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターを養成します。	地域保健課
人権教育振興事業(命かがやけ作文事業)	人権尊重の意識向上を目的とした取組として、小学5年生から中学生を対象とした「命かがやけ作文」の募集や法務局主催の「全国中学生人権作文コンテスト」への協力をしています。	学校教育課

【呉市社会福祉協議会における主な取組】

事業名	内容	担当課
【再掲】 福祉教育推進事業	誰もが地域でともに生きる共生社会の実現に向けて、学校・地域団体・企業等からの依頼に応じた出前講座を実施します。車いす体験・高齢者疑似体験・手話・点字体験等の参加体験型のプログラムや、高齢者、障害者の生活実態及び地域福祉に関する講義等、多様なプログラムを組み合わせ実施します。実施にあたっては、社会福祉施設・高齢者相談室(地域包括支援センター)・住民団体・専門職団体・当事者団体等と連携し、福祉に対する正しい理解の促進と、多様性を尊重する意識の醸成を図ります。今後は、当事者が直接声を届ける機会の充実にも努めます。	地域福祉課

事業名	内容	担当課
【再掲】高校生福祉施設体験学習	呉市社会福祉施設連絡協議会と、その事務局を担う呉市社会福祉協議会が共同で、市内の高等学校等の生徒を対象に、社会福祉施設での体験学習を実施します。施設の現場を体験し、利用者や職員と関わることで、介護・障害・児童等の福祉分野への理解と関心を深めます。将来の進路選択における福祉分野への関心を喚起することで、次世代を担う地域の福祉人材の裾野拡大と職業意識の醸成に貢献します。	福祉サービス課

【それぞれの役割】

【個人】	○障害の有無にかかわらず、相手の立場に立って考え、互いを理解し尊重する意識を持ちます。 ○外見では分かりにくい障害を持つ方や、社会生活の中で生きづらさを抱えている方への理解を深め、困っている人への配慮や声掛けを行います。 ○人権や福祉、多様性に関する講演会や学習会等に積極的に参加し、心のバリアフリーへの理解促進に努めます。 ○地域活動や交流活動を通じて、多様な人とのつながりを深め、誰もが参加しやすい地域づくりに取り組みます。
【地域】	○地域や学校、関係団体等が連携し、障害理解や多様性に関する学習機会・交流機会の充実を図ります。 ○外見では分かりにくい障害を持つ方や社会との適用が困難な方への理解を広げ、地域全体で支え合う意識づくりを進めます。 ○障害のある人をはじめ、誰もが地域活動や行事に参加しやすい環境づくりに取り組みます。 ○こどもの頃から多様性を尊重する意識を育めるよう、地域ぐるみで福祉教育や交流活動を推進します。
【呉市】	○障害や多様性への理解を深めるため、広報・啓発活動や講演会、学習機会の充実に取り組みます。 ○学校教育や生涯学習を通じて、心のバリアフリーやインクルーシブ社会に関する教育・啓発を推進します。 ○障害のある人や支援が必要な人が安心して社会参加できるよう、合理的配慮の推進に努めます。 ○地域、学校、関係団体等と連携し、誰もが互いを尊重し支え合える共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(2) ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）※の促進

【現状と課題】

- 地域日本語教室空白地域において、にほんごボランティア養成講座の実施や多文化共生の場づくりの周知啓発が必要です。
- 言語・文化の相違により制度への理解に困難が生じることが想定されるため、関係機関と連携した理解促進を図ることが必要です。

【施策の方向性】

- ・年齢、性別、国籍、障害の有無などの多様性 に認め合い尊重する誰もが排除されることなく共に暮らすことができる地域社会の実現に向け、呉市国際交流協会等の関係機関と連携した多文化交流の場づくりや周知啓発活動を推進します。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
多文化共生推進事業	地域日本語教室空白地域の解消に向けた、にほんごボランティア養成講座を実施します。	地域協働課
人権啓発推進事業	外国人差別の解消に向けた啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課

【それぞれの役割】

- 【個人】
- 外国人住民を地域の一員として理解し、互いの文化や価値観を尊重しながら交流を深めます。
 - 地域日本語教室や多文化交流活動に積極的に参加し、外国人住民が地域で安心して暮らせる環境づくりに協力します。
 - 言葉や制度の違いにより困りごとを抱えている外国人住民に対して、声掛けや必要な情報提供に努めます。

- 【地域】
- 地域日本語教室や交流活動を通じて、外国人住民が地域とつながる機会や居場所づくりを進めます。
 - にほんごボランティアの養成や活動支援を行い、多文化共生を支える人材の確保・育成に取り組みます。
 - 自治会、各地区公衆衛生推進協議会、単位民生委員児童委員協議会、地域団体、学校、関係機関等が連携し、外国人住民が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
 - 外国人住民が孤立しないよう、地域全体で見守りや支え合いの意識づくりに取り組みます。

-
- 【呉市】
- 地域日本語教室の空白地域の解消に向け、日本語学習の機会づくりや、にほんごボランティア養成講座の実施を進めます。
 - 多文化共生に関する周知・啓発を行い、互いの文化や価値観を尊重する地域づくりを推進します。
 - 外国人住民が必要な制度や支援を理解し利用できるよう、多言語や分かりやすい情報提供の充実に努めます。
 - 関係機関と連携し、外国人住民の生活相談や福祉、教育、防災等に関する支援体制の充実に図ります。
-

(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの促進

【現状と課題】

- ICTの活用・関係機関との連携による新たな情報共有の仕組みづくりが必要です。
- 障害のある人が情報を得にくい方がいることから、障害の特性に応じた手段で、それぞれに必要な情報が入手できるよう、工夫した対応が必要です。
- 情報提供手段の不足により、支援を必要とする高齢者や障害者等に情報が届きにくくなり、早期発見や適切な支援につなげるまでに時間を要する場合があります。情報提供に当たっては、分かりやすい日本語や多言語対応など情報のユニバーサルデザイン化やプッシュ型の情報提供への転換など、デジタルデバイド（情報格差）対策が必要です。

【施策の方向性】

- ・呉市情報コミュニケーション条例に基づき、障害の特性に応じた情報の取得がしやすい環境整備などに取り組むとともに、高齢者や障害者、子育て世帯など、情報を必要とする誰もが必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

事業名	内容	担当課
多文化共生推進事業	多文化共生イベントや外国人に必要な情報を多言語により発信します。	地域協働課
【再掲】 すこやか子育て事業（アプリやサイトの運用）	こどもの予防接種管理や成長記録、イベントなど子育てに関する情報を入手・活用できるアプリ（くれっこアプリ）を運用したり、子育て情報総合サイト「くれ子育てねっと」に、市民等の目に留まりやすく、呉市の子育て支援制度を理解してもらうため、動画などを活用した特設ページを作成します。	こども支援課

【それぞれの役割】

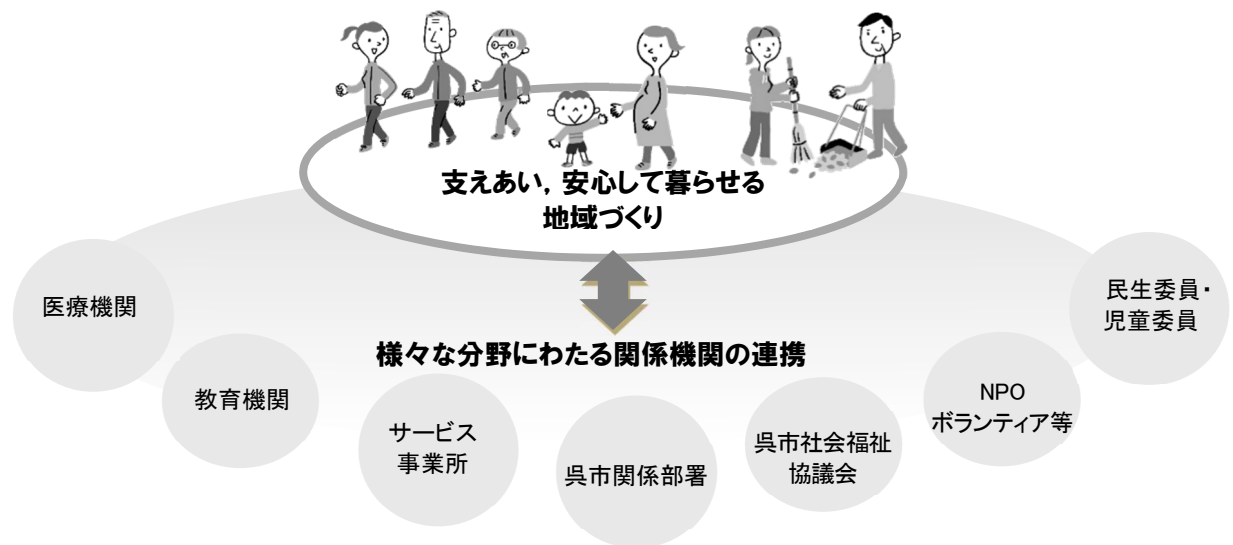
-
- 【個人】
- 必要な情報を主体的に取得し，地域や市が提供する相談窓口や支援制度を活用します。
 - ＩＣＴ機器やデジタルサービスについて学び，活用する意識を持ちます。
 - 情報を得にくい人に対し，家族や近隣住民などが声かけし，情報共有に協力します。
 - 障害の特性や多様なコミュニケーション手段への理解を深め，誰もが情報を得やすい環境づくりに努めます。
 - 個人情報やプライバシー保護の重要性を理解し，適切な情報の取扱いに配慮します。
-
- 【地域】
- 自治会，各地区公衆衛生推進協議会，地区社会福祉協議会，単位民生委員児童委員協議会，関係団体等が連携し，地域内での情報共有や見守り活動を進めます。
 - 高齢者，障害者，外国人，デジタル機器の利用が困難な人など，情報を得にくい人への支援を行います。
 - 地域のサロンや交流の場などを活用し，必要な制度や相談窓口の情報を分かりやすく伝えます。
 - ＩＣＴ活用に関する学習機会や支援活動を進め，デジタルデバイドの解消に努めます。
 - 関係機関との連携を深め，地域課題や支援情報の共有を進めます。
 - 個人情報保護に配慮しながら，支援が必要な人を適切な機関につなぎます。
-
- 【呉市】
- 呉市情報コミュニケーション条例に基づき，誰もが必要な情報を取得しやすい環境整備を進めます。
 - ＩＣＴを活用した情報共有や相談支援の仕組みづくりを推進します。
 - 福祉・医療・介護・防災等の関係機関との情報連携体制を強化します。
 - 専門用語や制度内容を分かりやすく整理し，やさしい日本語，多言語，音声，点字，手話，図解など多様な手段による情報発信を進めます。
 - 必要な人に必要な情報を届けるため，プッシュ型の情報提供やアウトリーチを推進します。
 - 高齢者や障害者等のデジタルデバイドに配慮し，対面・電話・紙媒体など複数の情報取得手段を確保します。
 - 市の相談窓口や支援制度の周知を強化し，相談しやすい環境づくりを進めます。
 - 情報共有と個人情報保護の両立を図り，適切な情報管理と運用を徹底します。
-

第5章 本計画の推進体制

(1) 関係機関との連携

本計画は、市の関係部局と様々な機関が互いに連携を図りながら、幅広く意見や助言を募ります。また、定期的に計画の進捗状況の確認・共有や検討を行うとともに、住民主体の地域づくりを支えます。

■関係機関との連携図



(2) PDCAサイクルに基づく計画推進

呉市保健福祉審議会等において、関係機関や地域の団体とも連携しながらPDCAサイクルに基づく継続的な推進及び改善を図ります。



(3) 数値目標・成果指標の設定

本計画に掲げた施策の実効性を担保するため、各取組内容から効果測定に適した指標を抽出し、設定しています。

各基本目標における具体的な事業進捗を測る「数値目標」を主軸としつつ、住民の意識や行動の変化を捉える「成果指標」も取り入れています。特に、基本目標5「心のバリアフリーの促進」については、3年ごとに実施される「呉市障害福祉に関するアンケート調査」の設問も「成果指標」として活用し、現状値との比較からその成果を測るものとします。

※現状値は、原則として令和7年度の数値を掲載しています。ただし、令和7年度の数値が把握できない指標については、直近で把握可能な最新年度の数値を掲載し、年度を明記しています。

ア 基本目標1 地域福祉の意識醸成と支え合いによる地域づくりの促進

指標名	現状値	目標値	担当課
障害者週間記念行事への参加者数	340 人	400 人	障害福祉課
住民が主体的に運営する運動を中心とした通いの場として、月2回以上開催する箇所数と参加人数	144 か所 2,299 人	160 か所 2,400 人	高齢者支援課
がん検診受診率 (胃がん, 肺がん, 大腸がん, 乳がん, 子宮頸がん)	胃がん 3.0% 肺がん 3.1% 大腸がん 3.7% 乳がん 12.3% 子宮頸がん 21.7% (R6年度)	胃がん 60% 肺がん 60% 大腸がん 60% 乳がん 60% 子宮頸がん 60%	福祉保健課

イ 基本目標2 地域福祉を支える体制の充実

指標名	現状値	目標値	担当課
呉市つながりプラットフォームの参画団体数	27 団体	55 団体	重層的支援推進室
自らが選んだ地域において、安心して自分らしい生活を実現するために、障害福祉施設から、元の住まいやグループホーム等に生活の拠点を移した人数	4 人	5 人	障害福祉課
自立相談支援による就労者数(累計)	215 人	367 人	生活支援課
ヤングケアラー認知度(子供の生活に関する実態調査)	小学5年生: 4.5% 中学2年生: 14.1% (R5年度)	小学5年生: 50% 中学2年生: 50% (R10年度末)	こども家庭相談課

ウ 基本目標3 尊厳を守り、安心して暮らせる環境整備（権利擁護・安全・防災）

指標名	現状値	目標値	担当課
防災情報伝達アプリのダウンロード率（人口比）	1.5%	40%	危機管理課
個別避難計画作成率	92.5%	100%	危機管理課・高齢者支援課・障害福祉課
地域の防災訓練における個別避難計画の訓練実施率	0%	57.1%	危機管理課

エ 基本目標4 地域福祉を担う基盤づくり（持続可能性）

指標名	現状値	目標値	担当課
民生委員・児童委員の充足率	93.4%	100%	福祉保健課
介護職員初任者研修修了者の就職率	70.8%	100%	福祉保健課
オレンジサポーター数（受講者累計）	431人	670人	高齢者支援課

オ 基本目標5 心のバリアフリーの促進

指標名	現状値	目標値	担当課
「心のバリアフリーハンドブック」を活用する小学校や地域での出前講座の回数	3件	10件	障害福祉課
障害があることを理由に差別された経験がある人の割合（呉市障害福祉に関するアンケート調査）	25.2% （R5年度）	0%	障害福祉課

資料編

(1) 用語解説

(2) 呉市保健福祉審議会について